



前橋市 こども 計画

令和8年度 → 令和11年度

こどもも幸せに暮らせる
前橋市スマイル計画



令和8年3月
前橋市

はじめに

このたび、こどもたちが健やかに育ち、夢や希望を持って未来へ歩んでいけるよう、「前橋市こども計画」を策定いたしました。

前橋市では子育てと教育を最優先に、子育て支援や教育環境の充実、こどもの権利を守る取組など、こどもに関わる様々な施策を進めてまいりました。一方で、家庭のあり方の多様化や地域とのつながりの希薄化、社会の情報化など、こどもたちを取り巻く環境は日々変化しており、また子育てにおけるニーズも多様化しています。そのため、これまで以上にこどもや子育て当事者の声に耳を傾け、必要な支援を施策に反映していくことが重要になっております。

本計画は、国のこども基本法の理念を踏まえ、本市に暮らすすべてのこどもたちが、安心して自分らしく生きることができる社会の実現を目指すものです。策定にあたっては、市民の皆様や関係機関のご協力をいただくとともに、こどもや若者の意見を直接聴きながら、丁寧に進めてまいりました。

こどもたちの声には、私たち大人が気づかない視点や、未来への希望がたくさん詰まっています。本計画には、そうした声を反映しながら、「こどものまち前橋」の実現に向けた理念や目標、具体的な取組を盛り込みました。

こどもは、未来をつくるかけがえのない存在です。そして本計画は、行政のみで進められるものではありません。地域の皆様、学校、企業、こどもたち自身が一体となって取り組むことが大切です。本市がこどもたちの笑顔であふれるまちであり続けられるよう、皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見とご助言を賜りました市民の皆様、並びに各種関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和8年3月

前橋市長 **小川 あきら**



目次

contents

総論

第1章 前橋市こども計画について

1	計画策定の背景・趣旨	2
2	計画の位置づけ	8
3	計画の期間	10
4	計画の対象	11

第2章 前橋市の現状

1	人口動態	14
2	こども・若者をめぐる状況	17
3	こども施策の取組状況	22

第3章 前橋市が目指す姿

1	こども・若者の願い	26
2	基本理念	34

基本理念 全てのこどもが夢や希望を持ち、笑顔で自分らしく育つことができる、
みんなが幸せなまちをつくる

3	基本目標	35
---	------	----

第4章 計画の推進

1	施策体系	38
2	推進体制	40
3	進捗状況の管理	41

各論

第5章 施策の展開

1	施策の展開	44
---	-------	----

基本目標1 こどもが権利の主体であることを共有し、その声を聴き、ともに社会をつくる前橋市の実現

施策の柱1	こどもの権利の普及促進	45
施策の柱2	こどもの意見表明と社会参加の促進	50

基本目標2 こどもから若者、子育て当事者へ切れ目のない支援や環境を整え、こどもが健やかに育つ、育てることができる前橋市の実現

施策の柱1	ライフステージ共通の支援	54
施策の柱2	こども・若者への支援	60
施策の柱3	子育て当事者への支援	65
施策の柱4	こども・若者や家族の状況に応じた支援	72

基本目標3 こどもが安全に、安心して、自ら学び、成長できるまちをみんなでつくり、全ての市民、事業者など市全体でこどもの成長を支え、未来につなぐ前橋市の実現

施策の柱1	保育・教育現場の取組	78
施策の柱2	官民連携・協働	80
施策の柱3	地域での活動	82
施策の柱4	安全・安心に成長できる環境の整備	85
施策の柱5	こどもの居場所づくり	87
施策の柱6	相談体制の充実	89

2	成果指標と目標値	95
---	----------	----

資料編

1 計画の検討

- (1) 計画の検討体制 102
 - ① こどものまち前橋推進本部
 - ② こども計画ワーキンググループ
 - ③ こどものまち前橋有識者会議
 - ④ こどものまち前橋若者会議
- (2) 計画の検討経過 110

2 前橋市こども基本条例

- (1) 条例の検討 112
- (2) 条例の全文 114

3 用語解説

- 用語解説 117



こどもの笑顔があふれる

- 前橋市では、未来を担う子どもたちの想いや考えを聴きながら、こども計画の内容を検討してきました。取組の1つとして開催した小中学生を対象のワークショップでは、こども計画の理念や内容につながる「前橋市をどんなまちにしたいか」や「そのためにどうすればいい？」などを子どもたちが話し合い、考えをまとめて発表しました。
- ワークショップに参加した子どもたちは、学校や学年の垣根を超えて、一人一人が真剣に前橋市の将来について考えて意見を出してくれました。こどもの目線で提案された意見は、大人だけでは考えつかない内容も多く、大切な意見として計画に反映させていただきました。
- 前橋市では、こどもに関わる施策について、今後もこどもの意見を聴くことを大切にしていきます。

まえばしこどもワークショップ



実施概要

題名	まえばしこどもワークショップ ～こどもの笑顔があふれるまちって、どんなまち?～
日時	令和7年8月24日(日) 13:30～16:30
会場	保健センター4階会議室
対象	市内在住、在学の小学4年生～中学3年生
参加者	11名(男5名、女6名)＝公募＝
若者委員	4人(こどものまち前橋若者会議 大学生委員)

まちを目指して



ワークショップの意見が子ども計画に反映されています

計画の
サブタイトル

子どもも幸せに暮らせる前橋市スマイル計画

基本理念

全ての子どもが夢や希望を持ち、笑顔で自分らしく育つことができる、みんなが幸せなまちをつくる

基本目標

- 1
子どもが権利の主体であることを共有し、その声を聴き、ともに社会をつくる前橋市の実現
- 2
子どもから若者、子育て当事者へ切れ目のない支援や環境を整え、子どもが健やかに育つ、育てることができる前橋市の実現
- 3
子どもが安全に、安心して、自ら学び、成長できるまちをみんなでつくり、全ての市民、事業者など市全体で子どもの成長を支え、未来につながる前橋市の実現

ワークショップでの主な意見

A
グループ

子ども計画の名称案	のびのび育つ子どものミライつくります。前橋			
① あなたが大切にしたいことは？	<ul style="list-style-type: none"> みんなのこころ 少数派の意見 	<ul style="list-style-type: none"> みんなの本当の自由とほかの人の自由を奪わない 活躍できる社会 	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な未来 愛 お金 	<ul style="list-style-type: none"> 未来 未来のさらにその先 安心して住める家
② 前橋市をどんなまちにしたい？	<ul style="list-style-type: none"> ストレスがない市 いじめのない市 どこにいても自分らしくいられる市 	<ul style="list-style-type: none"> いろんな仕事につきやすい市 SDGsが達成できる市 観光ランキングNo.1の市 	<ul style="list-style-type: none"> どこにいても安心できる市 治安が良い市 車の交通事故の心配がない市 	<ul style="list-style-type: none"> 緑がいっぱいな市
③ そのためには、どうすればいい？	<ul style="list-style-type: none"> ストレスを感じたら休める場所 「わたしメッセージ」を書ける掲示板（「わたしはこう思う」相手を傷つけない主張） 意見を言える場所 	<ul style="list-style-type: none"> 可能性を広げられる体験型のイベントを長期休みに開く 風力発電やソーラーパネルを公共施設に 	<ul style="list-style-type: none"> 赤城山登山&キャンプ 路面電車を復活 学校のセキュリティを上げる（子どもを見守ってくれる大人を増やす） 	<ul style="list-style-type: none"> スプレーアートをしていい場所をつくり、アート作品に道を広げる

B
グループ

子ども計画の名称案	子どもも幸せに暮らせる前橋市スマイル計画							
① あなたが大切にしたいことは？	<ul style="list-style-type: none"> 家族 友だち 自分 	<ul style="list-style-type: none"> 水 食べ物 安全第一 	<ul style="list-style-type: none"> 自分が思うもの 個性 	<ul style="list-style-type: none"> 将来の夢 自然環境 SDGs 	<ul style="list-style-type: none"> 自由 人間 与えられた命 	<ul style="list-style-type: none"> 人生 やさしい心 しあわせ 	<ul style="list-style-type: none"> 人権 動物の与えられた命 	
② 前橋市をどんなまちにしたい？	<ul style="list-style-type: none"> みんなが夢に向かってがんばれるまち みんなの笑顔であふれるまち しあわせであふれるまち みんながおいしいごはんを食べられるまち 	<ul style="list-style-type: none"> 色々な場所に行きやすいまち スーパーやコンビニが近くにあって生活しやすいまち 困っている人が支援を受けやすいまち 	<ul style="list-style-type: none"> みんなが安心して過ごせる犯罪のないまち 災害のないまち 自然を守るまち 協力するまえばし市 	<ul style="list-style-type: none"> 絶滅危惧種を大事にするまち 排気ガスが少ないまち 自分らしく生きられるまち 本を守るまち 				
③ そのためには、どうすればいい？	<ul style="list-style-type: none"> 助け合ったり、協力したりする 子どもが活躍できる場所を増やす（公園など） 道路を整備する 日頃から交通ルールを守る 	<ul style="list-style-type: none"> 支援活動について地域の人たちに知ってもらう 地域の人みんなでごみ拾いなどの活動に参加する 図書館で全く読まれない本を失くす→借りられていない本のコーナーをつくらせて読んでもらう 	<ul style="list-style-type: none"> みんなが自分の意見や相手の意見を聞いたりする 排気ガスが出る車をガスを出さないのに改造してもらう 家庭ごみを減らす 木を切りすぎない、植林 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の個性を大切に（相手の個性も） 周りの人が意見を否定しない 募金したり保険の制度を充実させたりする 				

C
グループ

子ども計画の名称案	地域をより良く！まえばし子どもにここぞ計画						
① あなたが大切にしたいことは？	<ul style="list-style-type: none"> 楽しみ やりたいことができる 	<ul style="list-style-type: none"> まち 衣食住 環境 	<ul style="list-style-type: none"> 仲間（友だち） 協力 人 	<ul style="list-style-type: none"> 安全 平和 動物 	<ul style="list-style-type: none"> いのち 勉強 ルール、法律 	<ul style="list-style-type: none"> 権利 自然 植物 	
② 前橋市をどんなまちにしたい？	<ul style="list-style-type: none"> 差別なく公平に過ごせるまち 楽しいまち やりたいことができるまち 	<ul style="list-style-type: none"> （事件・事故がない）安全なまち 信頼できるまち 	<ul style="list-style-type: none"> 人と動物が共存できるまち 命を大切にできるまち 	<ul style="list-style-type: none"> 学べるまち ルールがあるまち 			
③ そのためには、どうすればいい？	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室を年2回以上やる 「動物注意」の看板をたてる 友だちを大切に 	<ul style="list-style-type: none"> 命の大切さを学ぶ授業をする 学校で動物を飼う 差別をなくす授業をする 	<ul style="list-style-type: none"> 塾の数を増やす クイズ、〇×クイズで楽しく学ぶ クイズで法律を学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> イベントをたくさんやる 声を届けるため意見箱を設置 			



第1章

前橋市こども計画について

- 1 … 計画策定の背景・趣旨
- 2 … 計画の位置づけ
- 3 … 計画の期間
- 4 … 計画の対象

「こども」の表記について

この計画では、こども基本法と同じく、原則ひらがな表記の「こども」を使用しています。ただし、法令等で定められている場合や、固有名詞を用いる場合、他の語との関係でひらがな表記以外を使用することが適切と判断される場合は「子供」、「子ども」、「児童」などを使用しています。



第1章

前橋市こども計画について

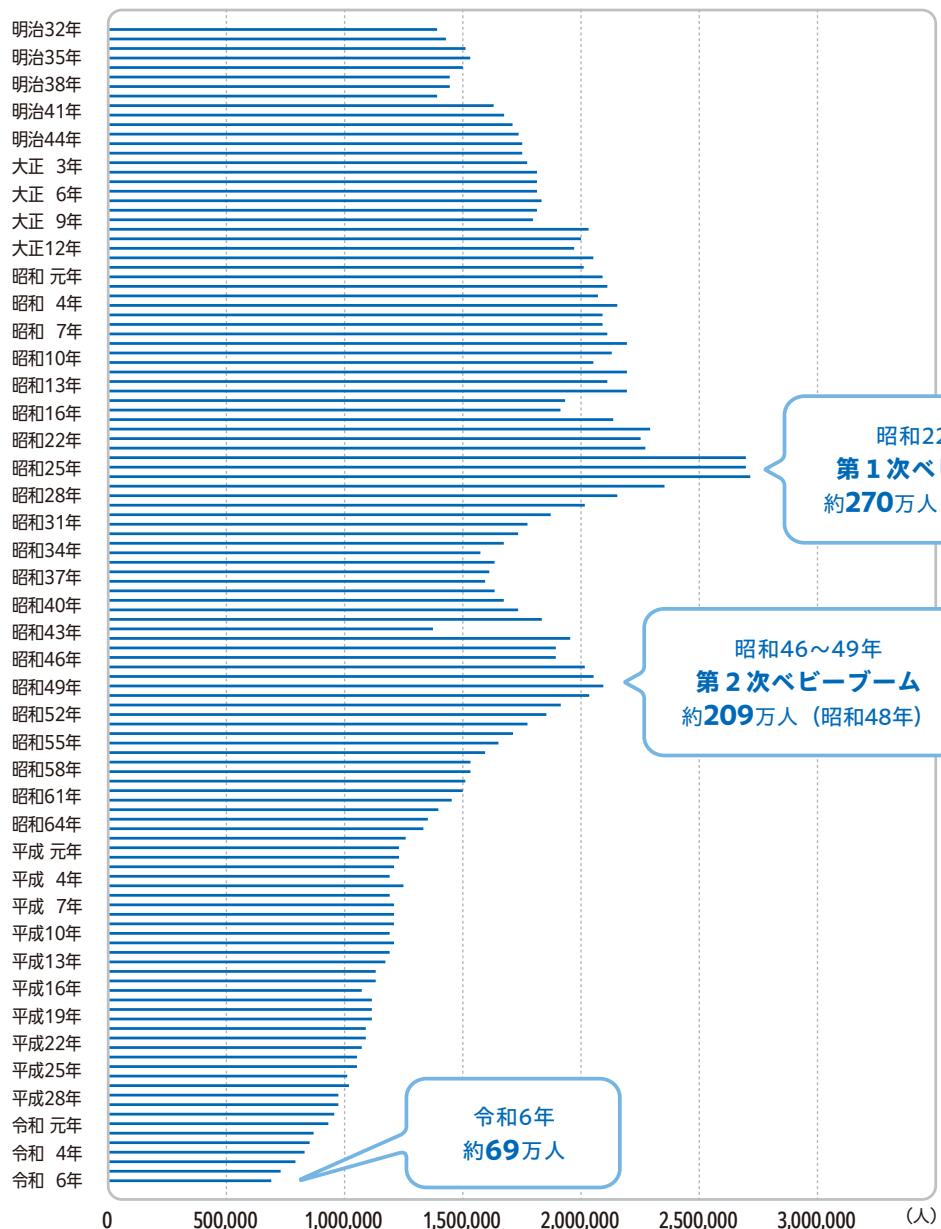
1

計画策定の背景・趣旨

人口、出生数の減少

- 日本の人口は平成20年をピークに減少が始まり、同年の1億2,808万人から令和6年の1億2,380万人へと、この16年間で400万人以上が減少しました。
- 人口減少の主な要因は少子化で、出生数は最も多かった昭和24年には約270万人、第2次ベビーブームの昭和48年には約209万人でしたが、直近の令和6年には約69万人と大きく減少しています。同年の合計特殊出生率も1.15と過去最低を記録して、日本の人口減少は加速しています。

■ 日本の出生数

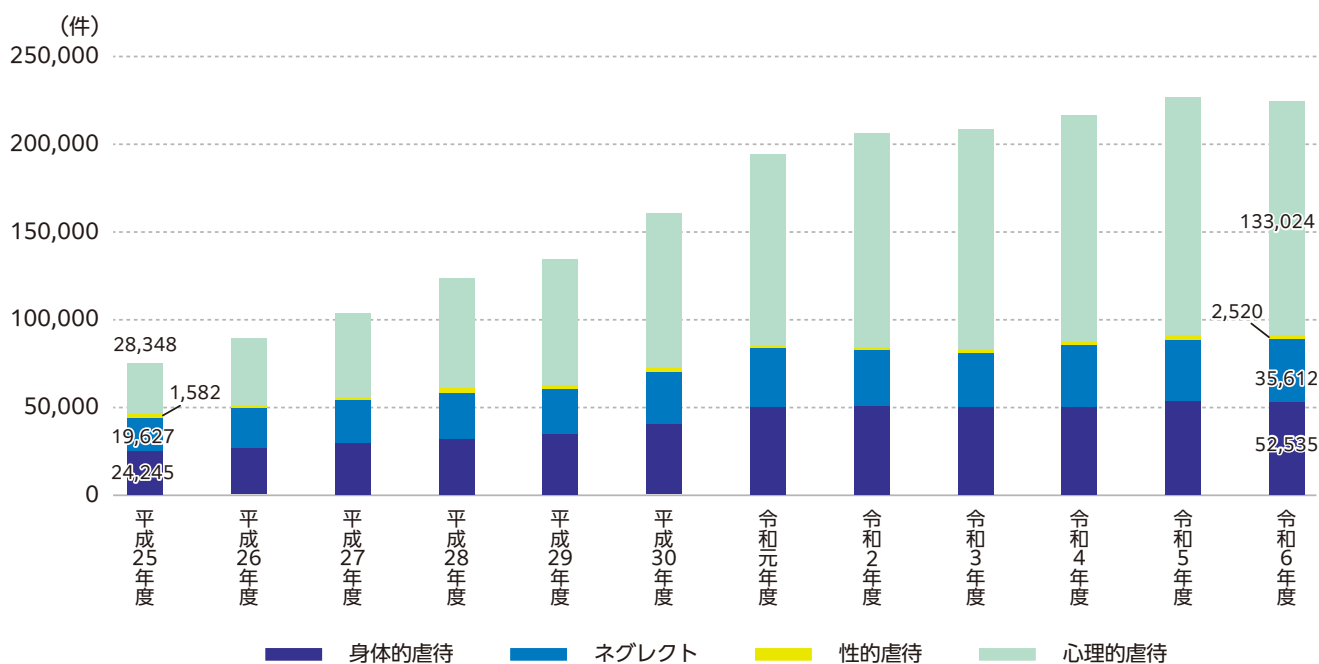


出典：人口動態調査（厚生労働省）

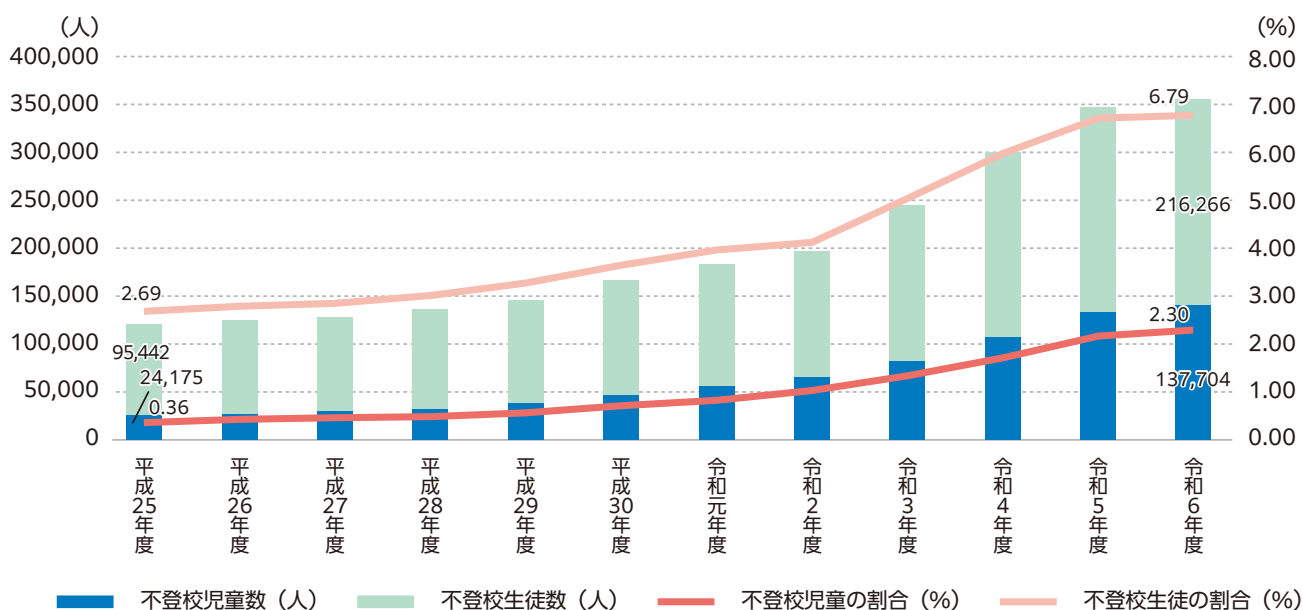
近年のこども・若者を取り巻く環境

- 人口の減少が進む中、家族の構成やライフスタイルも変化しています。人口が減少する一方で、世帯数は増加が続いています。これは一世帯あたりの家族の人数が減っていることを意味し、平成16年には1世帯あたりの平均人数が2.72人でしたが、令和6年は2.20人となり、以前に比べ3世代で暮らす世帯が大きく減少し、単身の世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。
- また、こどものいる世帯では、ともに働きながら子育てを行う夫婦も増え、多忙な生活を送る中で家族で一緒に過ごす時間や、地域とのつながりを持つ機会が減っています。一方で、携帯電話やインターネットが生活に浸透するとともに、より低年齢のこどもにも普及し、SNSやゲームを通じて人とつながることや情報を得ることなど、コミュニケーションの方法も大きく変化しています。
- 家庭や社会の環境が大きく変化している中、こどもや若者の間では、不登校、児童虐待、貧困などの困難な状況を抱える人が増えています。さらに、近年ではこどもが家庭の事情から、家事や親の世話を日常的に行うヤングケアラーも新たな社会問題として取り上げられています。

■ 児童相談所における児童虐待相談対応件数（全国）



■ 不登校児童生徒数（全国）



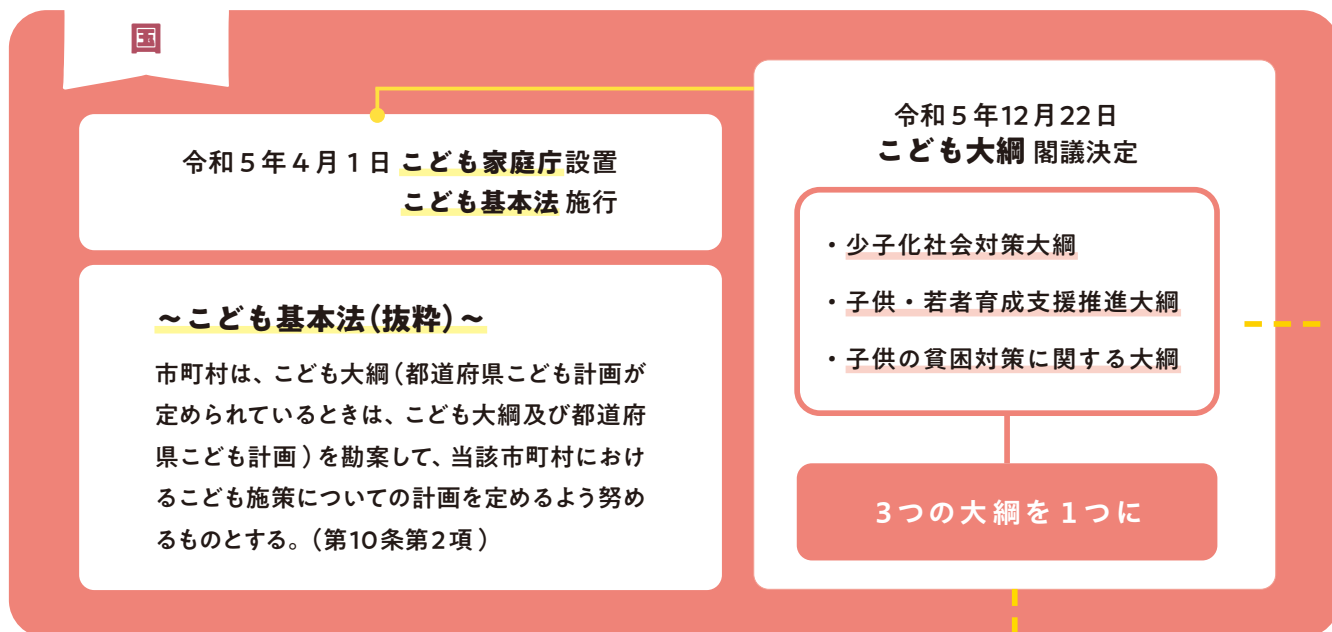
国・県の動向

- こどもや若者を取り巻く環境が大きく変化する中、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、政府全体のこども施策を強力に進めるための司令塔として、令和5年4月1日にこども家庭庁が創設されました。
- さらに同日、全てのこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体でこども施策に取り組むことができるよう、基本理念や基本となる事項を定めるなど、こども施策を総合的に推進していくことを目的に、「こども基本法」が施行されました。
- こども基本法に基づいて、同年12月にはこども施策に関する基本的な方針、重要事項やこども施策を推進するために必要な事項を定めた「こども大綱」が策定されました。こども大綱では、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱が1つに束ねられるとともに、こどもの権利保障やウェルビーイングの実現に向けた施策を包括的に示し、総合的かつ一体的にこども施策を進めています。
- こども基本法第10条では、都道府県はこども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を策定すること、また、市町村はこども大綱、都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を策定するように努めることが定められています。群馬県では、これまでのこども、若者を巡る課題を一体的・効果的に解決するために策定された「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」に代わり、こども大綱を踏まえ、こどもの権利をより重視した「ぐんまこどもビジョン2025」を策定し、令和7年4月から計画を開始しています。

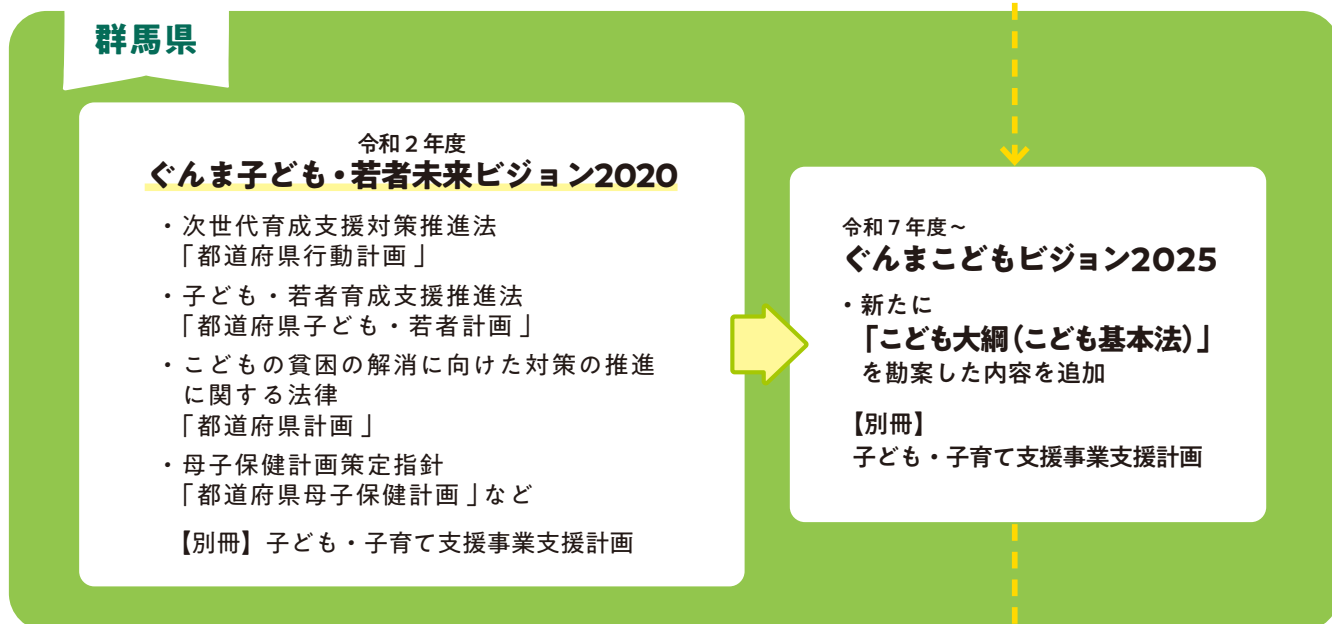
前橋市の考え

- これまで本市では、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援の充実などについて「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定して各取組を進めてきました。この計画では、基本理念として「こどもの最善の利益が実現するまちを目指します」を掲げ、法定の内容に加えて、母子保健や児童虐待の防止、仕事と家庭生活との両立の推進など、幅広い施策を盛り込み、本市のこども施策の中心的な計画としてきました。
- 本市では、近年のこどもや若者を取り巻く環境の変化や国、県の動向を踏まえて、これまで以上にこども施策を強力に、総合的に推進し、本市の全てのこども、若者が笑顔で自分らしく、幸せに育つことができる市を実現するために、令和7年4月に計画が開始されている「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」を包含する形で、新しく「前橋市こども計画」を策定しました。



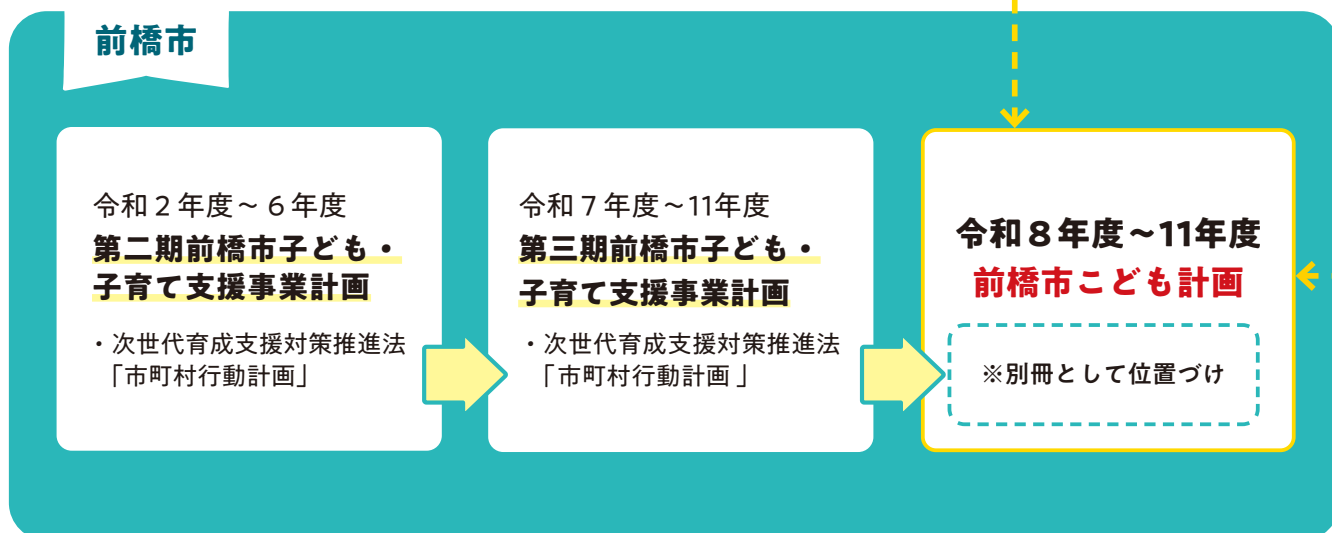


勘案



勘案

勘案



こども大綱、ぐんまこどもビジョン2025 抜粋

こども大綱

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

こども施策に関する基本的な方針（6本の柱）

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- | | | | |
|---|---|---|---|
| <p>1</p> <p>こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等</p> <p>こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等</p> | <p>2</p> <p>多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり</p> <p>遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり等</p> | <p>3</p> <p>こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供</p> <p>成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援</p> | <p>4</p> <p>こどもの貧困対策</p> <p>教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援</p> |
| <p>5</p> <p>障害児支援・医療的ケア児等への支援</p> <p>地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等</p> | <p>6</p> <p>児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援</p> <p>児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援</p> | <p>7</p> <p>こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組</p> <p>こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策等</p> | |

2 ライフステージ別の重要事項

1 こどもの 誕生前から 幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保、こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

2 学童期 ・ 思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等、居場所づくり、小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実、成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育、いじめ防止・不登校のこどもへの支援、校則の見直し・体罰や不適切な指導の防止、高校中退の予防、高校中退後の支援

3 青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

高等教育の修学支援、高等教育の充実、就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組、結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

ぐんま子どもビジョン2025

目指す社会の姿

こどもたち一人一人が大切にされ、
全ての人がこどもの育ちを支える社会
～未来を創る好循環～

基本理念

次代を担うこども・若者にとっての最善の利益を優先し、
こどもや子育てに関わる全ての人々が幸せを実感できるよ
う、当事者の声を聴きながら、ともに推進します。

基本方針

1

全てのこどもの将来にわたる ウェルビーイングの保障 【ライフステージ共通】

こどもの権利の理解と社会全体での共有、非認知能力育成と活躍できる機会づくり、切れ目ない保健・医療の提供、困難な状況にあるこども・若者への支援

2

「はじめの100か月」を 社会全体で支える 【こどもの誕生前～幼児期】

妊娠前から幼児期までの切れ目ない保健・医療の提供、「愛着形成」と「遊び」を通じた成長の保障

3

心身の健やかな成長と自己肯定感 を高めるための環境を整える 【学童期・思春期】

安心して過ごし学べる学校生活の充実、多様な居場所づくり、性に関する教育や相談支援の充実、社会的な自立に必要な知識の習得、学校生活での様々な困難に応じた適切な対応

4

可能性を伸ばし、希望する 将来の実現を応援する 【青年期】

高等教育の修学支援と教育の質の向上、希望するライフキャリアの実現に向けた支援

5

こどもの育ちを支える 大人への支援 【子育て当事者】

子育て当事者の不安や負担の解消、共働き・共育ての推進

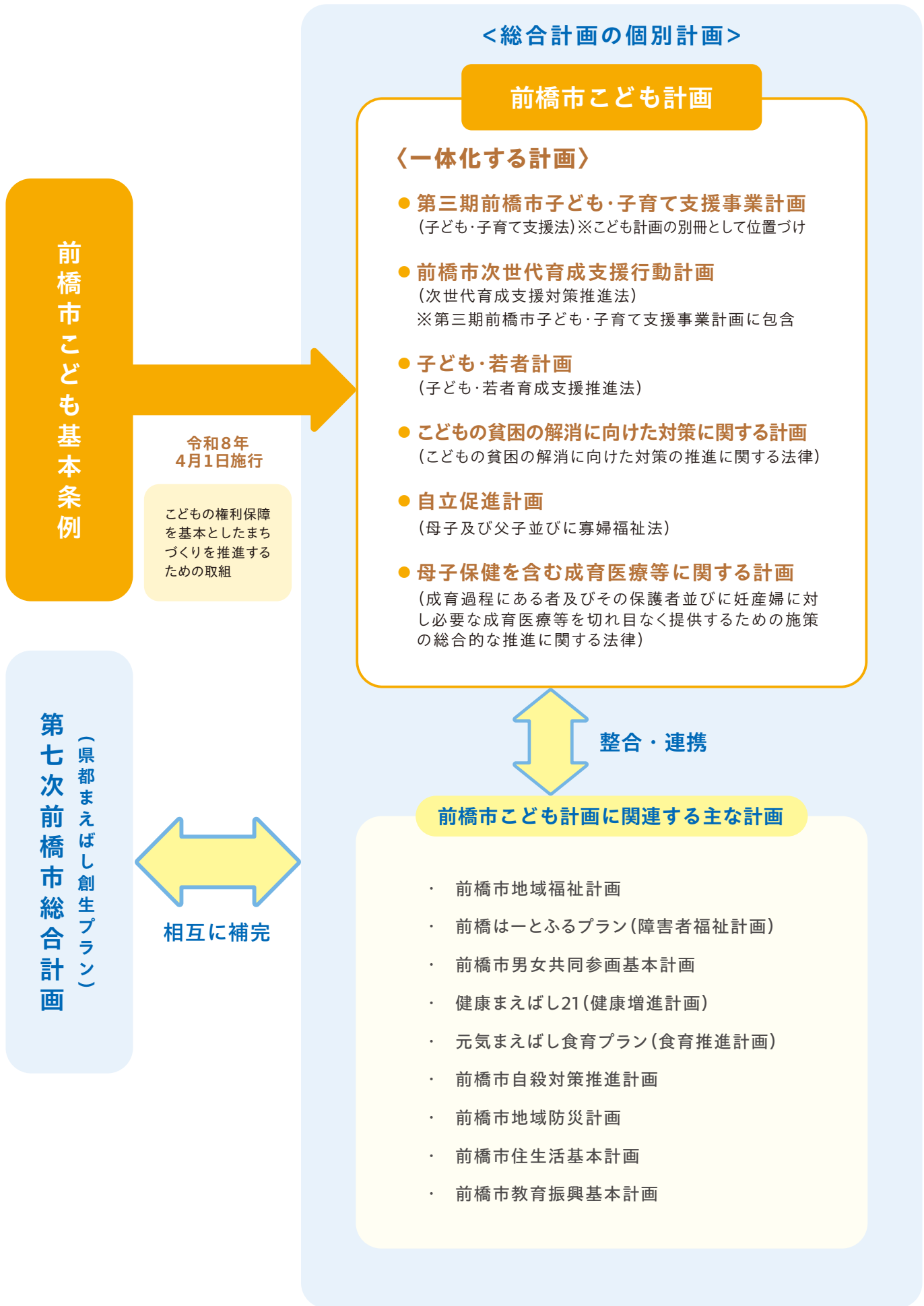
計画の法的根拠、一体化する計画

- 「前橋市こども計画」はこども基本法第10条第2項に規定された市町村こども計画として、本市のこども施策を総合的に推進するための計画として策定しました。
- また、「前橋市こども計画」は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）」を踏まえた「母子保健を含む成育医療等に関する計画」と一体の計画としています。
- さらに、こども基本法第10条第2項では、市町村が作成するこども計画はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して作成するよう努めるものとされているため、本市のこども計画は「こども大綱」及び「ぐんまこどもビジョン2025」の内容を勘案して作成しています。

市の関連条例及び計画

- こどもの権利を保障し、こどもが安心して健やかに自立した個人として成長できる社会の実現を目指す「前橋市こども基本条例」（令和8年4月1日施行）の理念や役割を取組として実施する計画とします。
- 「前橋市こども計画」は本市の将来都市像を示す「第七次前橋市総合計画」のこども分野の個別計画とし、相互に補完し合う計画として位置づけます。
- また、その他にも本市で策定している、こどもや若者、子育て当事者などに関連する計画とも整合を図りながら、連携して取組を進めていきます。

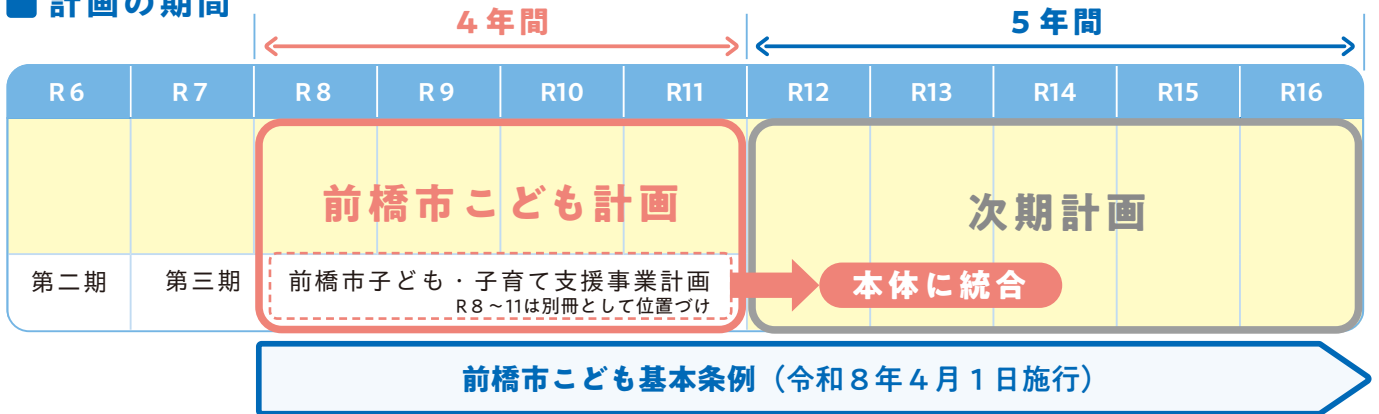




計画の期間

- 本計画は令和8年度から令和11年度までの4年間で計画期間とします。
- 計画期間を4年間としているのは、令和7年度から開始している「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」（令和11年度までの計画）を、令和8年度からこども計画の一部に含めて1つの一体的な計画とするため、「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」の終了年度と合わせることにしました。
- 次期（第二期）以降の計画は5年間の期間で策定し、5年ごとに更新していく予定です。
- なお、本市では、令和8年4月にこどもの権利を保障するための「前橋市こども基本条例」が施行されました。本計画では、「前橋市こども基本条例」で掲げている、こどもが安心して健やかに自立した個人として成長することができる社会を実現するために、こどもの権利を保障するための取組やこどもの権利を市全体へ普及するための取組などを位置づけています。

■ 計画の期間



前橋市こども基本条例について

本市では、こどもの権利保障についての基本的な事項を定め、こどもが安心して健やかに、自分らしく成長できる社会を実現するために、前橋市こども基本条例を制定しました。

この条例は、こどもの権利条約の精神に基づき、こどもを権利の主体として捉え、数多くある権利の中でも特に大切な4つの権利を定めています。また、それらを守るのは大人の役割であることから、保護者や前橋市、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者の役割を定め、基本理念に基づき、こどもが、自分の権利と他の人の権利を大切にできるように、相互に連携し、協力して支援することとしています。

さらに、市民がこどもの権利とこの条例について理解と関心を深めることができるよう、11月20日（国際連合総会において、こどもの権利条約が採択された日）を「前橋市こどもの権利の日」と決めました。

条例について、詳しく知りたい方はこちらをご覧ください。



こどもの大切な4つの権利



安心して生きる権利



豊かで健やかに育つ権利



自分を守り、守られる権利



意見を表し、社会に参加する権利

計画の対象

- 本計画は、こども、若者、子育て当事者を主な対象とします。
- また、こども、若者、子育て当事者を支え、社会環境の整備や社会活動の参加等に関わる、全ての市民、団体、事業者等も対象とします。
- こどもの定義は、こども基本法で「心身の発達の過程にある者」とされていますが、本計画では、「こども」はおおむね18歳未満、「若者」はおおむね18歳からおおむね30歳未満とします。ただし、年齢の区分によって必要な支援が途切れないよう、本計画で定めた取組や事業を実施する際には、必要に応じて対象を判断できるものとします。

ライフステージの区分

乳幼児期	学童期	思春期	青年期	(ポスト青年期)
こども		若者		

こども・若者の区分と説明

区分		説明
こども	乳幼児期	義務教育年齢に達するまで
	学童期	小学生年代
	思春期	中学生からおおむね18歳まで
若者	青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満まで ※ポスト青年期は青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

参考 子ども基本法、こども大綱における「こども」、「こども施策」の定義、説明(抜粋)

子ども基本法における「こども」の定義

「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。(第2条第1項)

こども大綱における「こども」、「こども施策」の説明

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。

こども基本法において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策とされている。

1. 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
2. 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
3. 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備



第2章

前橋市の現状

- 1 … 人口動態
- 2 … こども・若者をめぐる状況
- 3 … こども施策の取組状況



第2章

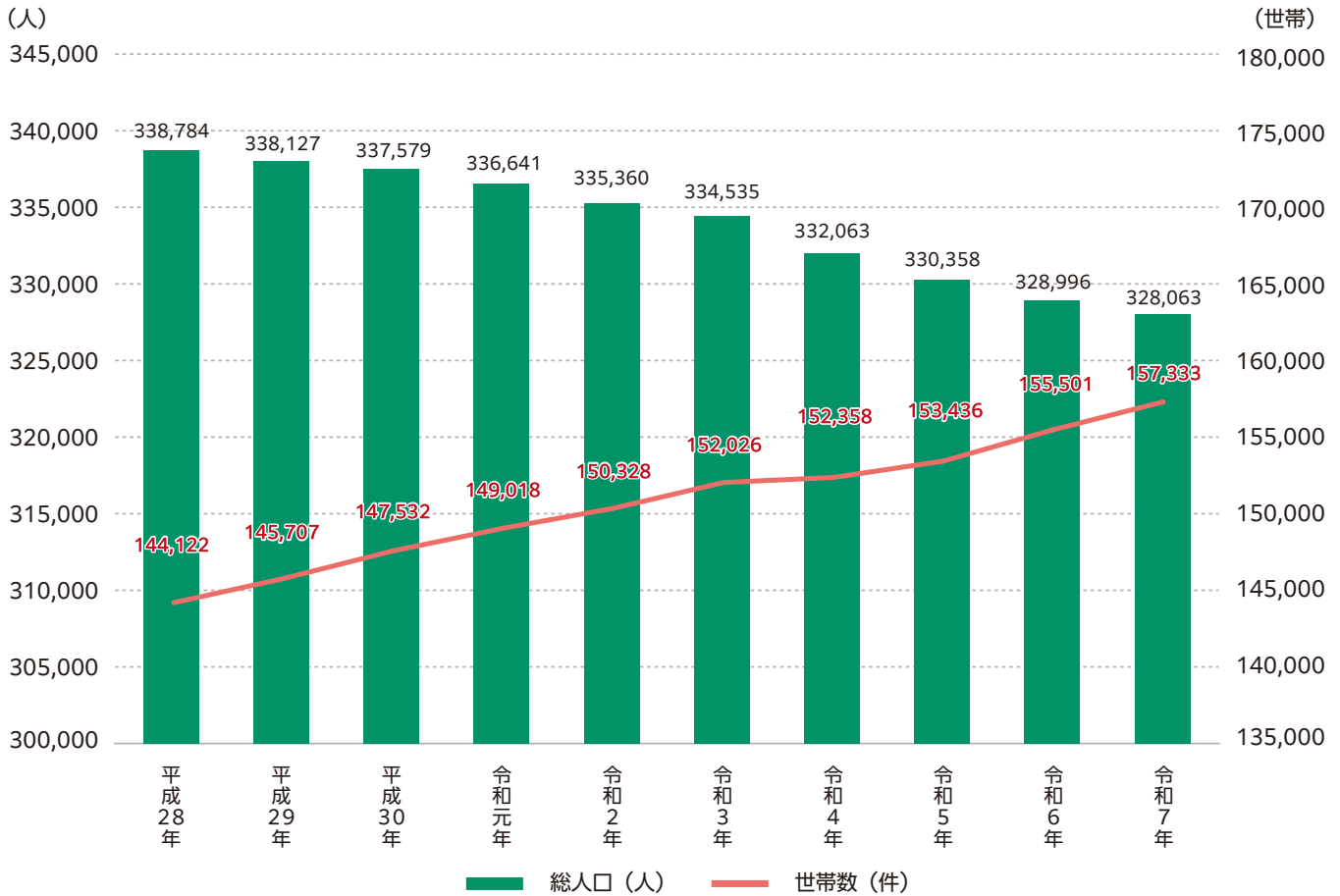
前橋市の現状

1 人口動態

総人口と世帯数

- 本市の総人口は全国的な傾向と同様に減少が続き、この10年間で1万人を超える減少となっています。本市が定めた「第3期県都まえばし創生プラン(前橋版人口ビジョン・総合戦略)」では、現状のまま人口の減少が進んだ場合、総人口は、令和22年には294,833人、令和42年には245,329人になると推計されています。
- 一方、世帯数は増加が続いていて、1世帯あたりの世帯員数が減少しています。

■ 前橋市の総人口・世帯数の推移

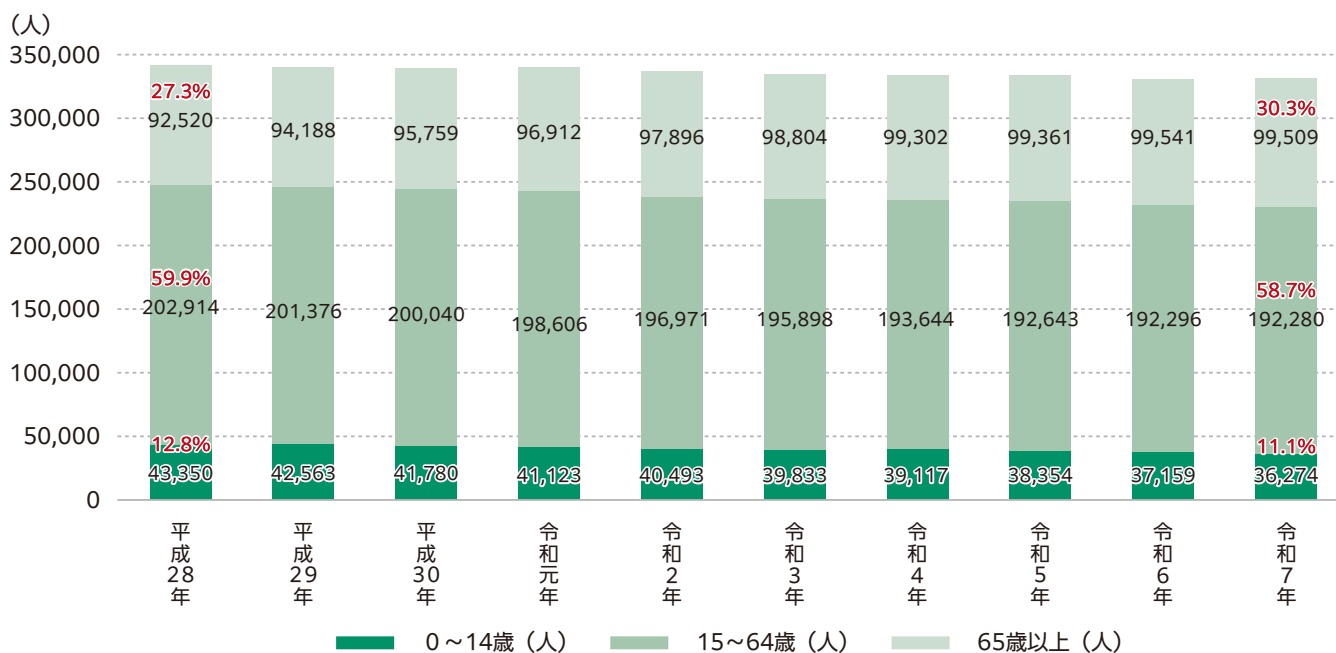


出典：前橋市住民基本台帳（各年3月末日現在。外国人含む）

年齢3区分別人口

- 総人口の減少とともに年齢ごとの人口構造も変化しています。年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少し、老年人口（65歳以上）の割合が増加しています。

■ 前橋市の年齢3区分別人口の推移

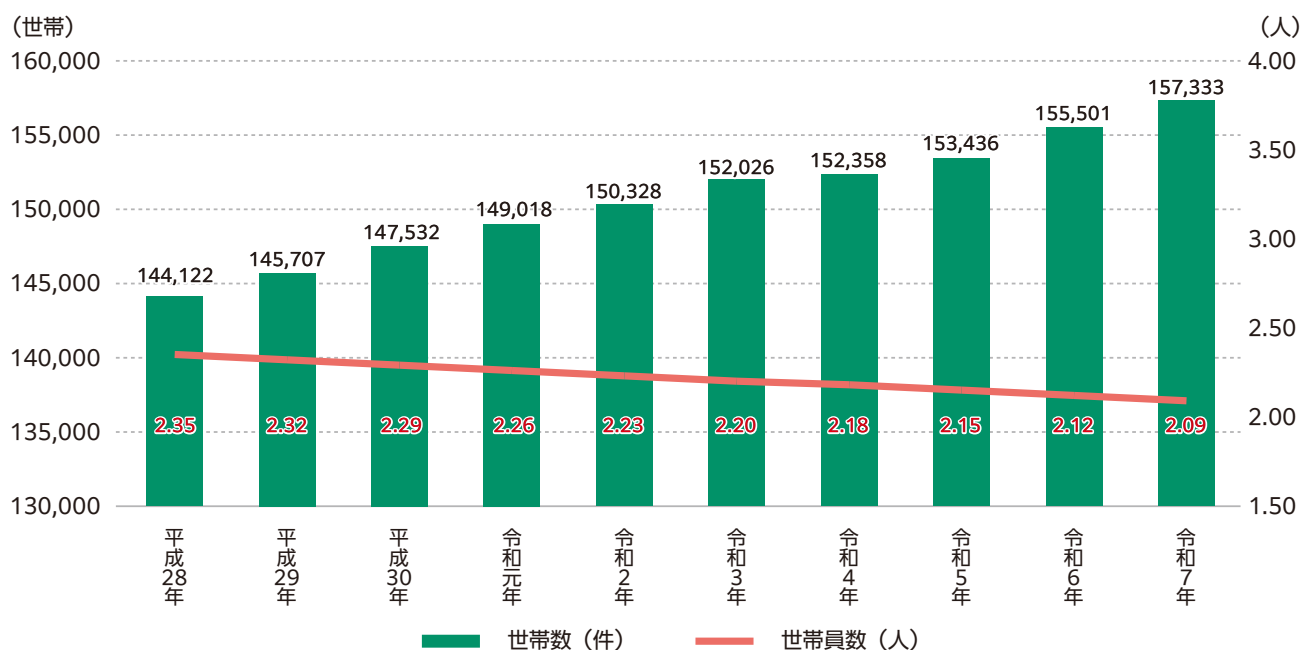


出典：前橋市住民基本台帳（各年3月末日現在。外国人含む）

世帯数と世帯員数

- 総人口が減少している一方で世帯数は増加し続けていて、世帯の規模が縮小しています。1世帯あたりの世帯員の人数は、平成28年に2.35人だったのに対し、令和7年には2.09人となっています。

■ 前橋市の世帯数・世帯員数の推移

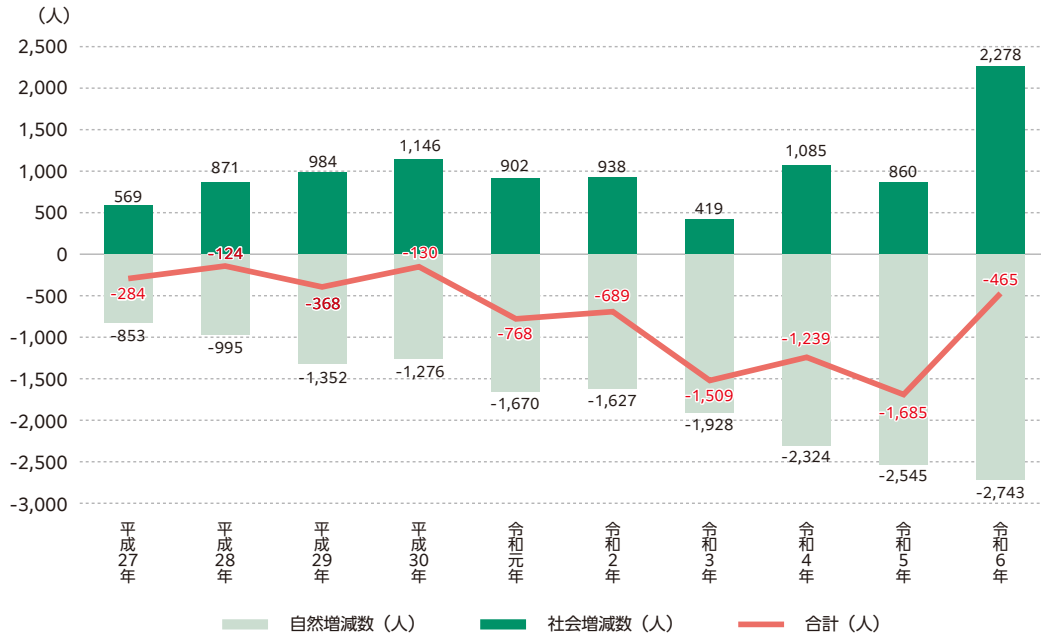


出典：前橋市住民基本台帳（各年3月末日現在。外国人含む）

人口の社会増減と自然増減

- 本市の人口は、出生数を死亡数が上回る自然減の状況が続いています。転出入では転入数が転出数を上回る社会増の状況が続いていますが、自然減が社会増を上回るため、人口が減少しています。近年は自然減が拡大して、人口の減少が加速しています。

■ 前橋市の自然増減・社会増減の推移

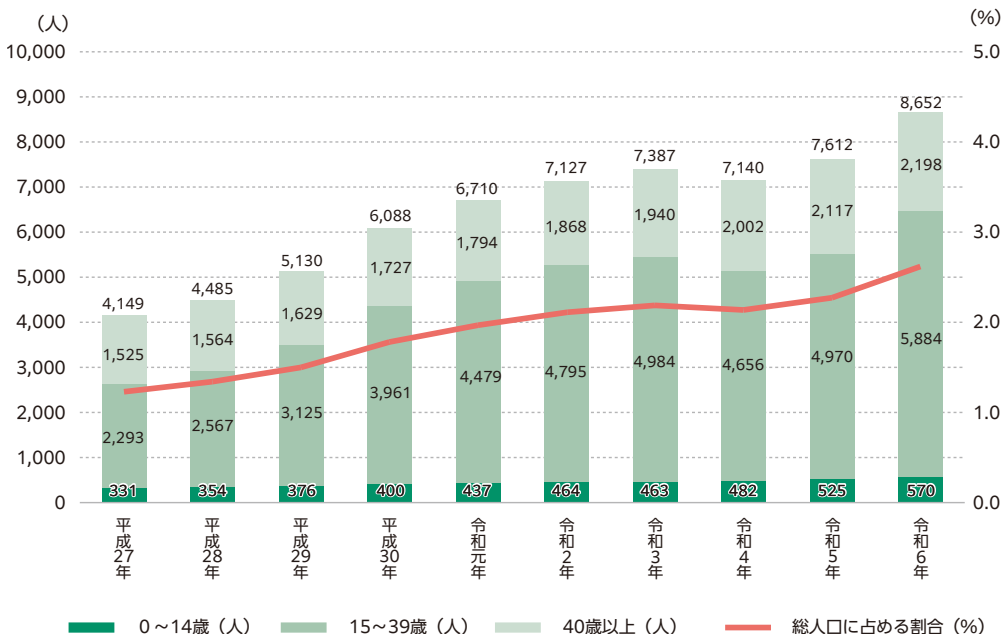


出典：前橋市住民基本台帳（外国人含む）

外国人人口

- 本市の外国人人口は年々増加しており、市の総人口に占める割合も、平成27年の1.2%から令和6年には2.6%へと増加しました。
- 年齢別では、特に15～39歳の増加が大きく、平成27年の2,293人から令和6年には5,884人へと増加しています。

■ 前橋市の外国人人口の推移

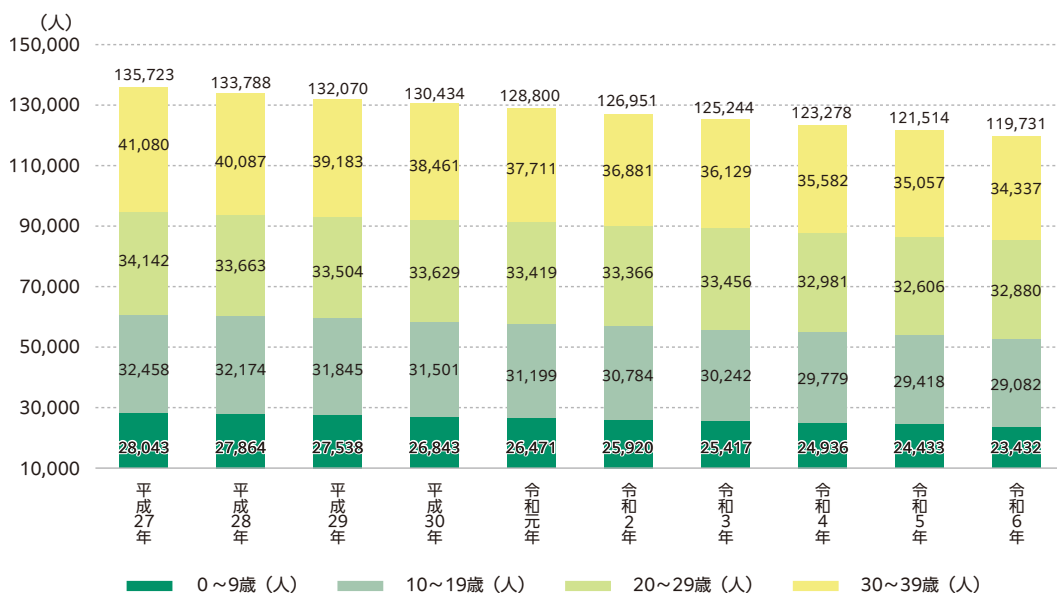


出典：群馬県統計情報提供システム（住民基本台帳）（各年1月1日現在）

こども・若者年代の人口

- 本市のこども・若者年代の人口の推移は、全ての年代で年々減少しており、特に0～9歳と30～39歳の減少率が大きくなっています。

■ 前橋市のこども・若者年代の人口の推移

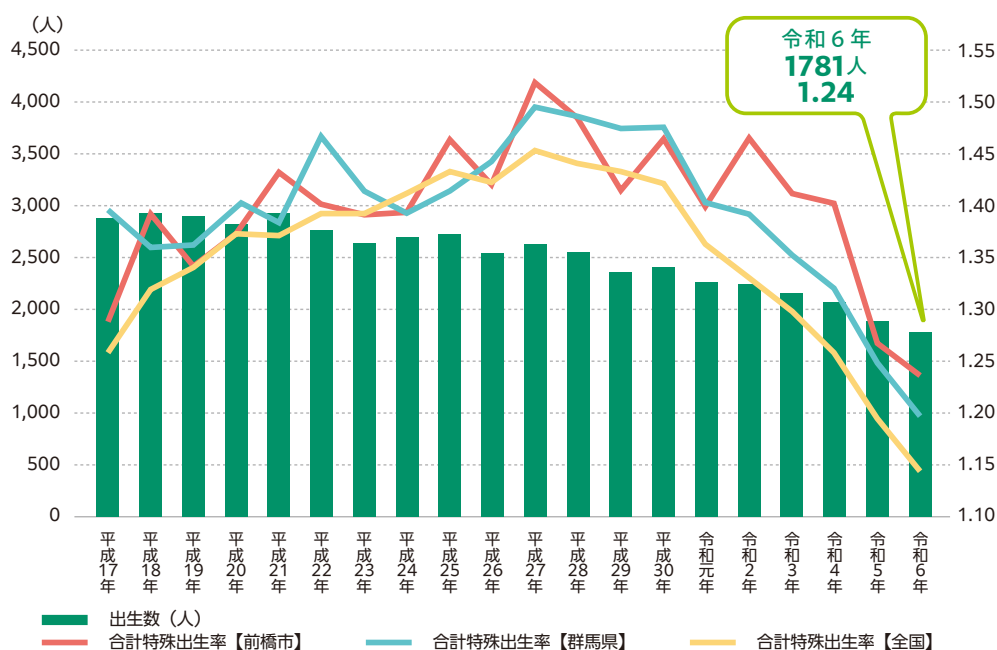


出典：群馬県統計情報提供システム（住民基本台帳）（各年1月1日現在）

出生数・合計特殊出生率

- 本市の出生数は減少傾向となっています。約20年前の平成17年の出生数は2,890人でしたが、令和6年は1,781人と、この20年間で1千人を超える減少となっています。
- 合計特殊出生率も減少が続いていて、特に直近の5年間で大きく減少しています。

■ 前橋市の出生数・合計特殊出生率の推移

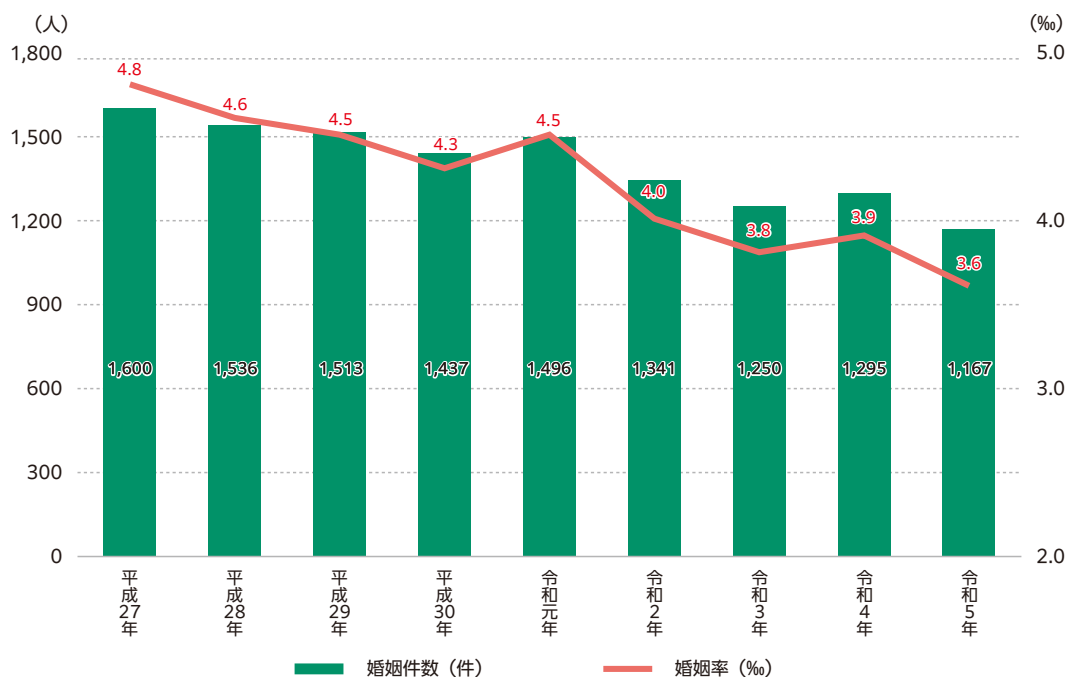


出典：群馬県統計情報提供システム（人口動態統計）

婚姻

- 本市の婚姻率の推移は減少傾向にあり、令和5年は3.6‰（パーミル：千分率）と、平成27年以降で最も低くなっています。令和5年の全国の婚姻率は3.9‰、群馬県は3.4‰となっています。

■ 前橋市の婚姻件数・婚姻率の推移



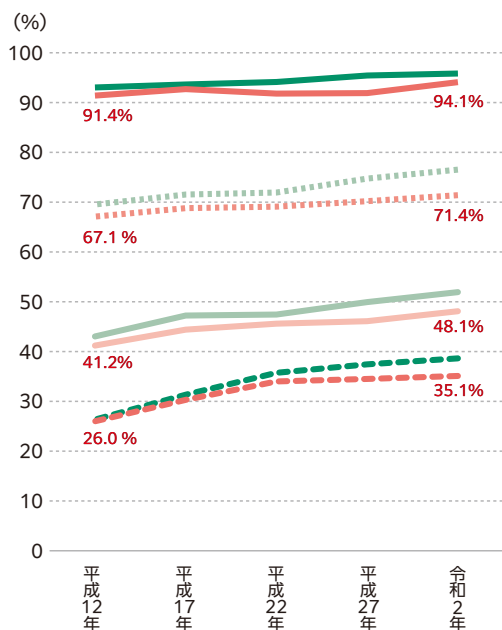
出典：群馬県統計情報提供システム（人口動態統計）



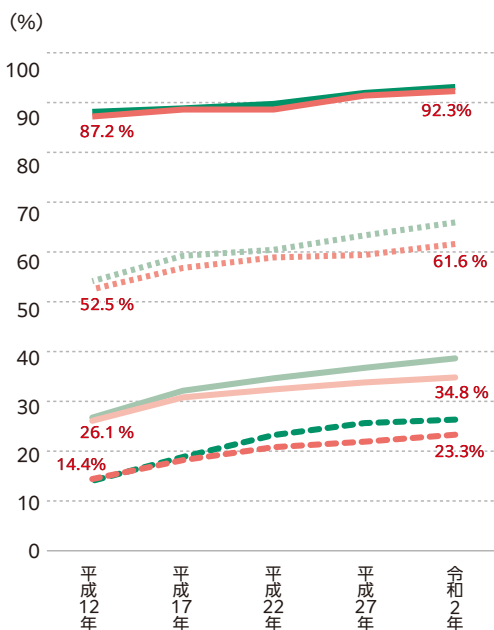
未婚率

- 本市の20～39歳の5歳年齢階級別の未婚率は平成12年から令和2年にかけて各年代で上昇傾向が続いています。

■ 前橋市の男性の未婚率の推移



■ 前橋市の女性の未婚率の推移



【前橋市】 — 20～24歳 - - - 25～29歳 — 30～34歳 - - - 35～39歳
 【全国】 — 20～24歳 - - - 25～29歳 — 30～34歳 - - - 35～39歳

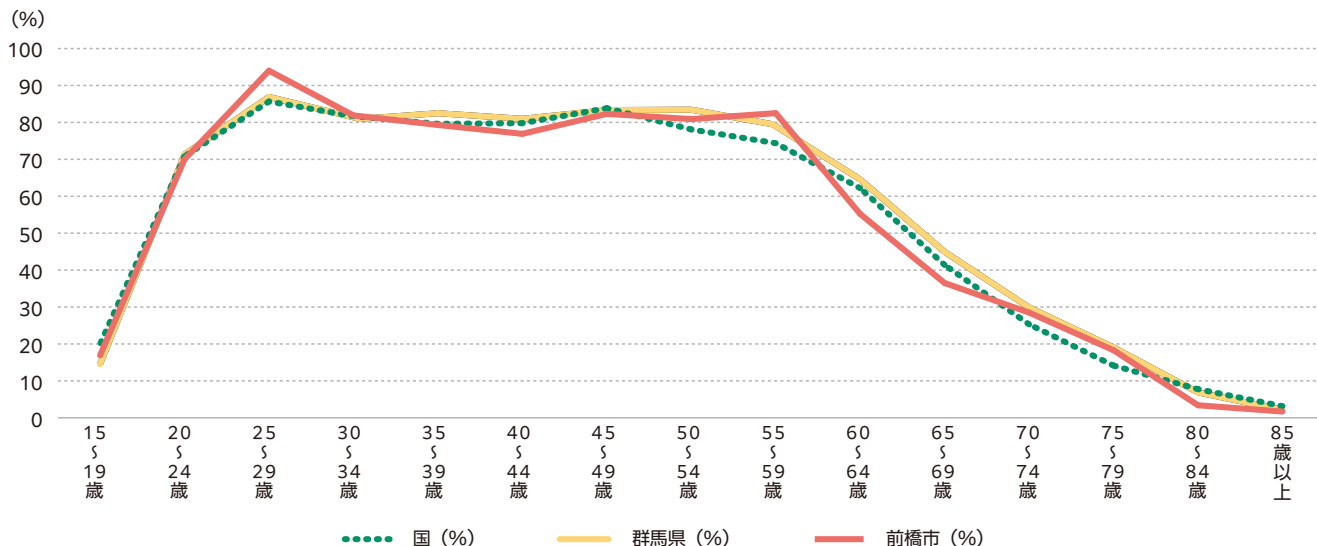
出典：国勢調査

※市町村合併前の旧大胡町・宮城村・粕川村（平成16年12月合併）、富士見村（平成21年5月合併）の数値を含んだ実績。

女性の有業率

- 本市の女性の有業率は20代後半から50代にかけて高くなっていますが、30代から40代前半にかけて有業率が下がり、その後再び高くなるいわゆるM字構造の傾向が全国平均に比べて顕著に表れています。本市では、特に25～29歳の有業率が94.0%と高く、仕事をしている若い世代の女性が多いことが特徴です。一方で、高齢者の有業率は大きく減少しており、特に60代では全国平均に比べて有業率が低い状況となっています。

■ 前橋市の女性の有業率

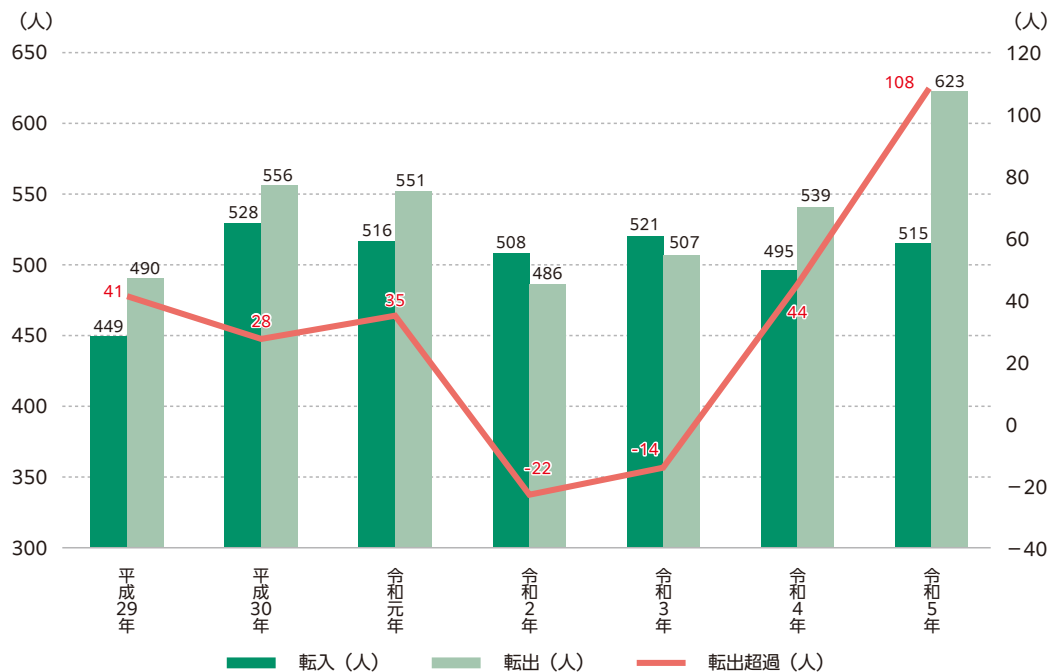


出典：令和4年就業構造基本調査

若者の転入・転出

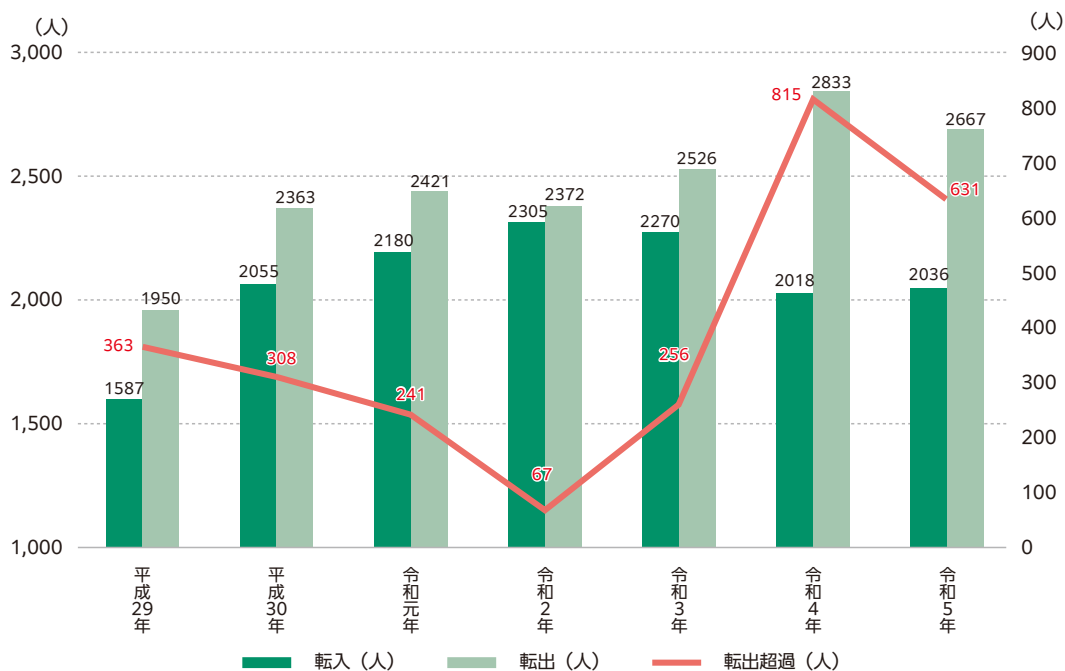
- 本市の若者の転入、転出の状況については、15～19歳の大学等への進学時、20～24歳の就職時の年齢層ともに転出が多くなっています。どちらの年齢層も新型コロナウイルスが流行し、緊急事態宣言が出された令和2年から令和3年は転出が少なくなりましたが、令和4年以降は転出が増加し、転入を大きく超えています。

■ 前橋市の15～19歳（大学等進学時）の転入・転出



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所データより作成

■ 前橋市の20～24歳（就職時）の転入・転出

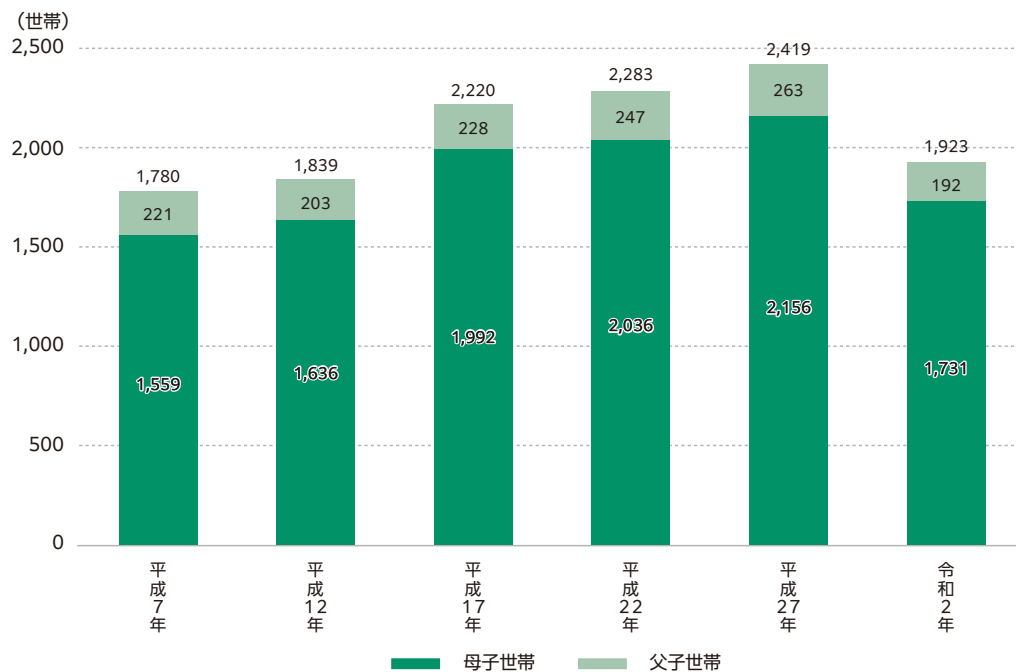


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所データより作成

ひとり親世帯数

- 本市のひとり親世帯数は平成7年から平成27年にかけて母子世帯、父子世帯ともに増加傾向でしたが、直近の令和2年の国勢調査では減少しています。

■ 前橋市のひとり親世帯数の推移



出典：国勢調査



本市の取組

- 本市では、これまで、こどもや若者、子育て支援に関する施策に力を入れてきました。近年においても、第七次前橋市総合計画（平成30年度～）及び第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～）などの計画において重点的に取組を進めました。近年の本市の特徴的なこどもや若者、子育て支援に関する施策は以下のとおりです。

共通

医療費の無料化

18歳になる年度までの通院や入院医療費を無料化

インフルエンザ予防接種助成

1歳、中学3年生、高校3年生相当のこどもを対象にインフルエンザ予防接種費用の一部を助成

移住支援金

1世帯あたり100万円の支援金に、18歳未満1人につき100万円を加算（条件あり）

空き家のリフォーム補助

住居目的の空き家の改修工事への補助金。中学校修了前のこどもがいる世帯には、交付金額に10万円の加算

前橋市こども基本条例の制定

こどもが安心して健やかに成長できる環境を整え、市全体の持続的な発展と幸福につなげる「こどものまち前橋」の実現のため、こどもの権利擁護を中心とした条例を制定（令和8年4月1日施行）

乳幼児

保育料等の負担軽減

第3子以後の保育料及び副食費を無料化

前橋すくすくこども館

満1歳から小学校就学前までのこどもの一時預かりと、子育て相談や講座などの子育て支援を行う施設

使用済みおもむつの処理

公立の保育所及び幼稚園で使用済みおもむつを施設で処分。（民間の保育関係施設にはおもむつ処分費用の一部を補助）

こども誰でも通園制度

生後6か月から満3歳未満のこどもが、月10時間まで保育関係施設を利用することが可能

小学生～高校生

学校給食費の無償化

市立小・中学校及び特別支援学校に在籍する生徒の学校給食費の無償化を実施

まえばしこどもアイデアまちづくりプロジェクト

こどもたちの自由な発想でまちづくりアイデアを考え、実施から報告までを自分たちで行う取組

前橋市高校生学習室

高校生のための自主的な学びの場、交流の場を提供

GIGAスクール構想

一人一台端末環境を活用し、個別最適な学びや協働的な学びのためのICT活用

高校生世代バス通学定期の支援

高校生世代のバス交通の利用を奨励するため、通学定期券の購入代金の半額を支援

市立中学校・高校体育館の空調設置

熱中症対策等のため全校に空調設備を設置



妊娠・出産

産後ケア事業の充実

産後の心身の安定や育児不安の解消を図るため、自宅で助産師のケアを受ける居宅訪問(アウトリーチ)型の利用者負担を無償化

不妊・不育治療費の助成

不妊治療、不育症の治療等を行っている夫婦の経済的な負担を軽減

マイタク妊産婦割引

妊産婦の外出支援として、タクシー利用時の運賃を支援(でまんど相乗りタクシー)

デジタル・DX化

子育てひろばのオンライン予約

前橋プラザ元気21の子育てひろば(プレイルーム・親子元気ルーム)を事前にスマートフォンやパソコンから予約

病児・病後児保育施設利用予約システムの導入

病気の治療中または回復期のこどもを専用の施設で一時的に預ける際に、オンライン予約システムで予約

子育てに役立つアプリ OYACoplus(オヤコプラス)

育児の記録や写真を家族でシェア、母子健康情報のプッシュ型配信、マイナンバーカード連携による乳幼児健診や予防接種記録の自動連携、めぶくID連携によるチャット相談機能などが利用可能

その他

こどもの大学等受験料補助

ひとり親家庭等(児童扶養手当受給世帯、住民税非課税世帯)のこどもが大学等を受験料する際の受験料を支援(一人当たり上限53,000円)

こどもフードパントリー

物価高騰の影響を受けているひとり親家庭等に、食品や日用品を無償で配付例:米、カップ麺、レトルト食品、缶詰、飲料、ティッシュペーパー、マスクなど

まえばしコネクト

不登校の児童生徒に対して、オンラインで学習支援、交流活動などを提供

路線バス運賃の若者割引

13~22歳の市内路線バス運賃を10%割引(デマンドバスは対象外)



第3章

前橋市が目指す姿

- 1 … こども・若者の願い
- 2 … 基本理念
- 3 … 基本目標



第3章

前橋市が目指す姿

1

子ども・若者の願い

- 本市では「こどもの笑顔があふれるまち」の実現を目指し、子どもや若者の意見を聴きながら『子ども基本条例』及び『子ども計画』の検討を進めてきました。
- 子どもから意見を聴く取組は、テーマを決めたワークショップや、アンケート調査への回答、意見を聴かれにくい子どもへの意見聴取の取組など、様々な方法で行いました。
- 若者からの意見聴取については、子どもと同様の方法に加えて、市内の大学に通う大学生で構成する「こどものまち前橋若者会議」を設置し、条例や計画について意見を聴きながら検討を進めてきました。
- これまでの取組で聴いてきた意見を以下のとおり、子ども、若者の願いとして紹介します。本市では、今後も子どもや若者の声を聴くことを大切にしながら、子ども施策を推進します。

意見聴取の実施状況

ワークショップ

令和6年度	8月25日	みんなで考えよう！こどもの権利（対象：小中学生）
	9月16日	みんなで話そう！こどもの権利（対象：高校生）
	3月16日	こどもの権利って何だろう？（対象：同日開催の性教育講演会参加小中学生）
令和7年度	5月24日～6月14日（全4回）	
		子ども基本条例の前文検討（対象：高校生）
	8月24日	こどもの笑顔があふれるまちって、どんなまち？（対象：小中学生）
	10月4日	アウトリーチ型ワークショップ（対象：児童養護施設の中高校生）

タウンミーティング

令和6年度	8月17日	前橋の未来について考えよう！（対象：高校生）
	10月26日	みんなで考える！前橋のこども子育て（対象：小学生以下のこどもの保護者など）
	10月28日	社会で支え合う子育て（対象：保育施設関係者、子育て関係者）
	12月14日	みんなで考えよう！こどもの主体性～思春期のこどもとの関わり方～ （対象：市内在住、在勤、在学の人）

その他

令和6年度	7月4日	こどもまんなかアクションリレーシンポジウム in 前橋
	10月31日～12月6日	前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査
	2月20日～3月7日	教育支援教室アンケート
	2月27日	前橋市立前橋特別支援学校 教職員アンケート（対面）

ワークショップ等における主なこども・若者の声

高校生タウンミーティング「前橋の未来について考えよう！」(R6.8.17)

- 子育てに悩む親が相談したり話し合っただけで悩みを解決できるようなイベントを開催してほしい。
- 男性の育児休暇取得率を日本一にする。

小中高生ワークショップ「みんなで考えよう!こどもの権利」(R6.8.25)

- 人権、権利があるからこそ当たり前だと思った生活ができる。

高校生ワークショップ「みんなで話そう!こどもの権利」(R6.9.16)

- 親としての責務を果たし、こどもを愛すること、こどもを一人の人間として扱って対話をしてほしい。
- こどもの行動範囲を広げ自立を促してほしい、その過程を社会全体で見守ってほしい。

前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査 (R6.10.31~12.6)

- 自分の気持ちや意見を素直に積極的に言える環境を作る。
- 自転車に乗れたりボール遊びなどスポーツがもっとできる公園がほしい。

高校生ワークショップ(こども基本条例の前文検討)(R7.5.24~6.14)

※グループごとに検討した望む社会

- 私たちこどもは、自分の個性や強みを見つけて夢や希望を持って大人になれる社会を望んでいます。そのために、私たちは様々なチャレンジの中で意見を主張したり他者と話したりして、自分への理解を深める必要があります。そして大人は、私たちが挑戦することを最大限に応援して、私たちこどもの憧れの存在になってください。
- 私たちこどもはやりたいことになんでも挑戦する気持ちを持っています。大人は私たちを常に否定せずに周りの大人に応援されたいです。また、私たちは安心できるような社会をつくらせてほしいです。
- 私たちこどもは「困っているこどもが安心できる社会」を望みます。そのために、私たちは互いに寄り添い助け合います。そして大人には、こどもの権利が守られる社会体制を整えてほしいです。
- 私たちこどもたちは、生まれながらに愛され、自分の意見を伝える権利を持っています。また、この社会で成長し、明るい前橋市となることを願っています。そして、私たちこどもはこの条例や定められた思いを深く理解し、私たち自身から、おとなたちと共に行動していくことを望みます。





小中学生ワークショップ

みんなで考えよう！こどもの権利

日時 令和6年8月25日(日) 9:00~12:00

会場 前橋市保健センター

対象 市内在住の小学5年生~中学3年生

参加者 19人
(小学5年生2人、小学6年生8人、
中学1年生7人、中学2年生1人、中学3年生1人)

若者委員 7人(こどものまち前橋若者会議 大学生委員)

実施内容の概要

「こどもの権利」について、4つの権利(生きる、育つ、守られる、参加する)を中心に学び、自分たちの日常生活の中にどのような権利があるか、その権利が守られているかなど、グループに分かれて話し合いました。グループワークでは、大切にしたい権利や、権利について疑問に感じたこと、学んだことなども話し合い、最後に発表を行いました。



Aグループ

大切だと思う権利

生きる権利：ご飯を食べないと生きられない
育つ権利：起きて寝ないと生きられない

「そうなんだ」と思った権利

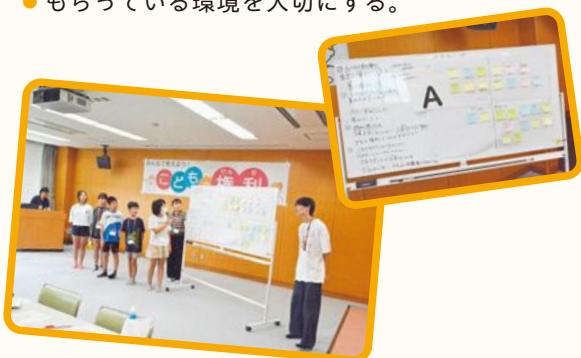
当たり前のことが実は権利だった。

疑問に感じたこと

義務と権利って何が違うのか。

これからどうしたいか

- 差別をしない。
- もらっている環境を大切にす。



Bグループ

大切だと思う権利

生きる権利、育つ権利：ご飯を食べる、勉強をする、遊ぶ、友達と話す

「なるほど」と思ったこと

日常生活の行動で「着替える」が「守られる権利」と「生きる権利」に意見が分かれたが、お互いの意見を聞いてどちらにも捉えることができることを知り、なるほどと思った。

その他の意見や感想

- “朝起きる”“勉強する”は苦手、友達と話すことは楽しい。
- 話し合いの中で学校へ“安全に”行くことは「守られる権利」という意見になった。



Cグループ

大切だと思う権利

育つ権利：いろいろな経験をして成長できる、将来に関わる

その他の意見や感想

- 当たり前に出てくることを実感した。
- 他の人に守られているからこそ日常生活を送れる。
- 権利についてあまり意識していなかった。
- 人権、権利があるからこそ当たり前だと思っていた生活ができる。
- 全部が「守られている」うえで他の権利が成り立っている。→だから「守られる権利」が少なかったのではないか。



Dグループ

大切だと思う権利

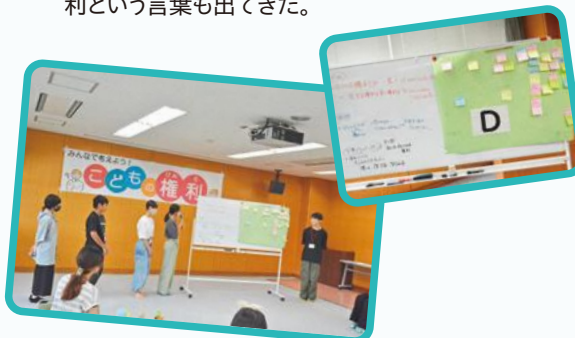
守られる権利：生きる権利も育つ権利も守られているからできることが多い。

疑問に思ったこと

「守られる権利」が大切だと考えたけど、紐づく行動は少なかった。
→日常生活では気付きづらい。

今後どうしていきたいか

- 権利について考えながら生活したい。（とくに「生きる」「守られる」権利）
- その他、話し合いの中で助ける、助けられる権利という言葉も出てきた。



高校生ワークショップ

みんなで話そう! こどもの権利

日時 令和6年9月16日(月、祝日) 16:00~18:00

会場 前橋市高校生学習室(アクエル前橋2階)

対象 市内在住、在学の高校生及び高校生学習室利用者

参加者 20人
(高校1年生3人、高校2年生8人、高校3年生9人)

若者委員 5人(こどものまち前橋若者会議 大学生委員)

主催 前橋市(こども支援課)
前橋市教育委員会(高校生学習室)

実施内容の概要 「子どもの権利条約」をもとに「こどもの権利」を学び、大切にしたい権利についてグループで話し合いを行いました。さらに、安心して育つことができる前橋市にするために必要な権利を自分たちで考え、その権利に込める想い、大人にしてほしいこと、自分たちにできることなどを話し合い、最後に発表を行いました。



Aグループ

大切にしたい権利

(第2条) 人種、性別、宗教、障害、貧富の差、考え方などによって差別されない権利

自分たちで考えた権利

子どもが貧富の差に悩まなくていい社会を求める権利

込める想い

子どもの立場でも自分たちが望めば教育などの支援を享受しやすい社会になってほしい。

大人たちにも、こどもが権利を持つことを知ってほしい。

大人にしてほしいこと

「貧富の差」をなくすのは一筋縄にはいかない。しかし、それに悩む人を一人でも少なくするような取り組みはもっと身近にあるかもしれない。様々なこどもが利用できる施設・サービスを提供・周知していただきたい。

自分たちにできること

自分たちが権利を持っていて守られている立場であることの自覚を持つ!!

このワークショップのような意見を考えたり伝えたりするチャンスに積極的に参加して子どものときから政治に関心を持つ。



Bグループ

大切にしたい権利

(第28条) 教育を受ける権利

自分たちで考えた権利

自己形成の準備をする権利

込める想い

教育があることで搾取されたり扇動されたりすることを防ぐことができる。しかし、学校教育のみでは、社会に出たときに使うような実用的なマナーなどを学ぶ機会が無い。学校だけでない教育にも焦点を当てたい。

また、学校以前に保育園や幼稚園の待機児童問題も深刻である。知識的な教育を受ける以前の集団行動や人との関わり方などを学べる場として重要視したい。

大人にしてほしいこと

- 待機児童を受け入れるための幼稚園や保育所の増設
- 社会に出たうえで生きていくための知識やマナー教育(新教科として)

自分たちにできること

子ども一人ひとりが今の教育についての現状を知り、子どもの視点から教育委員会や市に積極的に意見を訴える。



Cグループ

大切にしたい権利

(第6条) 生きる権利、育つ権利

自分たちで考えた権利

生きることに希望を持つ権利

込める想い

子どもの成長には愛情が必要不可欠であるという研究結果がある。結論、愛情を受けない子どもは死亡率が上昇するという結果のもと、親が子どもに愛情を注ぎ、子どもが愛情を感じ生きていくことに希望を見出せる親子関係の構築が必要なのではないか。

大人にしてほしいこと

- 親としての責務を果たし、子どもを愛すること
- 子どもに伝わる方法で愛情を伝える
- 子どもを一人の人間として扱って対話すること

自分たちにできること

- 嫌なことは嫌だときちんと伝える
- 自分に関わる大人とのコミュニケーションを取る



Dグループ

大切にしたい権利

(第36条) 誰からも幸せを奪われない権利

自分たちで考えた権利

幸せを見つける権利
～Looking for own happiness～

込める想い

幸せだと思ふ瞬間は一人一人違う。ある一つの幸せを守るのではなく、各々が幸せを「見つける」ところも守ってほしいと思ったから。「子どもだから」と大人に決めつけられて、子供のしたい事をさせてもらえないのは、主体性に欠けた大人になってしまう。

大人にしてほしいこと

- 教育についての正しい知識の取得
- 金銭面のサポート(奨学金など)
- 子どもの思いを否定せずに尊重してほしい
- いろんなことを経験ができる機会を増やしてほしい

自分たちにできること

- 自分たちのしたいことの情報収集
- 他者の意見や思い、価値観を尊重する
- いろいろなことを体験(好きなことを見つけるため)



Eグループ

大切にしたい権利

(第31条) 休んだり遊んだりする権利

自分たちで考えた権利

守られた環境の中で子どもらしく楽しめる権利

込める想い

子どもの行動範囲を広げ、自立を促してほしい
そしてその過程を社会全体で見守ってほしい

大人にしてほしいこと

子どもの生活を優しく見守ってほしい

自分たちにできること

- 自分の身分を証明するための学生証を所持して外出する
- 夜10時以降の無駄な外出をなるべく控える



本計画では、計画を通じて実現を目指す本市の姿を「基本理念」として定めます。さらに、基本理念を達成するために必要となる具体的な施策につなげる3つの「基本目標」を定めて、施策を推進します。

2

基本理念

- 本計画で実現を目指す本市の未来の姿を、次のとおり計画の基本理念として掲げます。

**全てのこどもが夢や希望を持ち、
笑顔で自分らしく育つことができる、
みんなが幸せなまちをつくる**

- こどもが生まれながらに持つ基本的人権（こどもの権利）を保障し心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、誰も取り残すこと無く、全てのこどもが、将来に向けて夢や希望を持つことができ、幸せに育つことができる市の実現を目指します。
- 基本理念に掲げた市の姿を実現するためには、行政によるこどもや若者、子育て当事者への支援だけでなく、地域や事業者など社会全体でこどもや若者の活動や成長、子育てしている家庭への応援やサポートが必要となります。市全体でこどもを育むことができるよう環境の整備を行い、こどもの健全な成長が全ての人の幸せにつながる市の実現に向けて様々な施策に取り組んでいきます。



3

基本目標

- 基本理念の実現に向けて、具体的な施策につなげるために3つの「基本目標」を次のとおり定めます。さらに、基本目標の下には「施策の柱」を定めて事業や取組を整理、明確化して進めます。

基本目標 1 こどもの権利

こどもが権利の主体であることを共有し、その声を聴き、ともに社会をつくる前橋市の実現

基本目標 2 支援の充実

こどもから若者、子育て当事者へ切れ目のない支援や環境を整え、こどもが健やかに育つ、育てることができる前橋市の実現

基本目標 3 社会全体の取組

こどもが安全に、安心して、自ら学び、成長できるまちをみんなで作くり、全ての市民、事業者など市全体でこどもの成長を支え、未来につなぐ前橋市の実現

■ 前橋市こども計画の構成





第4章

計画の推進

- 1 … 施策体系
- 2 … 推進体制
- 3 … 進捗状況の管理



第4章

計画の推進

1

施策体系

- 本計画は基本理念の下に3つの基本目標、12の施策の柱を定めて取組を推進します。

基本理念

全てのこどもが夢や希望を持ち、笑顔で自分らしく育つことができる、
みんなが幸せなまちをつくる

基本目標

こどもの権利

基本目標 1

こどもが権利の主体であることを共有し、その
声を聴き、ともに社会をつくる前橋市の実現



支援の充実

基本目標 2

こどもから若者、子育て当事者へ切れ目のない
支援や環境を整え、こどもが健やかに育つ、
育てることができる前橋市の実現



社会全体の取組

基本目標 3

こどもが安全に、安心して、自ら学び、成
長できるまちをみんなでつくり、全ての市
民、事業者など市全体でこどもの成長
を支え、未来につなぐ前橋市の実現





施策の柱

施策の柱 1 こどもの権利の普及促進

施策の柱 2 こどもの意見表明と社会参加の促進

施策の柱 1

ライフステージ共通の支援

- 1 切れ目のない保健、医療の提供
- 2 健やかな成長、豊かな人生につながる経験
- 3 誰もが安心して暮らせる社会の実現
- 4 環境・施設の整備
- 5 デジタル化の推進

施策の柱 2

こども・若者への支援

- 1 乳幼児期（乳幼児）
- 2 学童期～思春期（小学生・中学生）
- 3 思春期～青年期（高校生世代）
- 4 青年期（大学生世代・若者）

施策の柱 3

子育て当事者への支援

- 1 妊娠
- 2 出産
- 3 子育て
- 4 仕事と子育ての両立

施策の柱 4

こども・若者や家族の状況に応じた支援

- 1 障害、病気（慢性疾病、難病等）
- 2 ひとり親家庭、貧困
- 3 虐待、ヤングケアラー、社会的養護
- 4 いじめ、不登校、ひきこもり、自殺
- 5 外国人、外国にルーツを持つこども

施策の柱 1

保育・教育現場の取組

施策の柱 2

官民連携・協働

施策の柱 3

地域での活動

施策の柱 4

安全・安心に成長できる環境の整備

施策の柱 5

こどもの居場所づくり

施策の柱 6

相談体制の充実

※施策の柱に基づいて進めていく具体的な事業や取組は、別冊の「事業実施計画」にまとめています。

- 策定、実施、評価の各段階で、庁内の各部署が連携するとともに、関係機関、子どもや若者、子育て当事者とも連携し、その意見を反映しながら計画を推進します。
- 庁内では市長を本部長とする「こどものまち前橋推進本部」で、保育・教育施設や地域、子育て当事者などの代表者とは「こどものまち前橋有識者会議（前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会、前橋市子ども・子育て会議）」で、子どもや若者とは市内の高校生及び大学生で構成する「こどものまち前橋子ども・若者会議」で検討や評価・検証を行い、計画を推進していきます。
- 庁内の連携推進に当たっては、「こどものまち前橋推進本部」の配下に設置した組織横断的な連携体である「こども施策連携チームズ」を活用していきます。「こども施策連携チームズ」は、連携課題に応じて設置した複数の「チーム」において、関係部署の係長級職員を中心とした若手職員がメンバーとなって協力しあいながら活動する取組です。
- 毎年度、関連事業を一体的にまとめた「事業実施計画」を本計画の別冊として作成して施策を展開していきます。

■ 計画の推進体制



コラム

▶ チームで連携して組織横断的にこども施策に取り組みます

● こども施策連携チームズ

幅広い分野にわたるこども関連の施策を、市役所内の複数の部署の職員で構成するチームを設置して、より強力に進める取組です。チームは、連携課題に応じて設置し、必要に応じて統廃合を行います。チームで連携しながら課題への対応や、新しい取組などを進めていきます。

【令和7年度のチーム設置状況】

- ① 連携推進
- ② 要支援家庭支援
- ③ 相談支援・ヤングケアラー支援
- ④ 発達支援
- ⑤ 医療的ケア
- ⑥ 施設連携
- ⑦ 安全支援
- ⑧ 就労支援
- ⑨ 外国人支援
- ⑩ 食育推進
- ⑪ まちづくり
- ⑫ 情報発信
- ⑬ 母子保健DX推進



3

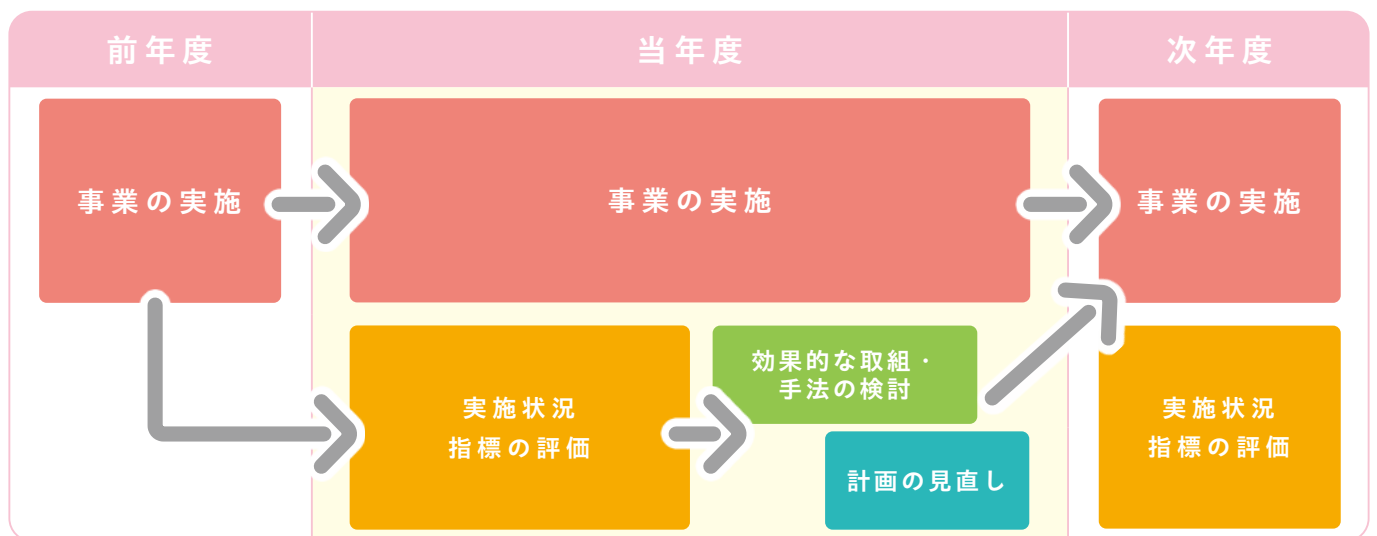
進捗状況の管理

- 施策の柱ごとに定めた数値目標の進捗状況や、本計画の別冊として毎年度作成する「事業実施計画」の各事業の取組状況を参照しながら計画の進捗状況を管理します。
- 計画の進捗状況の管理に当たっては、「こどものまち前橋有識者会議」と「こどものまち前橋こども・若者会議」の意見を聴くとともに、「こどものまち前橋推進本部」で課題を共有しながら、計画の進捗状況を評価・検証するとともに、必要な見直しを行います。
- 本計画は4年間の計画期間で策定していますが、取組の実施状況や効果の検証、社会情勢の変化などに柔軟に対応していくため、必要が生じた場合は計画の見直しを行います。

PDCAサイクル



年度ごとの進捗管理イメージ





第5章

施策の展開

1 … 施策の展開

【基本目標 1】

【基本目標 2】

【基本目標 3】

2 … 成果指標と目標値



施策の展開

本計画の施策体系に基づき、施策の柱ごとの現状と課題をふまえ、それぞれの施策の方向性を定めて個別の取組を推進します。

なお、社会情勢や国の動向の変化に柔軟に対応していくために、具体的な事業や取組は「事業実施計画」として計画の別冊にまとめ、毎年度、更新していくこととします。また、関連する施設の整備などについても「施設整備計画」として同様に別冊にまとめています。

本計画と一体として策定する計画に関連する内容の掲載について、基本目標、施策の柱ごとに下記のとおり表示をしています。第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画は、前橋市次世代育成支援行動計画と合わせ別冊としてまとめています。

子若 子ども・若者計画

成育 母子保健を含む成育医療等に関する計画

貧困 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する計画

自立 自立促進計画

基本目標 1

こどもが権利の主体であることを共有し、
その声を聴き、ともに社会をつくる前橋市の実現

平成元年、国際連合総会において、こどもの権利条約（「児童の権利に関する条約」をいいます。以下同じです。）が採択され、日本は平成6年に批准をしました。この条約は、こどもの権利を国際的に保障するために定められた条約であり、こどもを、一人の人間として権利を持つ「権利の主体」と捉え、個人の権利を認めると同時に、成長の過程にあり保護や特別な配慮が必要な「保護の対象」と捉え、こどもならではの特別な権利も認めています。

また、国内では、日本国憲法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とし、令和5年4月にこども基本法が施行されました。

しかしながら、虐待や貧困、不登校、ヤングケアラーなど、こどもに関する問題は様々であり、こどもの権利が十分に守られていないのが現状です。また、こどもの社会参加の機会が十分に確保されていないことも、こどもの権利侵害の一つと言えます。

こうした状況を踏まえ、本市においても、こどもの権利を保障し、こどもが安心して健やかに自立した個人として成長することができる社会の実現を目指し、令和7年12月に「前橋市こども基本条例」を制定しました。（令和8年4月1日から施行）こどもを社会の一員として捉え、こどもの権利保障を基本としたまちづくりを進めるため、本計画においても、こどもの権利に関することを基本目標の一つとして位置づけます。

行政だけでなく、保護者、育ち学ぶ施設（児童福祉施設、学校等）、地域住民、事業者など、社会全体がこどもを権利の主体として認識し、協力して支え合うことができるよう、また、こどもが自らの権利について理解し、意見を表明し、社会に参加できるよう、こどもの権利保障を中心に据えた施策を総合的かつ継続的に推進します。



施策の柱 1

こどもの権利の普及促進

子若

施策の柱 2

こどもの意見表明と社会参加の促進

子若

施策の柱 1

こどもの権利の普及促進

現状と課題

- 本市で令和6年度に実施した「少子化対策等に関する市民アンケート調査」では、小学生、中学生、高校生のいずれにおいても「今の自分が好きだ」という自己肯定感が全国調査と比較して低く、特に中学生で低い傾向がありました。
- 本市においても、虐待や貧困、不登校、ヤングケアラーなど、こどもに関する問題は複雑化かつ多様化しており、こどもを取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。こうした問題に対応し、こどもの権利が守られることで、自己肯定感や幸福感の向上につながるものと考えます。
- また、上記のアンケート調査において、こどもの権利条約の認知度は、こども、大人いずれの区分においても全国調査を上回る結果となりました。
- 一方で、その内容を知っているこども、大人は、いずれの区分でも4割以下に留まり、知識として知っているものの、こどもの権利を十分に理解していない現状にあります。
- こどもの権利について、理解と関心を深めるため、令和8年4月施行の前橋市こども基本条例において、11月20日を「前橋市こどもの権利の日」として決めました。



◆ 本計画と一体化する計画(下記の各計画)に関連する内容が掲載されている項目に表示しています。

子若

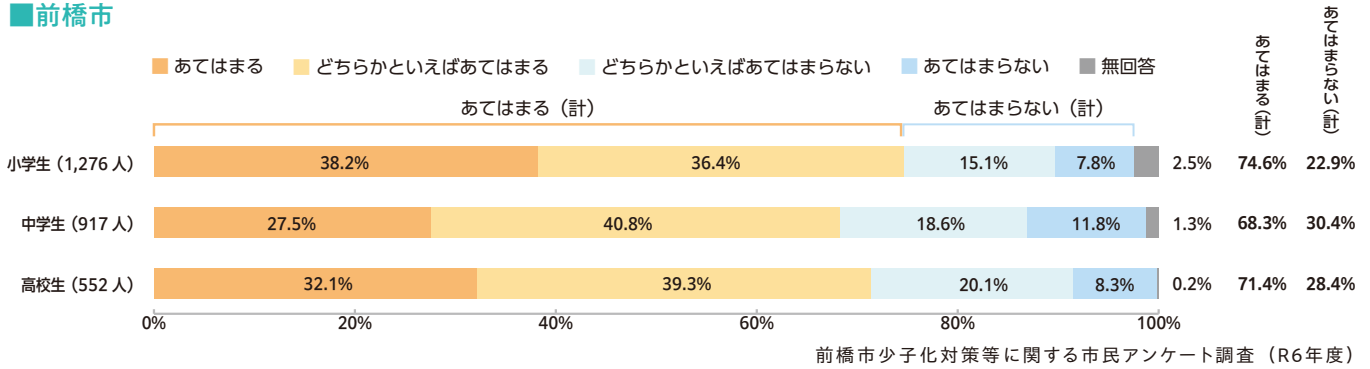
子ども・若者計画

関連データ

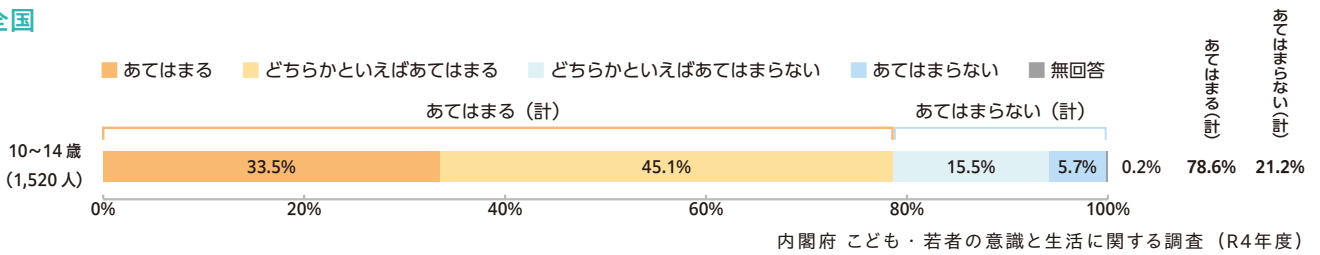
■自己認識について（小学生、中学生、高校生）

Q：あなた自身について、次のことがどのくらいあてはまりますか。【今の自分が好きだ】

■前橋市



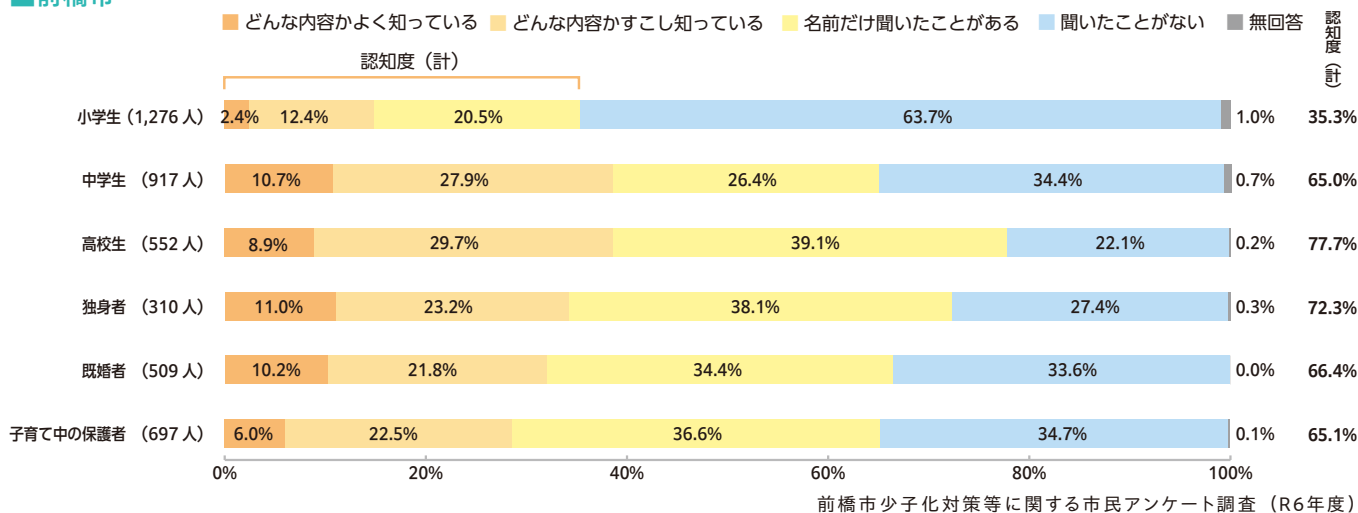
■全国



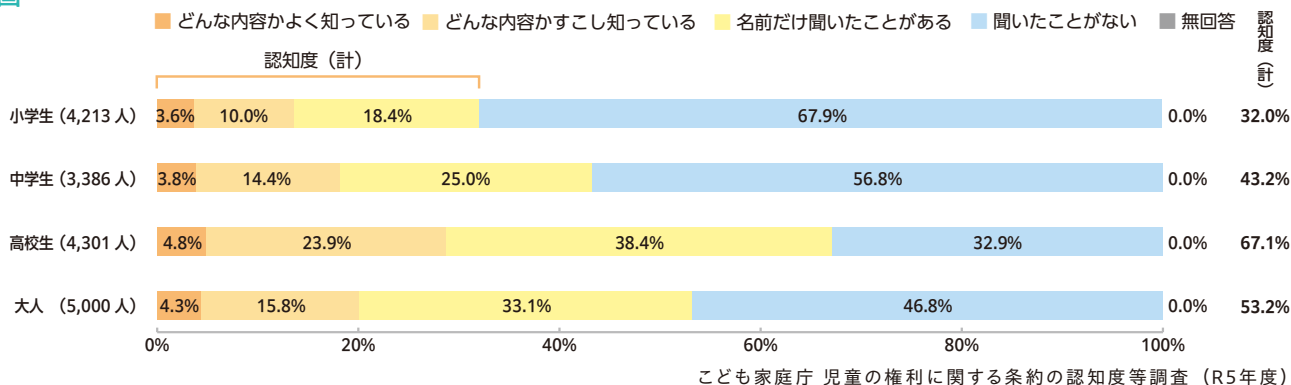
こどもの権利について（小学生、中学生、高校生）

Q：あなたは「こどもの権利条約」について聞いたことがありますか。

前橋市



全国



みんなの声

- 人々がいろいろ支え合って、みんなで社会を作るのがいいと思います。前橋市は事件や事故などが少ないと思うので、みんなでもっと平和な社会を作っていきたい！（小学生）
- 自分や他人の個性を尊重できるような人間性を育む。（中学生）
- いろんなこども達のことについて、理解しようとする。こども達の気持ちについて、理解してあげること。（中学生）

（前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査（R6年度）自由記載）

施策の方向性

- こどもの権利保障を基本とし、こどもの最善の利益を第一に考慮して、こども施策を推進します。
- 市民がこどもの権利について理解と関心を深められるよう、様々な方法による普及活動に取り組みます。

具体的な取組

- 前橋市こども基本条例に基づき、こどもの権利を保障し、こどもが安心して健やかに自立した個人として成長できる市を目指します。
- 前橋市こども基本条例やこどもの権利について市民が理解と関心を深められるよう、「前橋市こどもの権利の日」に関連した事業を実施するなど、学校現場や地域などにおいて普及活動に取り組みます。

主な事業（事業や施策の詳細は事業実施計画（別冊）にまとめています。）

- ・「前橋市こどもの権利の日」関連事業
- ・こども基本条例及びこどもの権利の普及

成果指標と目標値

No.	成果指標		現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1	「今の自分が好きだ」と思うこどもの割合	小学生	74.6%	増加
		中学生	68.3%	増加
		高校生	71.4%	増加
2	前橋市こども基本条例の認知度 ※1	小学生	—	60%
		中学生	—	60%
		高校生	—	60%
		独身者	—	60%
		既婚者	—	60%
		子育て中の保護者	—	60%

※1 令和8年4月施行のため現状値はありません。

様々な方法で周知啓発に取り組みます



↑こどもまんなかアクションリレーシンポジウム in 前橋 (R6)



↑こども基本条例前文検討ワークショップ (R7)



↑こども基本条例クリアファイル



基本目標 1

施策の柱 2

こどもの意見表明と社会参加の促進

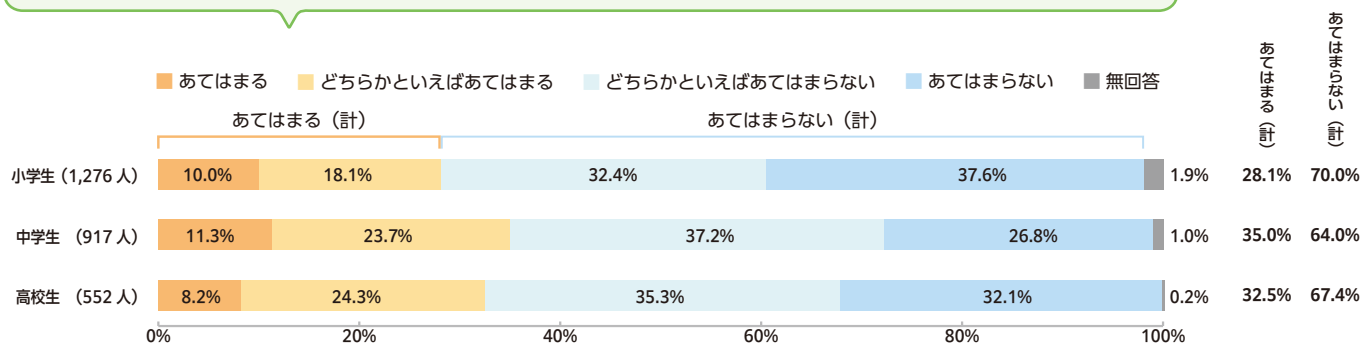
現状と課題

- 令和5年4月に施行されたこども基本法において、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が基本理念として掲げられました。
- 本市で実施した「少子化対策等に関する市民アンケート調査」において、約3割のこどもが、「自分は役に立たない」と感じている一方、約9割のこどもが「社会のために役立つことをしたい」と思っています。
- また、同アンケート調査では、こどもから「こどもの意見をもっとよく聞いてほしい」、「こどもの意見が尊重される社会にしてほしい」などの意見が多数寄せられました。
- こどもにとって、意見を表明し、その意見が尊重され、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感及び自己有用感の向上や、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。
- そこで、本市においても、令和8年4月施行の前橋市こども基本条例において、「こどもが、自分に関係のあることについて意見を表すことや社会に参加する機会が確保され、その意見が年齢と発達に応じて尊重されること」を基本理念に掲げ、こどもの意見表明機会を確保し、社会参加を促進します。

関連データ

■自己認識について（小学生、中学生、高校生）

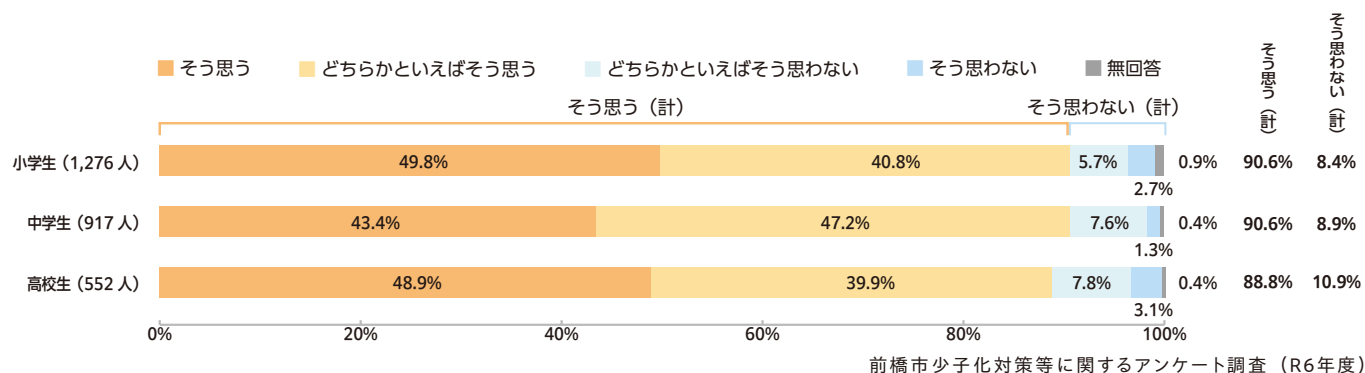
Q：自分は役に立たないと強く感じる



前橋市少子化対策等に関するアンケート調査（R6年度）

■ 社会貢献への意欲について（小学生、中学生、高校生）

Q：あなたは「社会のために役立つことをしたい」と思いますか。



みんなの声

- こどもの話をもっとよく聞いてほしい。（小学生）
- 大人たちの判断で色々決めるのではなく、しっかりとこどもたちの意見を聞いて、それを取り入れるようにしてほしい。（中学生）
- 自分の気持ちや意見を素直に積極的に言えるような環境を作る。（高校生）

（前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査（R6年度）自由記載）

施策の方向性

- 不登校や障害、社会的養護の下で暮らしているなど、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや、意見を表明することへの意欲や関心を高く持てないこども・若者がいることを認識し、全てのこどもが自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、こどもが意見を表明する機会を確保し、その意見を丁寧に聴き、施策に反映するよう取り組みます。また、行政のみならず、地域全体でこどもの社会参加を促進していきます。

具体的な取組

- こどもの意見表明機会の創出と意見の施策への反映に取り組んでいきます。

主な事業（事業や施策の詳細は事業実施計画（別冊）にまとめています。）

- ・ こどものまち前橋こども・若者会議
- ・ 声を聴かれにくいこどもからの意見聴取
- ・ こどもの意見聴取
- ・ ほか



成果指標と目標値

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	
3	「社会のために役立つことをしたい」と思うこどもの割合	小学生	90.6%	増加
		中学生	90.6%	増加
		高校生	88.8%	増加
4	市が主催する、こどもの意見聴取を目的とした機会（ワークショップなど対面で実施するもの）に参加したこどもの人数（延べ参加者数、年間）	96人	100人	

コラム

▶ こどもの声を聴いて活かします

● こどもの意見聴取

市の政策にこどもの視点や考えを活かすために、こどもの声を聴く取組を進めています。こどもたちにとって、自分の意見が聴かれ、活かされることは、社会の一員としての主体性や自己肯定感、自己有用感を高めることにつながります。本計画もワークショップやパブリックコメントでこどもの意見を聴いて、基本理念や基本目標などに反映しています。



◆ 本計画と一体化する計画(下記の各計画)に関連する内容が掲載されている項目に表示しています。

子若

子ども・若者計画

貧困

子どもの貧困の解消に向けた
対策に関する計画

成育

母子保健を含む成育医療
等に関する計画

自立

自立促進計画

基本目標 2

こどもから若者、子育て当事者へ切れ目のない支援や環境を整え、こどもが健やかに育つ、育てることができる前橋市の実現

こどもは、出生から乳幼児期、学童期、思春期、青年期へと成長する過程において、様々な学びや体験、置かれた環境などの影響を受けながら、心身ともに成長していきます。

本市では、こどもの「育ち」と子育て当事者の「子育て」を一体的に支えていくことで、全てのこどものウェルビーイングの実現や自己肯定感の向上につなげていきます。

また、本市の将来を担うこどもや若者たちが、それぞれの権利が守られ、状況に応じた支援を受けながら、安全安心で自分らしく社会生活を送ることができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進します。



施策の柱 1

ライフステージ共通の支援

- 1 切れ目のない保健、医療の提供
- 2 健やかな成長、豊かな人生につながる経験
- 3 誰もが安心して暮らせる社会の実現
- 4 環境・施設の整備
- 5 デジタル化の推進

子若

成育

施策の柱 2

こども・若者への支援

乳幼児期・学童期・思春期・青年期

- 1 乳幼児期 (乳幼児)
- 2 学童期～思春期 (小学生・中学生)
- 3 思春期～青年期 (高校生世代)
- 4 青年期 (大学生世代・若者)

子若

成育

施策の柱 3

子育て当事者への支援

- 1 妊娠
- 2 出産
- 3 子育て
- 4 仕事と子育ての両立

成育

貧困

施策の柱 4

こども・若者や家族の状況に応じた支援

特性や困難な状況を抱えた方

- 1 障害、病気 (慢性疾病、難病等)
- 2 ひとり親家庭、貧困
- 3 虐待、ヤングケアラー、社会的養護
- 4 いじめ、不登校、ひきこもり、自殺
- 5 外国人、外国にルーツを持つこども

子若

成育

貧困

自立

現状と課題

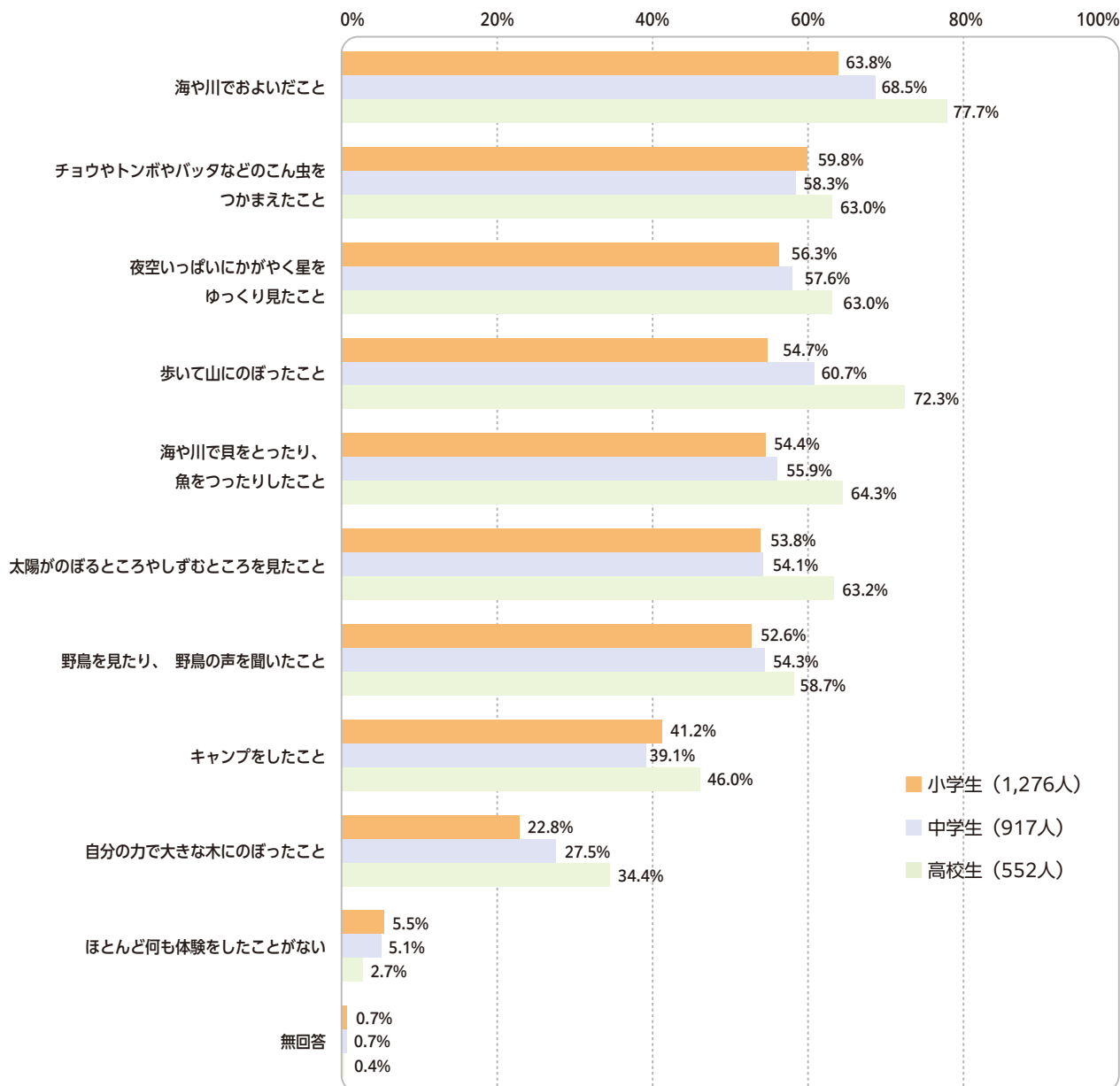
- こどもが心身ともに健やかに成長していくためには、出生からの成長過程においてそれぞれのこどもの状況に応じた切れ目のない保健、医療の提供が必要です。
- こどもが様々な体験を通じて得る経験は、自己肯定感、積極性、協調性などの非認知能力を育む上で重要な役割を果たします。性差や文化的違いなどにとらわれず、スポーツや芸術文化など、多様な体験の機会を創出し、充実させていくことが重要です。
- 近年では、男女共同参画や性的少数者への社会的認知は進んできていますが、幼児期からの成長過程において分かりやすく伝えていくことで、ジェンダーギャップの解消が促進され、誰もが生きやすい社会の実現につながっていきます。
- 障害のある人が、社会における様々な偏見や差別を解消し、自分らしく自立した生活や社会参加をしていくためには、市民一人一人が障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深めることが重要です。



関連データ

■ 今までに体験したこと（小学生、中学生、高校生）

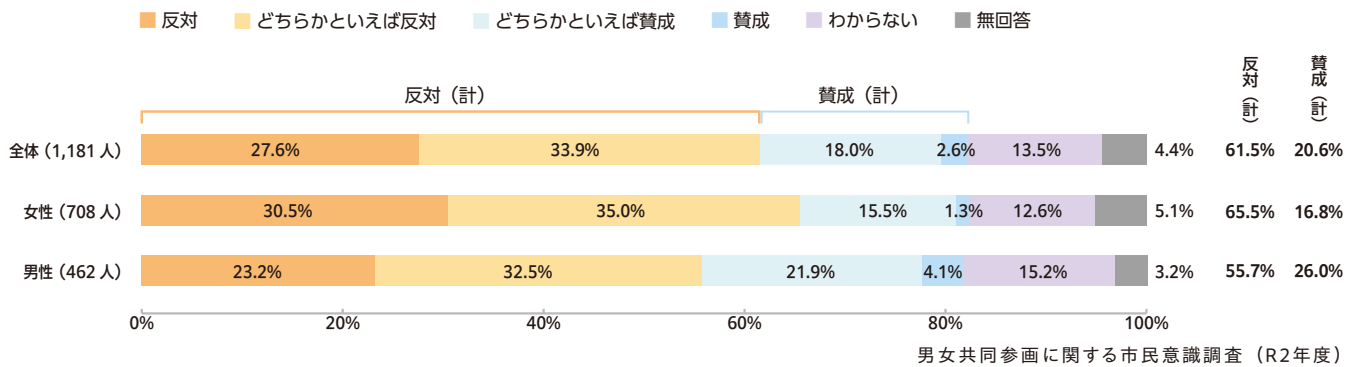
Q：あなたは、今までに、次のような体験をしたことがありますか。
当てはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査（R6年度）

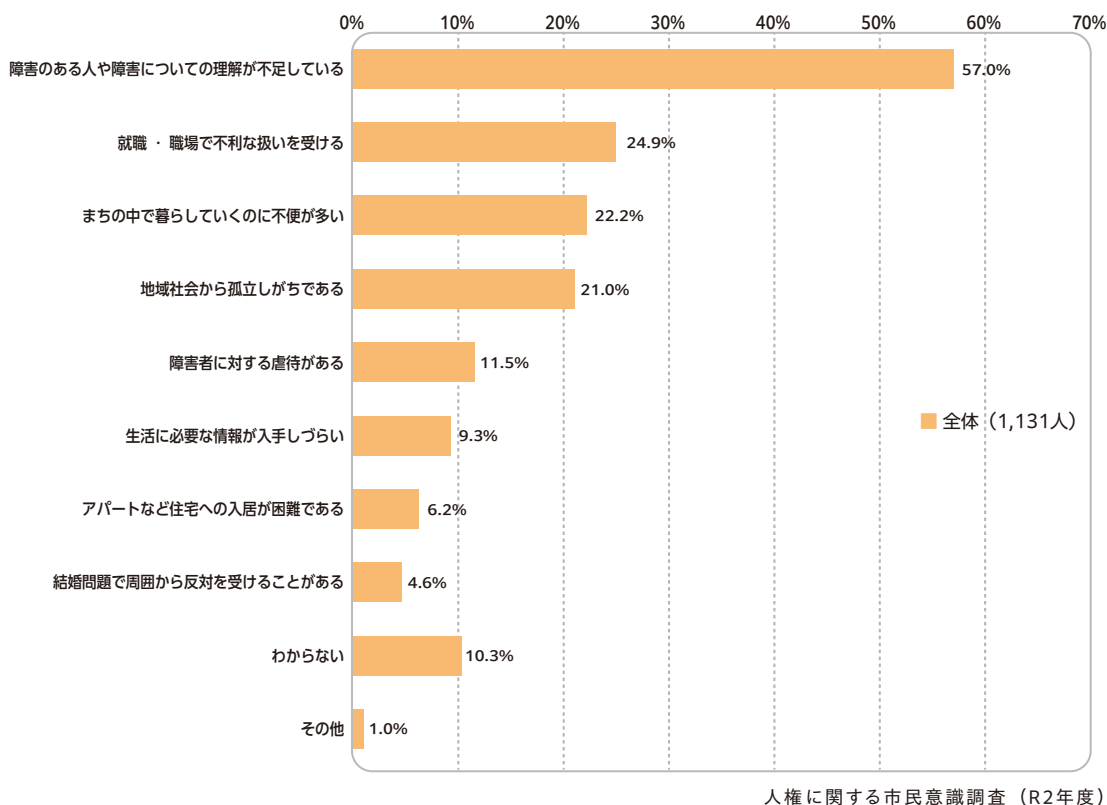
■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

Q: 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どう思いますか



■ 障害者の人権について

Q: 障害者に関する事柄で、特に人権上問題があると思われるのは、どのようなことですか。



みんなの声

- 自然などをできる限り残し、自然との繋がりや自然の大切さ・魅力・必要性を重視して伝えてほしい。(高校生)
- 小さい頃からの性教育や男女の公平さについて教育するなどが重要だと思う。(独身者)
- いろいろな障害に対してもっと理解・支援を広げていじめや差別がなくなるようにしてほしいです。(小学生)

(前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査 (R6年度) 自由記載)

施策の方向性

- こどもから若者、子育て世代に対し、それぞれの状況やニーズを踏まえた切れ目のない支援を行うことで、こどもが心身ともに豊かに成長できる市を目指します。
- こどもや若者のウェルビーイングの実現に向けて、ライフステージを通じて、状況に応じた支援や、学び・遊びの機会の創出、環境の整備、デジタル化の推進などに取り組みます。
- 障害の有無や性別などにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、学校や地域など日常的な暮らしの場で、ともに過ごす機会を増やし差別の解消や権利擁護の推進、虐待の防止に取り組んでいきます。また、前橋市手話言語条例に基づき、手話を言語として位置づけ、手話の普及・啓発に努めます。

具体的な取組

1 切れ目のない保健、医療の提供

出生から成長していく過程において、こどもの状況に応じた保健や医療が切れ目なく提供され、心身ともに健やかに成長できるよう取り組みます。

主な事業(事業や施策の詳細は事業実施計画(別冊)にまとめています。)

- ・まえばし医療センター(夜間休日診療所・休日歯科診療所)の開設
- ・休日当番医の実施
- ・子ども医療費の支給
- ・定期予防接種の実施
- ・任意予防接種に係る費用助成
- ・各種健康診査等(新生児～就学前)の実施
- ・健康ステップアップセミナー
- ・プレコンセプションケア ほか



2 健やかな成長、豊かな人生につながる経験

年齢や発達に応じて、様々な遊びや体験活動を経験する中で、多くの知識を得るとともに、社会性や道徳性を身につけ、自分の良さや可能性を認識し、豊かな人生を切り開くことができるよう取り組みます。

主な事業(事業や施策の詳細は事業実施計画(別冊)にまとめています。)

- ・自然文化体験学習事業(赤城山ろく里山学校)
- ・考古学教室(まえばし古墳の教室)
- ・アーツ前橋での芸術体験事業(あ一つひろば)
- ・児童館、児童文化センター、前橋こども図書館、中央児童遊園(るなばあく)等の運営
- ・のびゆくこどものつどいの開催支援 ほか



3 誰もが安心して暮らせる社会の実現

性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に対し理解を深め、こどもや若者が性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう周知啓発などに取り組みます。また、障害の有無にかかわらず、ともに支え合い安心して暮らしていくために、福祉啓発イベントを通じて、障害や障害のある人への正しい知識の普及と理解促進に努めていきます。

主な事業(事業や施策の詳細は事業実施計画(別冊)にまとめています。)

- ・男女共同参画セミナー
- ・男女共同参画週間行事の開催
- ・LGBTQ人権教室
- ・障害及び障害のある人への理解啓発活動 ほか



4 環境・施設の整備

こどもや子育てを支援する環境の充実に向け、こどもや子育て当事者の目線に立ち、子育て関連施設や学校施設の運営を行うとともに、公共施設のこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設、学校施設の環境改善に取り組みます。
なお、関連する事業については、施設整備計画として本計画の別冊にまとめています。



5 デジタル化の推進

国の取組に合わせ、母子保健事業（妊婦健診、乳幼児健診等）のデジタル化及び利活用を推進します。また、子育て関連施設の利用予約等のオンライン化についても取組を推進します。

主な事業（事業や施策の詳細は事業実施計画（別冊）にまとめています。）

- ・子育て支援制度レジストリとの連携（必要な情報を最適に届ける仕組みの構築）
- ・母子保健DXの推進（電子版母子健康手帳の導入、全国共通の情報連携基盤PMHとの連携など）ほか
- ・出生届のオンライン化



成果指標と目標値

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	
5	「今住んでいるところ（前橋市）は好きだ」というこどもの割合	小学生	89.7%	増加
		中学生	81.0%	増加
		高校生	79.9%	増加
6	前橋市子育てひろばの利用者数（年間）	84,640人	104,800人	
7	プレコンセプションケアの概念の認知度 ※2	プレコンセプションケア（妊娠・出産適齢期やライフプラン等についての健康教育）セミナーの延べ参加者数（年間）	724人	850人
		中学生	—	60%
		高校生	—	60%
		独身者	—	60%
既婚者	—	60%		
8	自然体験教育施設の利用者数（年間） （赤城少年自然の家、おおさる山乃家）	9,423人	10,000人	
9	市が主催する性の多様性に関する講習会等の実施回数（年間）	2回	4回	

※2 認知度は未調査のため現状値はありません。

コラム

▶ 夜間や休日の急な体調不良の際は

● まえばし医療センター（夜間休日診療所・夜間歯科診療所）

まえばし医療センターは、“まちのお医者さん”がお休みの夜間や休日でも、皆さんに安心して受診していただける初期救急医療施設で、急な体調不良や怪我及び応急の歯科診療などに対応しています。



▶ 「プレコンセプションケア」を知っていますか？

● プレコンセプションケア

プレコンセプションケア、略して「プレコン」。性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えながら健康管理をしていく取組です。今の自分の健康、将来の自分の健康、そして未来の家族の健康がより良いものになることは、自身の可能性を広げることにつながります。



▶ スマホで便利に、子育てをもっと安心に

● 母子保健DXの推進

必要な情報やサポートをタイムリーにお届けし、子育てをもっと安心・便利にするため、母子健康手帳アプリを活用した、スマホでの健診予約や結果確認ができる仕組みなどについて検討を進めます。

基本目標 2

施策の柱 2

こども・若者への支援

乳幼児期・学童期・思春期・青年期

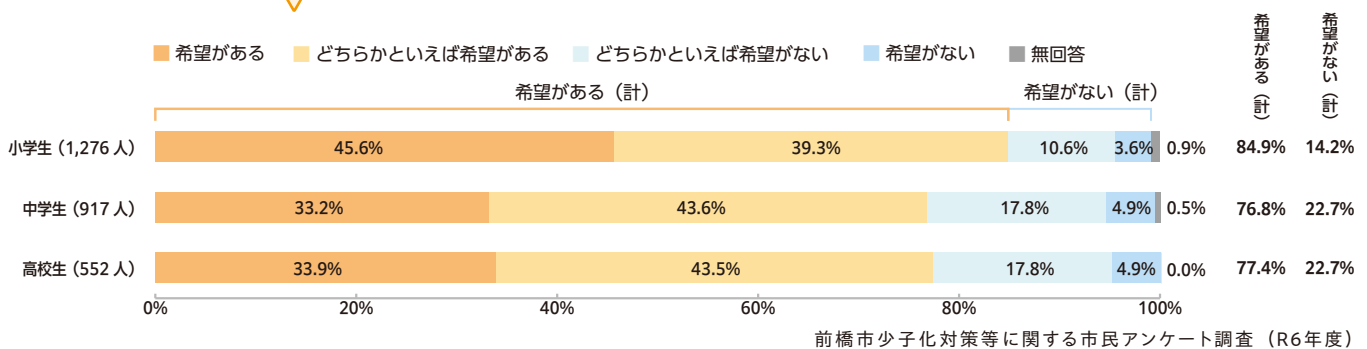
現状と課題

- 乳幼児期のこどもは、多くの時間を家庭や地域の中で過ごします。育ちの環境はそれぞれ異なり、多様化していますが、安心して健やかに成長できるよう環境を整える必要があります。
- 乳幼児期には、心身の発育状況を適切に把握するとともに、発達特性を早期に発見し、適切な支援を行う必要があります。また、保護者がこどもの成長や発達に関して正しい知識を持つことも重要です。
- 学童期や思春期など心身ともに大きく成長する時期には、多くの学びや体験の機会を提供するとともに、主体性や社会性を育み、その後の人生を豊かに広げられるよう支援を行うことが重要となります。
- 青年期は、生活の基盤を安定させ、新たな環境に適応しながら、自己の可能性を伸展させる時期です。自分らしい未来を描き、その実現に向かって進めるよう自立した生活への一歩を踏み出していくための支援などに取り組む必要があります。
- 少子化が加速する中、結婚や妊娠、出産、子育てに対し不安を抱く若い世代が増えています。結婚やこどもを産み育てたいと希望する若者がその希望を叶えられるような取組が必要です。

関連データ

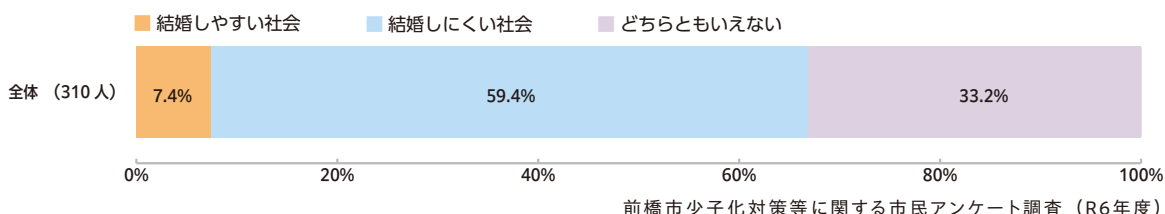
■ 将来への希望（小学生、中学生、高校生）

Q：あなたは自分の将来について明るい希望を持っていますか。



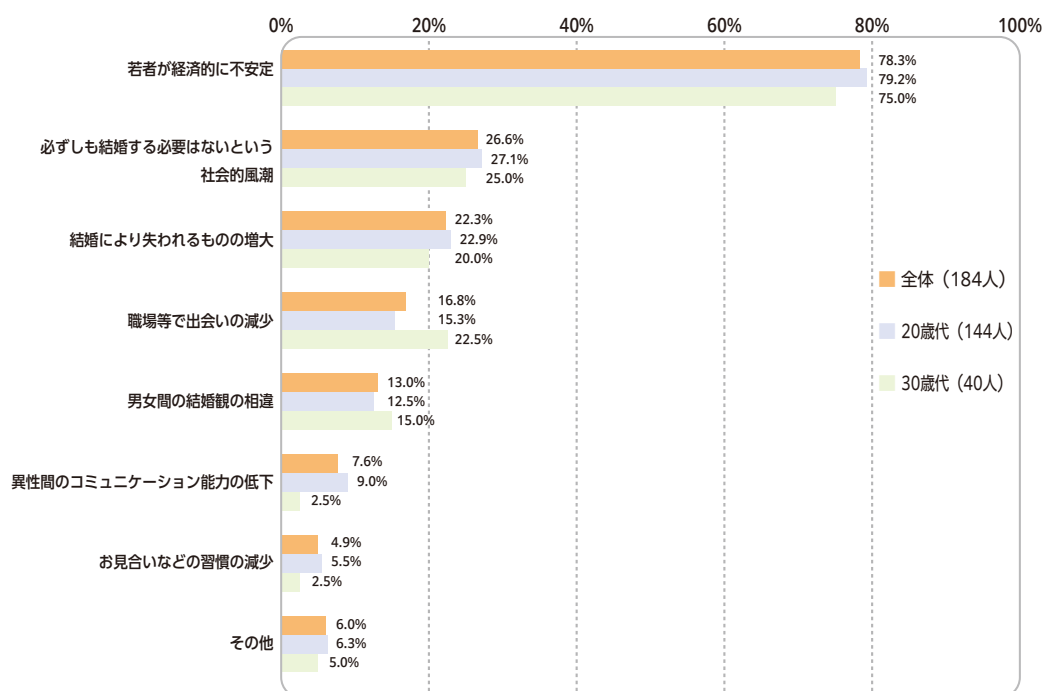
■ 今の社会は結婚しやすい社会だと思うか（独身者）

Q：今の社会は結婚しやすい社会だと思いますか。



■ 結婚しにくい社会だと思う理由（独身者）

Q：結婚しにくい社会だと思う理由について、どのようにお考えですか。（○は2つ）



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査（R6年度）

みんなの声

- たくさんの情報がある社会で、いずれは自立していかなければいけないと感じることが多いため、校外学習をもっと増やすべきだと思います。そうすることで、得た情報を自分の中で理解し、正しいのを見極められる力が向上するのではないかと考えます。そして、校外学習での経験を通じて、自分の将来のことについて考えられるきっかけにもなると、なお良いと思います。（中学生）
- 学生時代にはテストで良い点数を取ることが求められるのに、社会人になった途端全く別基軸の能力が求められ、違う価値基準にさらされることに社会の矛盾、社会との隔絶感を感じた。今の学生には、もっと政治、経済、仕事、地域への理解を深める機会を与え、学生のうちから社会との隔絶感を減らすようにしてほしいと思う。（独身者）
- 小学生からある程度性教育（プライベートゾーンについてや相手を思いやることなどから）を学校で受けられるよう、環境を整えられたらいいと思う。（独身者）

（前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査（R6年度）自由記載）

施策の方向性

- こどもや若者の育ちを支え、心身の健全な発育や成長を促すため、体験活動の充実や健康づくりの推進をはじめ、誰もが自分の力を発揮して活躍できる社会の実現に向けた様々な施策に取り組みます。
- 思春期や青年期のこどもや若者が自己の将来に希望を持ち、自分らしく社会生活を送ることができるよう就職や結婚などに関する支援に取り組みます。
- こどもや若者が社会の一員であることを自覚し、主体的に社会にかかわることができるような体験や学びの機会の創出に取り組みます。また、多様な文化や価値観に出会うことで新たな夢や希望の発見につながられるよう取り組みます。
- 思春期から青年期に至るまで、性別を問わず、全てのこどもや若者が発達段階や状況に応じてプレコンセプションケアの概念を理解し、性や健康に関する正しい知識を身につけ、実践につながられるよう、支援に取り組みます。

具体的な取組

1 乳幼児期（乳幼児）

こどもの育ちに関する不安や課題への相談対応をはじめ、こどもの発育状況の把握とそれに応じた支援などに取り組みます。

主な事業（事業や施策の詳細は事業実施計画（別冊）にまとめています。）

- ・乳幼児相談（にこにこ健康相談等）
- ・幼児教育センター事業（幼児教室・ことばの教室）
- ・こども発達支援センター事業（発達相談・早期療育支援等）
- ほか



2 学童期～思春期（小学生・中学生）

安心して過ごし学べる環境の充実や様々な体験活動に参加する機会の創出など、こどもの健やかな成長と自己肯定感の向上を促す学びの提供に取り組みます。

主な事業（事業や施策の詳細は事業実施計画（別冊）にまとめています。）

- ・部活動の地域展開
- ・GIGA スクール構想
- ・少年の主張前橋大会の開催
- ・児童文化センターでの自然体験、各種教室
- ・外国語教育推進事業
- ・小学校選挙体験教室
- ほか



3 思春期～青年期（高校生世代）

学び続けるための支援を行うとともに、自己の可能性を伸ばし、主体的に活動できる機会の創出などに取り組みます。

主な事業（事業や施策の詳細は事業実施計画（別冊）にまとめています。）

- ・前橋市高校生学習室
- ・高校生世代バス交通利用促進奨励金制度
- ・フィールドスタディプログラム（地域企業を舞台にした探究学習）
- ほか



4 青年期(大学生世代・若者)

自らの適性等を理解し、進学や就業など、希望する将来の実現を応援していきます。また、結婚や子どもを産み育てたいという希望が叶えられるよう、将来のライフプランに応じた健康管理を早い時期から意識していくための支援などに取り組みます。

主な事業(事業や施策の詳細は事業実施計画(別冊)にまとめています。)

- ・はたちのつどいの開催
- ・若年女性向けキャリアデザインセミナー
- ・前橋の地域若者会議
- ・結婚応援パートナー支援事業
- ・伴走型結婚支援事業
- ・プレコンセプションケア(性や健康に関する正しい知識の普及) ほか



成果指標と目標値

No.	成果指標		現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
10	自分の将来に明るい希望を持っているこどもの割合	小学生	84.9%	増加
		中学生	76.8%	80%
		高校生	77.4%	80%
11	学校評価アンケートにおいて「学びの質を高めるICT活用の推進」について、「よくできている」「大体できている」と回答した人の割合		82.6%	87%
12	ミライバシ(高校生を対象とした将来人材確保イベント)参加者アンケートにおいて「働くことへの理解が深まった」と回答した参加者の割合		50.9% (R7年度)	90%
13	市が主催や共催する出会い・交流イベント(縁活カフェなど)の延べ参加者数(年間)		229人	増加
14	今の社会は結婚しやすい社会だと思う若者の割合	独身者	7.4%	26%



▶ 部活動の地域展開の取組

● 部活動の地域展開

市立中学校の部活動について、学校を含めた地域全体で支えていく「地域展開」に向けた取組を進めています。様々な地域クラブができることにより、学校の区域にとらわれずに、生徒がやりたい活動に参加することやより専門的な指導を受けることが可能になります。移行期間中は部活動を行わない土日进行、**「中学生・多様な学びの日」**として、スポーツ、文化芸術活動などに主体的に参加することができます。

▶ 高校生が地元企業を知るインターンシッププログラム

● フィールドスタディプログラム

市内高校生を対象に、地元や地元企業の魅力、仕事と学びのつながりを伝え、将来の進路や仕事について考える場を提供しています。人材の流出や中小企業の採用難などの課題を解決するため、高校生向けオンライン学習サイトを活用したフィールドスタディプログラム（インターンシップ）を実施し、地域企業を舞台にした探究学習を実施しています。

▶ 若者主体の地域づくり

● 前橋の地域若者会議

「前橋が好き」、「前橋で何かしたい」という思いを持った、18歳から35歳までの若者が所属する地域づくりの活動を行う団体です。月に1度会議を行い、そこで出た意見や地域からの要望を形にして市内の各地域でイベントの開催や支援を行います。



施策の柱 3

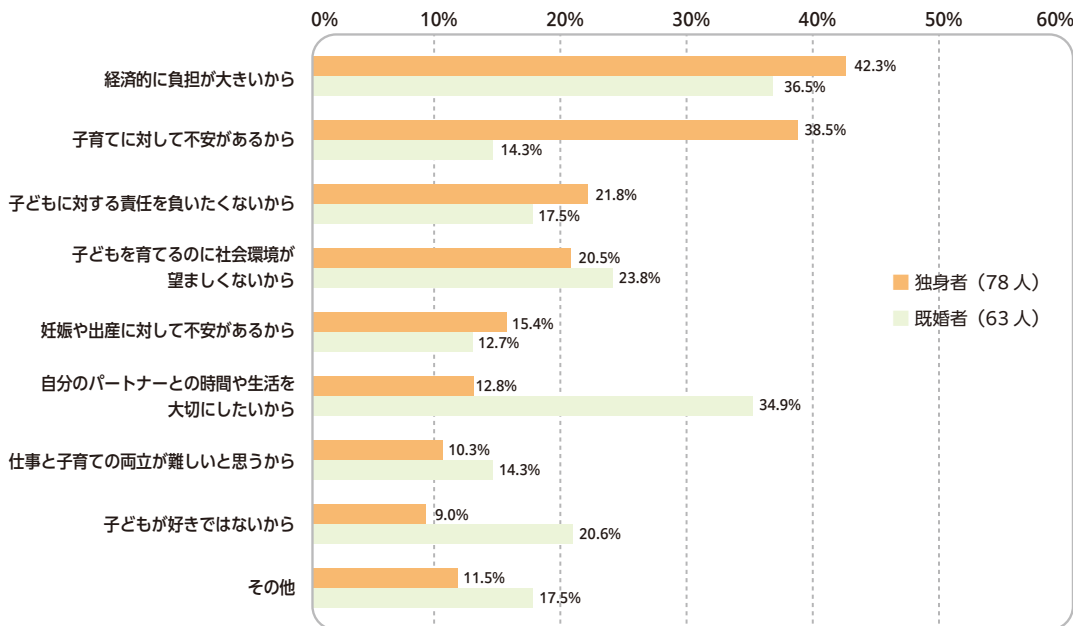
子育て当事者への支援

現状と課題

- 全国的に少子化が進む中、本市でも出生数は年々減少しています。本市の出生数は令和5年に2,000人を割り、令和6年では1,781人となっています。
- アンケート調査では、独身者の約5割が将来子どもを授かりたいと回答しています。また、子どもはいなくても良いと回答した方の主な理由は、「経済的に負担が大きいから」、「子育てに不安があるから」という回答の割合が高くなっています。
- アンケート調査では、既婚者の約6割が不妊に関する不安や悩みを現在抱えている、または過去に抱えた経験があり、特に30歳代では約7割と割合が高くなっています。妊娠や出産の支援では、妊娠中の健康管理や妊婦のケアに関する支援を求める声が多くありました。また、子育て中の保護者の約8割が子育てに対して不安感や負担感を感じていると回答し、負担に感じることや悩んでいることについては「子育てで出費がかさむこと」が最も高くなっています。
- 子どもを望む人が希望どおりに子どもを産み育てられる環境づくりが求められています。若い世代の方たちが、子どもを授かることを前向きに考えられる社会になること、仕事と子育ての両立に向けた環境づくりや子育てを応援する地域づくりを推進していくことが求められています。
- 共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化により、子育てに関する支援のニーズも多様化しています。また、核家族化が進む現代では、妊娠、出産、子育てについて、身近に不安や悩みを相談できる相手がない方もいるため、気軽に相談できる場の提供も必要です。子育て当事者のニーズに沿った支援や相談対応などが求められています。
- 事業所における育児休業制度は浸透してきていますが、アンケート調査では男性の育児休業制度取得期間は「2週間未満」が最も多く、県の調査結果と比較すると取得期間が短くなっています。男性の育児休業取得に対する意識の向上などが求められています。
- 共働き世帯が増加している現代では、子育て当事者が子育てと仕事を両立できる環境づくりが重要です。職場における子育て家庭への支援が広がるよう取り組んでいく必要があります。

■ 将来子どもを望まない理由(独身者・既婚者)

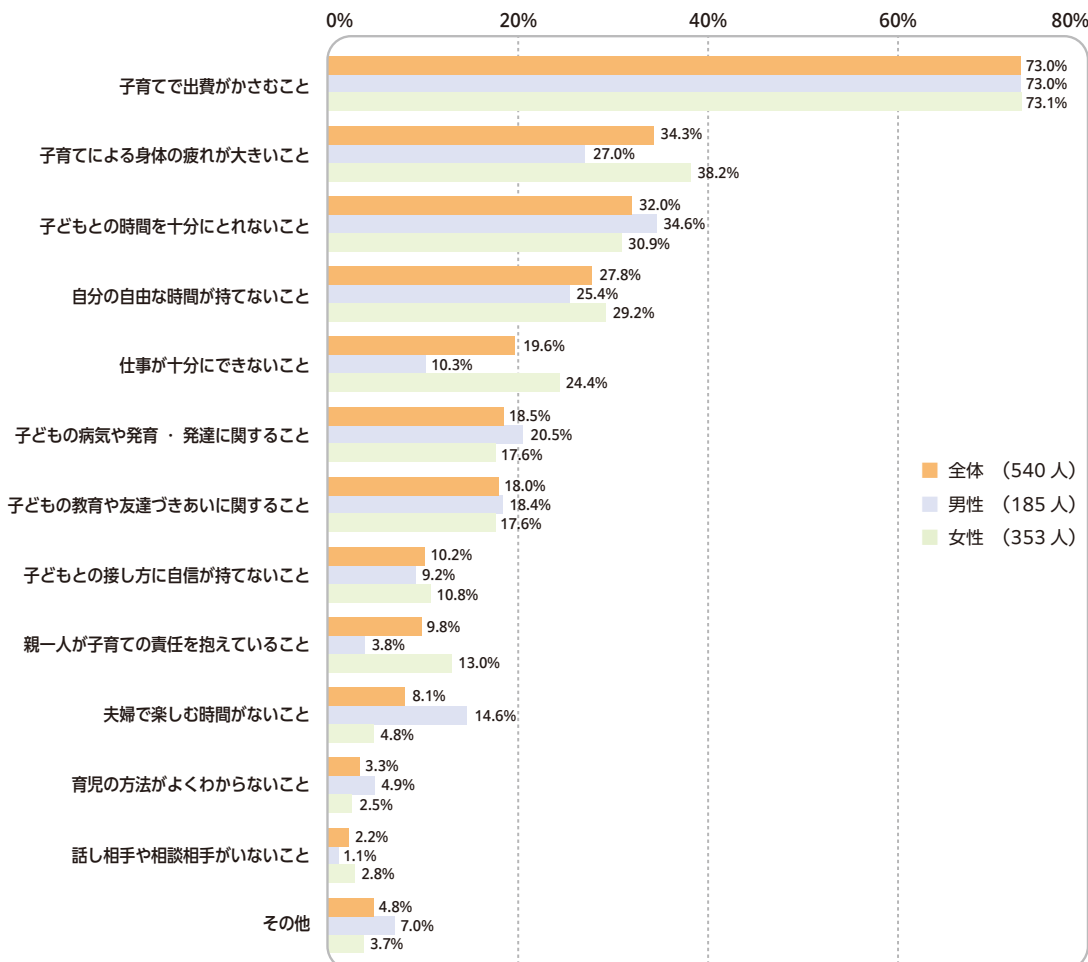
Q:「子どもはいなくてもよい」「子どもを望んでいない」と思う理由は何ですか。



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査 (R6年度)

■ 子育てをする上で負担に感じることや悩んでいること(子育て中の保護者)

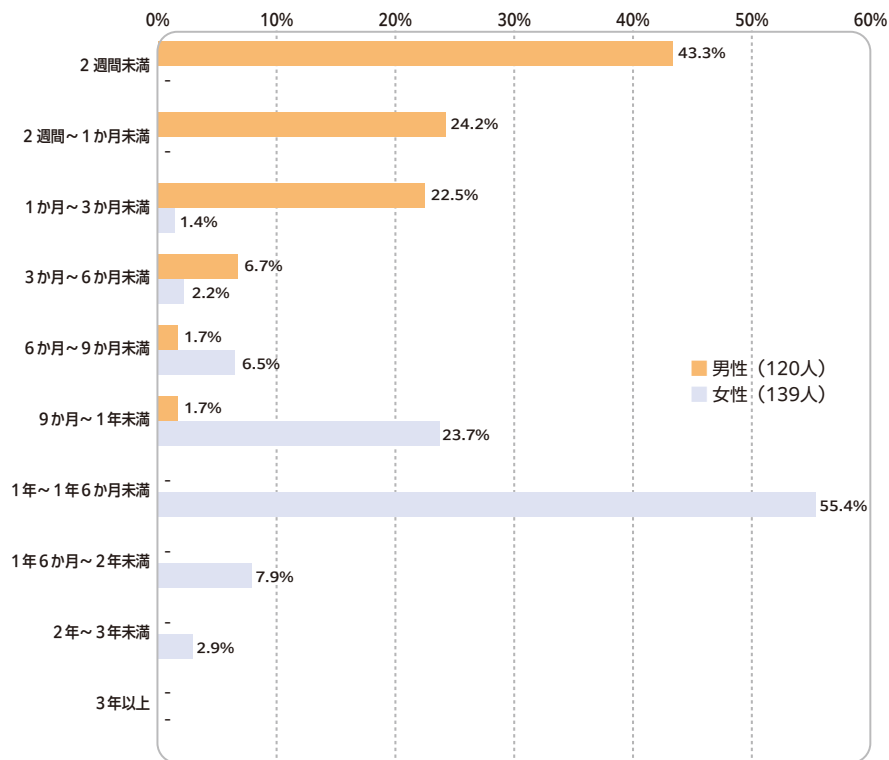
Q:あなたが子育てをする上で、負担に感じることや悩んでいることはどのようなことですか。



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査 (R6年度)

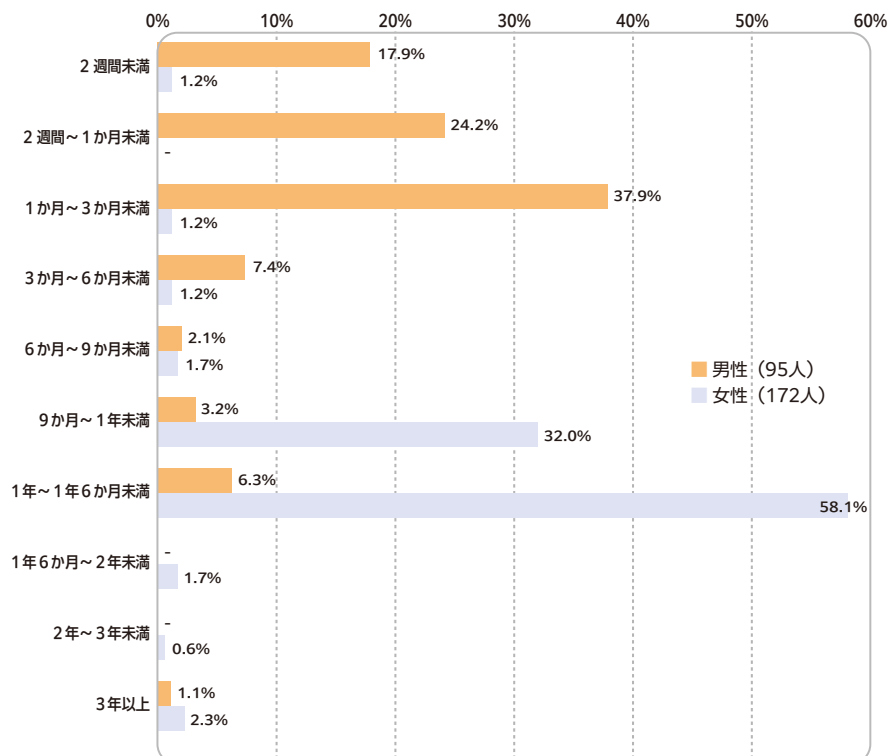
■ 育児休業等の取得状況（復職者の育児休業期間）（事業者）

■ 前橋市



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査（R6年度）

■ 群馬県



※令和5年度少子化対策に関する県民意識調査／仕事と生活の調和に関する調査（企業調査）

みんなの声

- 自分がどんな支援を受けることができるのか、チェックできるアプリが欲しい。知らない制度があった。(保護者)
- こどもをたくさん育てている人に向けた支援がもっとあっても良いと思う。あとは、フードだけでなく衣服や一時的しか使わない物品をやりとりできる制度があっても良いと思う。(保護者)
- こどもが病気になった時に仕事が休みづらい。こどもが病気の時に夫が会社を休む選択肢もあるということがもっと一般的になってほしい。(保護者)

(前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)自由記載)

施策の方向性

- 子育て当事者が経済的な不安感や社会的な孤立感などを抱くことなく、心身ともにゆとりを持ってこどもと向き合えるよう、経済的負担や心理的負担を軽減するための取組を推進します。
- 多様な価値観や考え方を尊重した上で、出産や子育てに対して希望を持つことができるよう、また、妊娠前から出産、育児まで妊産婦や乳幼児、子育て当事者を含む家庭全体に対する切れ目のない支援に取り組んでいきます。
- 乳幼児期の愛着形成は、こどもの健全な発達に欠かせないものであり、情緒の安定や他者への信頼感の醸成につながります。そのために、子育て当事者が孤立しないよう寄り添いながら、相談や適切な支援につながるよう情報提供に努めていきます。
- 働く保護者の増加に伴い、仕事と子育ての両立支援や環境整備、こどもの年齢や保護者の就労状況に応じた子育て支援関連事業や保育・教育の充実に取り組んでいきます。
- 社会全体で共働きや共育て、ワークライフバランスの推進に取り組み、働く保護者の子育てや仕事に対する負担感が解消され、全ての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる社会を目指します。



具体的な取組

1 妊娠

子どもを授かりたいと望む方の希望が叶えられるよう、不妊や不育に関する支援に取り組みます。また、妊娠期の心身のケアや育児に関する相談体制など、産前・産後の支援を行い、不安や悩みの解消につなげていきます。

主な事業(事業や施策の詳細は事業実施計画(別冊)にまとめています。)

- ・ハローベビークラス
- ・妊婦健康診査
- ・おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業
- ・妊婦のための支援給付
- ・妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)
- ・不妊治療費助成事業
- ・不育症治療費助成事業



2 出産

出産に伴う家事育児のサポートや産後の母子の健康状態の確認など、育児に対して不安を抱えやすい時期の支援に取り組みます。

主な事業(事業や施策の詳細は事業実施計画(別冊)にまとめています。)

- ・産婦健康診査
- ・産前産後ヘルパー派遣事業
- ・産後ケア事業
- ・マイタク(でまんど相乗りタクシー)事業



3 子育て

子育てに関する経済的な負担軽減の取組や子どもの発達に関する相談支援、子どもの成育過程における健康診査の実施などに取り組みます。また、質の高い幼児教育・保育の提供に努め、親の就業状況にかかわらず、子育て当事者が孤立しないよう、地域における子育て支援事業の展開などにより、仲間づくりや相談の場の提供などの支援を行います。

主な事業(事業や施策の詳細は事業実施計画(別冊)にまとめています。)

- ・児童手当
- ・各種健康診査等(新生児～就学前)の実施
- ・親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた!”(ベビープログラム)
- ・一時預かり事業
- ・乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・子育てひろば事業
- ・保育料等の負担軽減化
- ・学校給食費無償化
- ・空き家対策事業(空き家のリフォーム補助)



※上記のほか、子育て支援については、「第三期前橋市子ども子育て支援事業計画」に基づいて実施していきます。

4 仕事と子育ての両立

共働き世帯が増加する中で、共育を推進するとともに、子育て当事者が理想とする働き方を実現できるよう、施策や支援に取り組んでいきます。

主な事業(事業や施策の詳細は事業実施計画(別冊)にまとめています。)

- ・仕事・子育て両立支援奨励金
- ・育休明け入所支援事業補助金
- ・休日保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリーサポートセンター



成果指標と目標値

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	
15	妊婦歯科健診の受診率（年間）	45.8%	50%	
16	産後ケア事業の延べ利用者数（年間）	1,469人	2,183人	
17	産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合（年間）	17.5%	減少	
18	「健やか親子21アンケート ※3」において「お母さんがゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間がある」と回答した親の割合（年間）	3～4か月児の親	92.5%	増加
		1歳6か月児の親	82.0%	増加
		3歳児の親	74.0%	増加
19	「健やか親子21アンケート ※3」において「お子さんに対して、育てにくさを感じているか」という質問に対し「いつも感じる」「時々感じる」と回答した方のうち「育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っている」親の割合（年間）	3～4か月児の親	89.4%	95%
		1歳6か月児の親	83.0%	95%
		3歳児の親	79.4%	95%
20	むし歯のない3歳児の割合（年間）	90.3%	93%	
21	病児・病後児保育事業の延べ利用者数（年間）	1,003人	4,800人	
22	男性の育児休業取得期間で2週間以上取得した方の割合	56.8%	63%	

※3 健やか親子21アンケート：3～4か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を受診した親に対する調査



コラム

▶ はじめて赤ちゃんを迎える妊婦さんとそのご家族へ

● ハローベビークラス

はじめて赤ちゃんを迎える妊婦さんとそのご家族を対象に、安心して赤ちゃんを迎えるための講話、実習等を行っています。はじめての妊娠、出産、育児にはたくさんの不安があると思います。保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職員と一緒に、妊娠中の健康や、これから迎える赤ちゃんとの生活について考えてみませんか？



▶ 空き家を取得してリフォームする方への補助金

● 空き家対策事業（空き家のリフォーム補助）

1年以上居住していない空き家を取得などしてリフォームする際に、工事費用の一部を補助します。子育て世帯にはさらに加算措置があります。（補助金の詳しい内容は毎年度の予算によって決まります。）

▶ 働きやすい職場環境を整備した企業への奨励金

● 仕事・子育て両立支援奨励金

労働者の仕事と子育ての両立を支援するため、男性の育児休業の取得率の向上、育児休業や育児短時間勤務を行う労働者の業務を代替する体制の整備など、働きやすい環境づくりを実施する市内中小企業者に対して奨励金を交付します。（奨励金の交付には条件があります。）

▶ 地域で子育てを助け合うファミリー・サポート・センター

● ファミリー・サポート・センター

子育ての手伝いをして欲しい人（おねがい会員）と、子育ての支援を行いたい人（まかせて会員）からなる会員組織です。保育施設等では対応しきれない、おねがい会員のニーズに合わせて、会員相互の援助活動を行い子育てを支援するものです。



現状と課題

- 障害や病気の有無にかかわらず地域で安心して生活できるよう支援が必要なこどもや家庭に対応していく体制を整えることや、発達に特性のあるこどもやその家庭に対し適切な相談支援につながるよう取り組む必要があります。
- こどもや若者の貧困は、心身の健康にも影響を及ぼします。育つ環境によってこどもや若者の現在や将来が左右されることがないように、子育て家庭の貧困を解消するための取組が必要です。
- 児童虐待の予防や早期発見、家庭及び養育環境への支援が求められています。全てのこどもや若者の命を守り、健やかに育むため、学校や関係機関、地域とも連携して対応していく必要があります。また、家事や家族の世話などを日常的に行っている、いわゆるヤングケアラーは顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が連携して、早期発見や把握に努め、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。
- 困難な状況にあるこどもや若者が必要な支援を受けることができるよう、状況に応じた相談体制の整備や支援の取組が必要です。また、いじめや不登校など、こどもが困難な状況を抱えたときに助けを求められることができるよう相談体制や相談窓口の周知などに取り組む必要があります。
- 外国のこどもや若者、外国にルーツを持つこどもや若者が日常生活を送るうえで必要としている情報を入手し、安全安心に暮らせる環境を整える必要があります。

関連データ

■ 進学展望（中学2年生、中学2年生保護者）

Q：あなたは、将来どの段階まで進学したいですか。／
お父さんは将来、現実的に見てどの学校に進学すると思いますか。（一部抜粋）

■ 中学2年生

		調査数(人)	高等学校まで (%)	大学まで (%)
全体		952	14.0	48.2
等価世帯収入水準別	中央値以上	470	9.1	56.4
	中央値の2分の1以上中央値未満	347	16.7	42.9
	中央値の2分の1未満	94	28.7	30.9
世帯別	ふたり親世帯	844	13.0	49.4
	ひとり親世帯	100	22.0	39.0

■ 中学2年生保護者

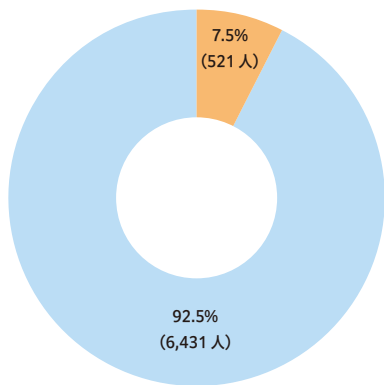
		調査数(人)	高等学校まで (%)	大学まで (%)
全体		952	10.8	52.1
等価世帯収入水準別	中央値以上	470	5.7	62.6
	中央値の2分の1以上中央値未満	347	13.5	42.7
	中央値の2分の1未満	94	25.5	34.0
世帯別	ふたり親世帯	844	9.5	54.4
	ひとり親世帯	100	21.0	33.0

前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査（R6年度）

■ ヤングケアラーについて

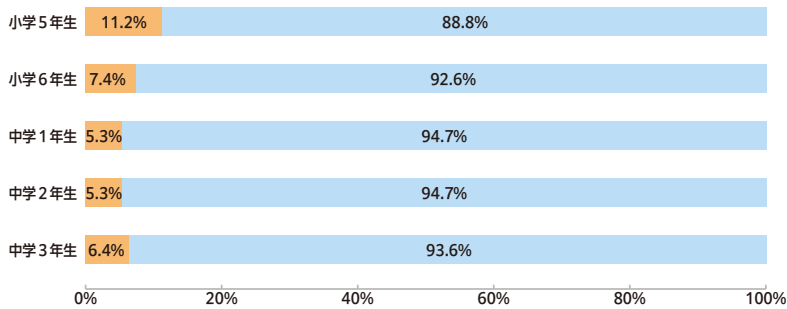
■ お世話をしている家族がいる割合

■ お世話をしている家族がいる ■ お世話をしている家族がない



■ お世話をしている家族がいる割合（学年別）

■ お世話をしている家族がいる ■ お世話をしている家族がない



ヤングケアラーに関する実態調査（R5年度）

みんなの声

- お金持ちの家とあまり持っていない家との間で学習に不平等が生じていると思う。お金を持っていると学習塾などに入ることができ成績が伸びる。しかし、お金をあまり持っていないと、いくら勉強にやる気があったとしても、塾に入ることができず成績が伸びづらい。その差は将来の就職に影響し、貧富の差がますます拡大していくと思う。（高校生）
- いじめを見たり、したりしたことはないですが、ニュースでよく聞きます。いじめはいけないことだと思います。いじめがなくなる前橋市になってほしいです。（小学生）
- 子育てを孤立した状態で行ってしまうと、虐待・ネグレクトを生む要因になると感じる。孤育てから子育てへ、そして地域で育てる共育てにする必要があるのではないか。（子育て中の保護者）

（前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査（R6年度）自由記載）

施策の方向性

- 困難な状況を抱える子どもや若者が安心して暮らせるように、当事者やその家族に寄り添った支援制度や体制の整備、相談窓口や情報の提供など、きめ細かな支援・施策の提供に取り組みます。
- 子どもや若者が抱える悩みや不安などは複合的なケースが増加していることから、課題の解決に向けて、行政や学校など関係機関との連携を強化していきます。

具体的な取組

1 障害、病気（慢性疾病、難病等）

障害や発達に特性のある子どもが自分らしく健やかに成長できるよう、障害や病気の早期発見と療育、支援体制の充実に取り組みます。また、関係機関が連携して一人一人の状況に応じた支援につながるよう体制を整えていきます。

主な事業（事業や施策の詳細は事業実施計画（別冊）にまとめています。）

- ・特別児童扶養手当
- ・障害者（障害児）相談支援事業
- ・障害児通所支援給付（放課後等デイサービス等）
- ・こころの健康に関する相談（精神保健福祉相談）
- ・医療的ケア児等支援事業
- ・小児慢性特定疾病児童等への支援（医療費助成、自立支援事業等）
- ・特別支援教育就学奨励事業
- ・特別支援連携協議会 ほか



2 ひとり親家庭、貧困

保護者の所得など家庭の状況が子どもや若者の心身の健康、学びや体験の機会などに影響を与えないよう、学習機会の提供や経済的負担の軽減、相談支援事業などに取り組みます。

主な事業（事業や施策の詳細は事業実施計画（別冊）にまとめています。）

- ・児童扶養手当
- ・子どもフードパントリー事業
- ・ひとり親家庭養育費確保支援事業
- ・自立支援教育訓練給付金
- ・高等職業訓練促進給付金等事業
- ・障害者・ひとり親雇用奨励金
- ・就学援助事業
- ・まえばし学習支援事業（M-Change）
- ・高等学校等進学支援プログラム ほか



3 虐待、ヤングケアラー、社会的養護

全ての子どもにおいて良好な成育環境が確保されるよう、子ども自身の状況や子育てに困難を抱える家庭を早期に把握し、必要な支援が受けられるよう取り組みます。

主な事業（事業や施策の詳細は事業実施計画（別冊）にまとめています。）

- ・まえばし子ども見守り宅食事業
- ・家庭児童相談事業
- ・児童虐待への対応（関係機関との連携強化）
- ・児童養護施設等入所児童自立支援事業
- ・ヤングケアラー支援事業 ほか



4 いじめ、不登校、ひきこもり、自殺

子どもや若者が抱える悩みや課題を解消するための支援や体制を強化し、いじめの防止や不登校児童生徒への対応、ひきこもり、自殺予防への支援などに取り組みます。

主な事業(事業や施策の詳細は事業実施計画(別冊)にまとめています。)

- ・ いじめ対策室(いじめ相談ダイヤル)
- ・ 教育支援教室
- ・ 不登校児童生徒オンライン支援事業(まえばしコネクト)
- ・ 不登校支援施設利用者交通費補助金
- ・ ひきこもりの家族の教室
- ・ 自殺予防普及啓発事業 ほか



5 外国人、外国にルーツを持つ子ども

外国人や外国にルーツを持つ子どもが生活習慣や文化などの違いがあっても不自由することなく他の子どもと一緒に学校生活を送り、暮らしていきけるよう支援していきます。

主な事業(事業や施策の詳細は事業実施計画(別冊)にまとめています。)

- ・ 外国帰国及び外国人児童生徒指導事業
- ・ 外国人学校通学費補助



成果指標と目標値

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
23	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業における相談件数(年間)	302件	増加
24	ひとり親家庭(母子家庭)の正規雇用率	53.6%	増加
25	まえばし学習支援事業(M-Change)参加者の出席率(年間)	57.0%	80%
26	欠席が90日以上の不登校児童生徒のうち、校内での専門的な相談・指導(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭)もしくは校外の機関(教育支援教室、医療機関、民間施設等)において相談・指導を受けた児童生徒の割合	46.9%	100%

▶ 医療的ケア児への支援

● 医療的ケア児等支援事業

日常生活を送るために、導尿、吸入、たんの吸引や経管栄養など、医療的ケアを継続的に受けているお子さんに対して、看護師が配置されていない通所施設、作業所、保育所、学校等において、訪問看護師が医療的ケアを行う支援を実施します。

▶ 食と相談でひとり親家庭の未来をサポート

● こどもフードパントリー事業

物価高騰の影響をより強く受けているひとり親家庭等に食品や日用品を無償で届けます。食品等の配付をきっかけに相談や必要な支援につなげ、地域や社会から孤立しないよう支えます。食品等の大部分はこの事業に賛同いただいた企業の寄付によるものです。



▶ 誰も取り残さない学習支援

● まえばし学習支援事業 (M-Change)

生活困窮世帯のこどもは、学習環境が不十分な場合も多く、そのことから学力格差が生まれて貧困の連鎖に陥りやすい状況にあります。こうしたこどもたちの将来の進路選択の幅を広げるため、学習支援を行い、学力向上と生活習慣の改善を図ります。

▶ 人とつながるきっかけづくり

● 不登校児童生徒オンライン支援事業 (まえばしコネクト)

市立小中学校在籍の学校に行きづらさを感じている児童生徒に対して、児童生徒用タブレットを活用したオンラインでの学習支援、交流活動などを行い、人とつながる機会を提供しています。

基本目標 3

こどもが安全に、安心して、自ら学び、成長できるまちをみんなで作くり、全ての市民、事業者など市全体でこどもの成長を支え、未来につなぐ前橋市の実現

こどもが安心して暮らし、自ら学び、理想に向かって成長していくことができる社会の実現を目指します。そのために、家庭や学校、地域、事業者、行政など、こどもにかかわる全ての主体がそれぞれの役割を認識し、互いに連携しながら、市全体でこどもを育む環境づくりを進めていきます。

また、こどもや若者、子育て当事者への支援をそれぞれの主体が協力して進めることで、誰もが元気に安心して暮らせる地域社会の形成を図っていきます。

未来を支えるこどもたちの健やかな成長とともに、活気あふれる市の実現に向けて施策を推進します。



◆ 本計画と一体化する計画(下記の各計画)に関連する内容が掲載されている項目に表示しています。

子若

子ども・若者計画

貧困

子どもの貧困の解消に向けた対策に関する計画

成育

母子保健を含む成育医療等に関する計画

基本目標 3

施策の柱 1

保育・教育現場の取組

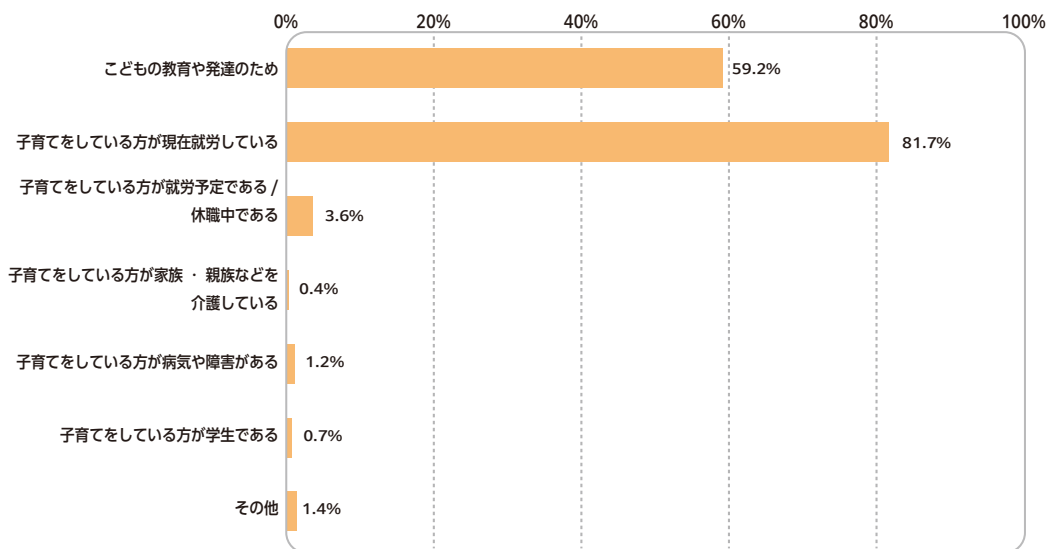
現状と課題

- 幼児期から学童期への円滑な移行は幼少期の心身の成長にも大きく影響するため、特に慎重に取り組む必要があります。
- 保育や教育の現場において、こどもの個性や特性に応じた保育や教育に取り組めるよう、専門知識の習得や専門機関による支援などに取り組むことが大切です。

関連データ

■ 教育・保育の事業を利用する理由【未就学児童保護者】

Q：平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてうかがいます。主な理由としてあてはまる項目全てに○をつけてください。



子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（R6年度）

みんなの声

- (幼稚園の)先生もとても頑張ってくれていますが、人手が足りてなさそうな感じがする。(保護者)
- 全ての子ども達が平等に健康に暮らせるように、将来役に立てるように、楽しく学べる学校にしてほしい。(小学生)
- 中学校の休み時間を伸ばして、先生と話す時間が欲しい。(中学生)

(前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査（R6年度）自由記載)

施策の方向性

- 幼児期の保育や教育の質の向上を図り、こども一人一人の健やかな成長を支えていきます。また、就学前の保育や教育と学校教育との連携を進め、こどもを取り巻く環境に左右されず学童期へスムーズに移行できるよう施策に取り組みます。
- 保育や教育の現場において、専門的な知識や技術の習得に向けた研修などを充実していくことで、こどもの特性に応じた育ちをサポートしていきます。

具体的な取組

- 就学前の保育や教育と学校教育の連携をより強力に進めていきます。また、様々な分野における専門機関との連携により、研修等の機会を通じて、保育や教育の質の向上につながるよう取り組みます。
- 学校現場では教職員がこどもと向き合える時間を持ち、こどもに応じた指導ができるよう取り組んでいきます。

主な事業(事業や施策の詳細は事業実施計画(別冊)にまとめています。)

- ・ 幼児教育アドバイザー派遣事業
- ・ 保幼小連携事業
- ・ こども発達支援センターコンサルテーション(専門的技術支援)
- ・ 学校保健会事業 ほか



成果指標と目標値

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	
27	居住している地区における子育ての環境や子育て支援への満足度が高い方の割合(「満足度がやや高い」「満足度が高い」と回答した方の割合)	未就学児の保護者	19.9%	増加
		就学児の保護者	17.6%	増加
28	幼児教育アドバイザー派遣事業における相談、研修件数(年間)	96件	100件	

コラム

▶ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続のための取組

● 保幼小連携事業

こどもたちが安心して小学校生活をスタートできるよう、保育・幼児教育施設と小学校の先生が互いの保育や授業を参観したり、研修を行ったりしながら相互理解を深め、幼児期に培った育ちと学びを小学校へつなげていきます。

基本目標 3

施策の柱 2

官民連携・協働

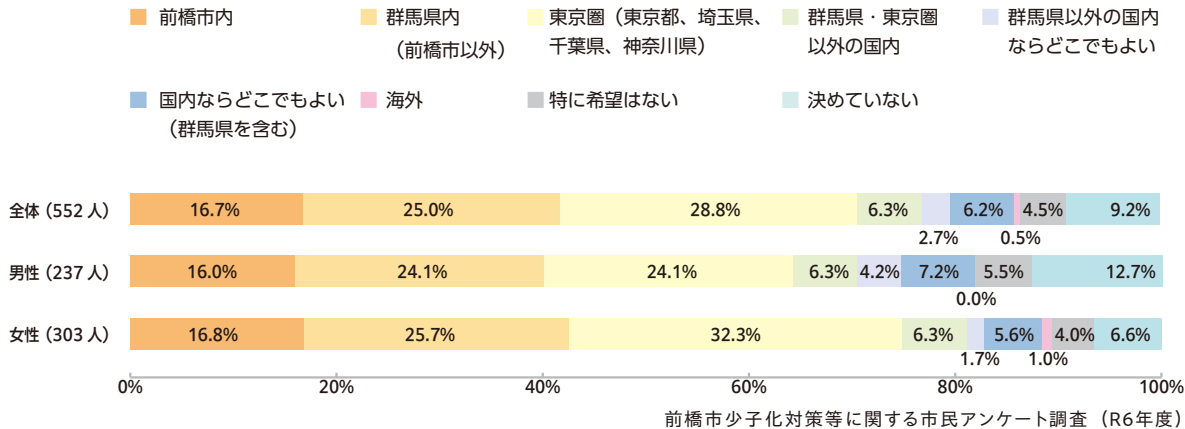
現状と課題

- こどもや若者が自分らしい未来を描き、その実現に向かって進めるよう、民間の事業者や団体と連携した様々な事業への取組、支援が求められます。
- 将来について早い時期から幅広く情報を得ることで、進路や仕事について考える機会が創出され、さらには本市での就業につながっていくことも考えられます。
- 民間団体や事業者などが、それぞれの専門分野を生かし、こどもや若者への支援に取り組んでいる事例もあります。官民一体となり、互いに協力して、こどもや若者の育ちを支えていくことが重要です。

関連データ

■ 高校卒業後に進路や就職などを考えている地域（高校生）

Q：あなたが高校卒業後、進学や就職などを考えている地域はどこですか。



みんなの声

- 環境を整えるというより、こども自体がどんな環境でも対応できる知識や教育が必要だと思います。(高校生)
- 出産して、女性が元のキャリアに戻るのには現実的に厳しい。保育園や幼稚園も待機児童がいらないと言いながら、入れていない人が現実で周りにいる。そうすると、仕事復帰もしたくてもできない。(保護者)
- 働ける方の人数が増えないのが現実。課題は沢山あると思うが、前橋市+企業などがタッグを組んで、労働力を前橋市内から出さないような、また安定して働けるような環境がくれたらと思う。(事業者)

(前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査 (R6年度) 自由記載)

施策の方向性

- こどもや若者を取り巻く人々や事業者、団体等との協働により、専門的な立場を生かしたこどもや若者、子育て当事者への支援に取り組むことで、こどもや若者が明るい将来を描き、次代の担い手として成長できる環境づくりを目指します。

具体的な取組

- こどもや若者が自身の将来について考える機会の創出や仕事と子育ての両立に向けた支援など、民間の事業者や団体との協働による事業実施に取り組みます。

主な事業(事業や施策の詳細は事業実施計画(別冊)にまとめています。)

- ・ プロスポーツチームによる訪問授業
- ・ ミライバシ
- ・ 自動車教習所と連携した交通安全教室
- ・ フィールドスタディプログラム ほか



成果指標と目標値

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
29	心肺蘇生法と命の尊さを学ぶ授業の実施回数(年間)	17回	20回以上
30	子育て世代を対象にした就職イベント(市、国(労働局)、県との連携により実施される就職イベント)延べ参加数(年間)	参加者93人	増加
		企業37社	増加

コラム

▶ プロスポーツチームによる小中学校訪問授業

● プロスポーツチームによる訪問授業

ザスパ群馬や群馬グリーンウイングスなど、本市と連携している7つのプロスポーツチームが小中学校を訪問して授業を行います。実技指導からキャリア教育までトップアスリートとの触れ合いを通じて、こどもたちにスポーツを楽しみ、親しんでもらう機会を提供しています。



▶ 高校生が働くことへの理解を深める体験型イベント

● ミライバシ

将来の地元就職、Uターン就職のきっかけにつながるよう、前橋市近郊の高校生を対象に、仕事と学びのつながりや多様な企業を知る機会を提供する体験型イベント「ミライバシ」を開催しています。



基本目標 3

施策の柱 3

地域での活動

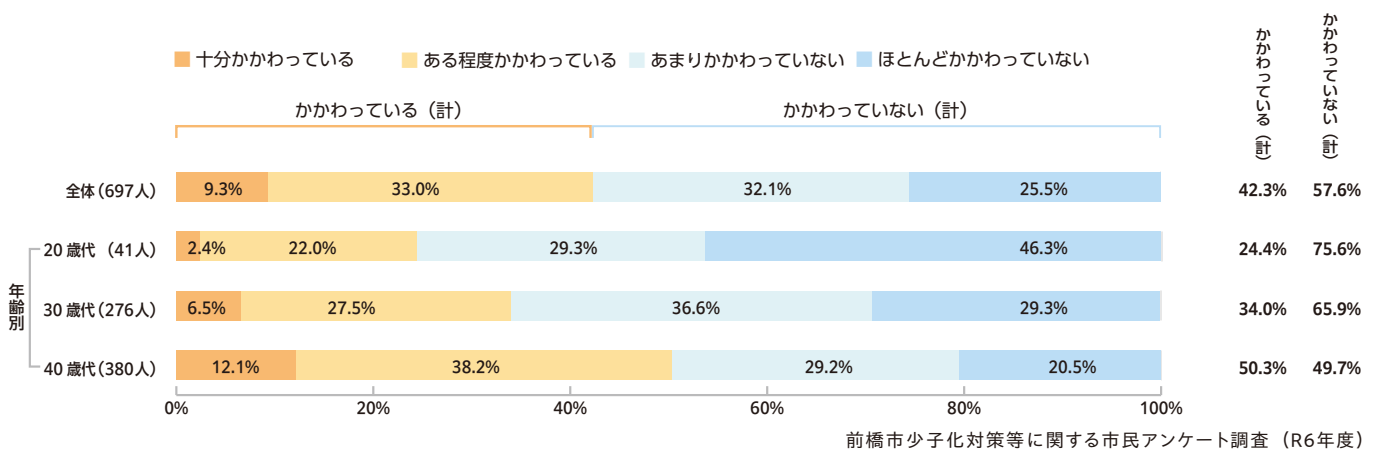
現状と課題

- 社会全体で子育てを支援する環境を整えていくためには、身近な地域とのかかわりが重要になります。子育て家庭と地域を結びつけ、互いに理解を深め、それぞれの役割を果たしていくことで、子育てに関する不安感の解消にもつながります。
- 子育て当事者が孤立感や不安、悩みを抱え込むことなく、こどもの成長を楽しみながら子育てと向き合えるよう、気軽に参加できる地域での子育て支援事業の取組が重要です。
- 地域における学びの場では、学校教育とは異なった体験や様々な年代の人と交流することができ、その経験を通じて、こどもや若者が主体性や社会性を育み、心の豊かさを培うことができます。
- アンケート調査では「子育てにおける地域とのかかわりの程度」について、「かかわっている」と回答した子育て中の保護者は約4割で、半数以上の人「かかわっていない」と回答しています。子育てをする上で地域の人に期待することは「登下校時の見守りなどこどもの安全を守る活動をしてくれる」が7割を超え最も高い結果となっています。

関連データ

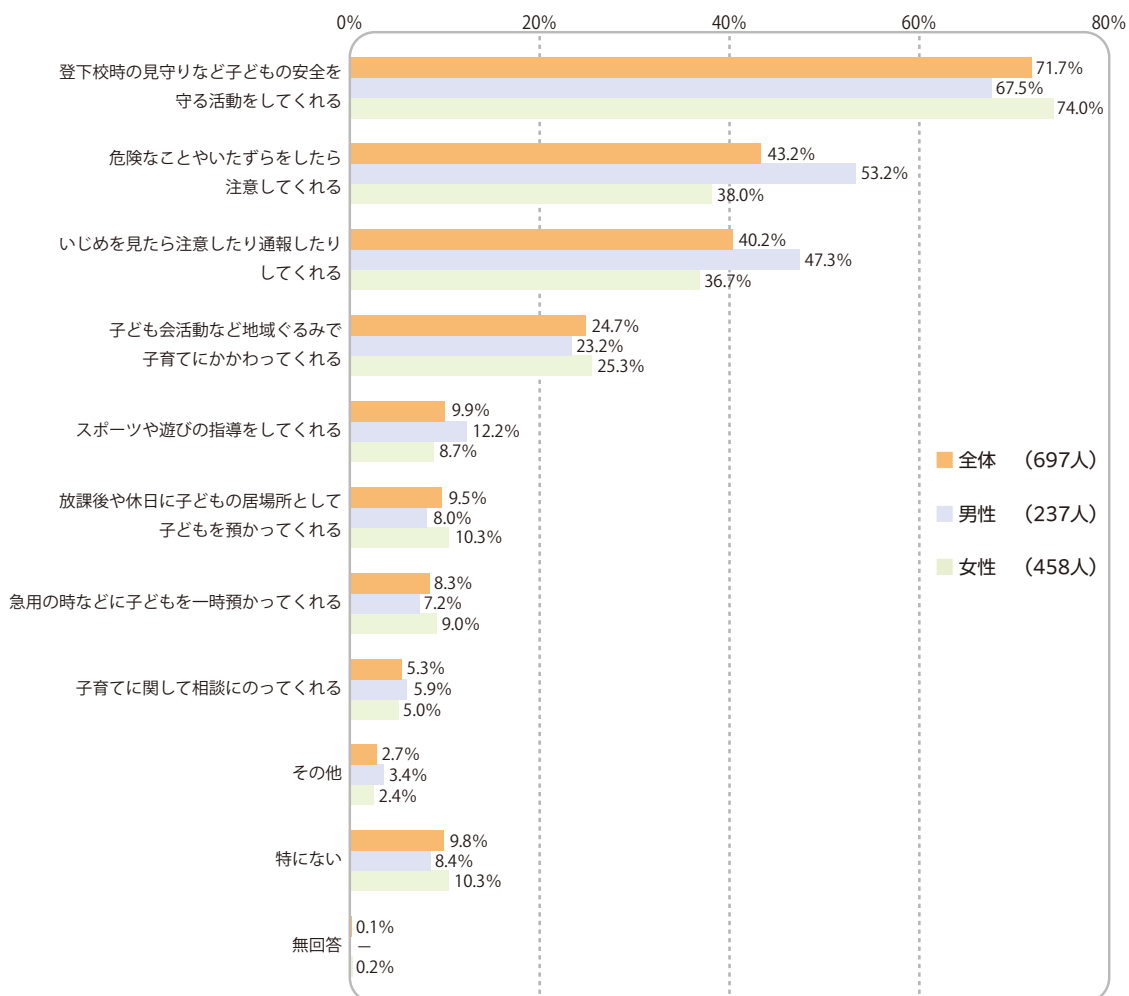
■ 子育てにおける地域とのかかわりの程度（子育て中の保護者）

Q：子育てをしている中で、現在、あなたの住んでいる地域とのかかわりはどれくらいありますか。



■ 近所や地域の人に期待すること（子育て中の保護者）

Q：あなたは、子育てをする上で、近所や地域の人たちにどのようなことを期待しますか。



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査（R6年度）

みんなの声

- 僕の地域では小学校の頃、育成会地域活動が盛んな方でした。上毛カルタやスマイルボウリング、地域文化祭など、学年に関係なく交流できて、よい経験でした。中学生になってからは、部活動が中心になってしまいましたが、小学生の時の体験は貴重だったと思います。（高校生）
- 若い世代とお年寄りの世代の交流の機会をもっと設けて、地域間のつながりを強めることが必要と考えます。そうすることで地域の人と連携して安心して暮らしていける環境づくりができると思います。（高校生）
- 地域力がないと感じる。地域の人さえも不審者扱いされるので、地域で子育てができる昔のような環境に憧れる。（既婚者）

（前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査（R6年度）自由記載）

施策の方向性

- こどもや若者が主体的に地域社会へ参加し、多様な人との交流や様々な体験を通じて、社会で生きる力を身につけられることを目指します。
- こどもや子育て当事者が不安を感じることはないよう、地域全体でこどもや子育て家庭を見守り支えていくことで、安心して元気に暮らせる環境づくりを目指します。

具体的な取組

- 地域において、こどもや若者が主体的に参加できる事業や子育て家庭を対象とした子育て支援事業等を実施し、希薄になりがちな地域とのつながりを保ち、地域全体でこどもを育む環境を整えていきます。

主な事業(事業や施策の詳細は事業実施計画(別冊)にまとめています。)

- ・ 民生委員児童委員活動支援事業
- ・ まえばしこどもアイデアまちづくりプロジェクト
- ・ のびゆくこどものつどいの開催支援
- ・ 前橋地域こども会議
- ・ 子育て・親子支援(公民館主催事業)
- ・ 青少年体験・チャレンジ活動(公民館主催事業) ほか



成果指標と目標値

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
31	地域の青少年健全育成団体が関わった行事の参加者数(年間)	27,748人	48,000人
32	まえばしこどもアイデアまちづくりプロジェクトの申し込み団体数(年間)	5件	8件
33	公民館事業による子育て親子支援事業(子育て支援講座)の実施回数(年間)	173回	260回

コラム

▶ 前橋市の未来を担うこどもたちのアイデア

● まえばしこどもアイデアまちづくりプロジェクト

小学生から大学生世代までのこどもや若者たちによる、「こんな前橋になったらいいな!」というアイデアを形にする取組です。提案・審査・活動の全てをこどもたちが中心となって行います。



施策の柱 4

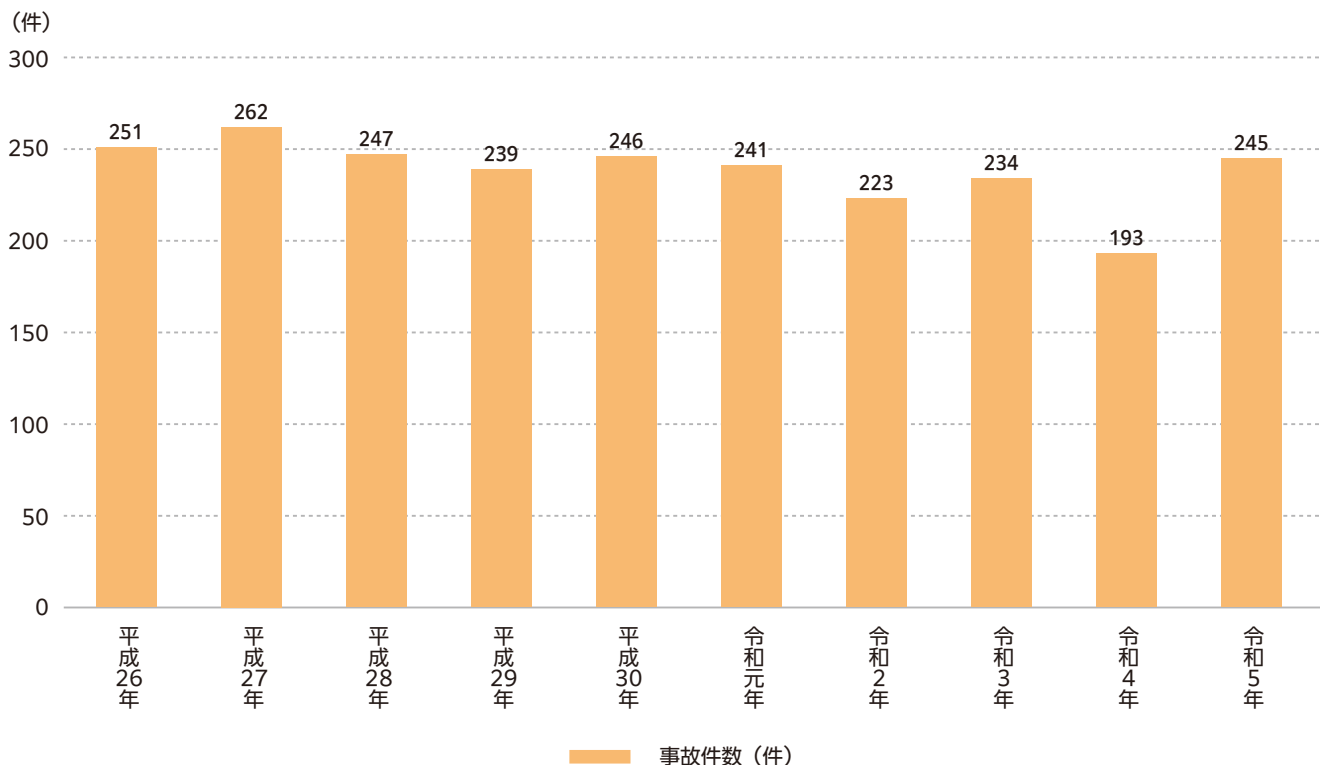
安全・安心に成長できる環境の整備

現状と課題

- 日常生活における不慮の事故など、こどもの安全を脅かす要因は依然として多くあります。こどもや若者が安全に安心して成長していくためには、必要な知識や情報の習得が重要です。
- こどもに対して成長に応じた防犯知識を教えることだけでなく、こどもや若者を取り巻く環境における防犯対策に取り組み、事故や犯罪の未然防止に努める必要があります。
- 近年ではインターネット上でのいじめや人権侵害などの問題もあり、トラブルに巻き込まれないよう情報モラルを身につけていく必要があります。
- こどもや若者が安全に安心して暮らせるよう、地域での交通安全や防犯対策など、安全に配慮した環境整備が求められています。

関連データ

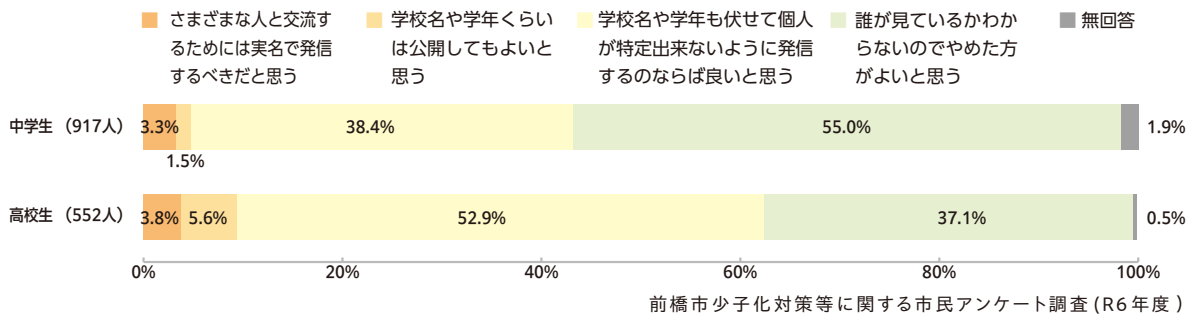
■ 中高生の自転車関連事故件数（前橋市内）



群馬県警調べ

インターネット上に自分に関する情報を発信する(中学生、高校生)

Q: インターネット上に自分に関する情報を発信することについてどう思いますか。



みんなの声

- 犯罪や事件が起きないまちづくりをしてほしいです。(小学生)
- 登下校の道路の街灯や道の補修により危険を減らす。(中学生)
- 不審者を無くすためにパトロールを増やす、街灯を増やして暗くて怖い道を無くす、空き家などの危険な場所を無くす。(高校生)

(前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査 (R6年度) 自由記載)

施策の方向性

- こどもや若者の安全安心な生活環境を築いていくために、学校現場や地域において、交通安全、防犯、防災等についての教育や周知啓発に努め、市民一人一人の意識向上と安全対策に取り組んでいきます。

具体的な取組

- 学校現場や地域において、交通安全、防犯、防災などの対策を身につける講座等を実施し、こどもや若者が自らを守るための知識の習得と安全対策に取り組めます。また、こどもや若者の非行防止や犯罪被害防止に向けて、地域全体で活動に取り組めます。

主な事業(事業や施策の詳細は事業実施計画(別冊)にまとめています。)

- ・交通安全関連事業(幼児交通安全教室、交通安全ポスターコンクール、放課後児童クラブでの交通安全教室など)
- ・防災教育
- ・不審者対応訓練
- ・ジュニア救命トライアル
- ・こども安全協力の家
- ・応急手当普及啓発事業
- ・水難事故予防(水辺安全教室)
- ・デートDV講座
- ・ネットパトロール ほか



成果指標と目標値

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
34	市が主催する救命講習の実施回数(年間)	375回	460回
35	市が主催する交通安全教育・啓発活動等の実施回数(年間)	283回	300回
36	中高生の自転車関連事故発生件数(年間)	188件	159件
37	市が主催するデートDV講座の実施回数(年間)	3回	5回

施策の柱 5

こどもの居場所づくり

現状と課題

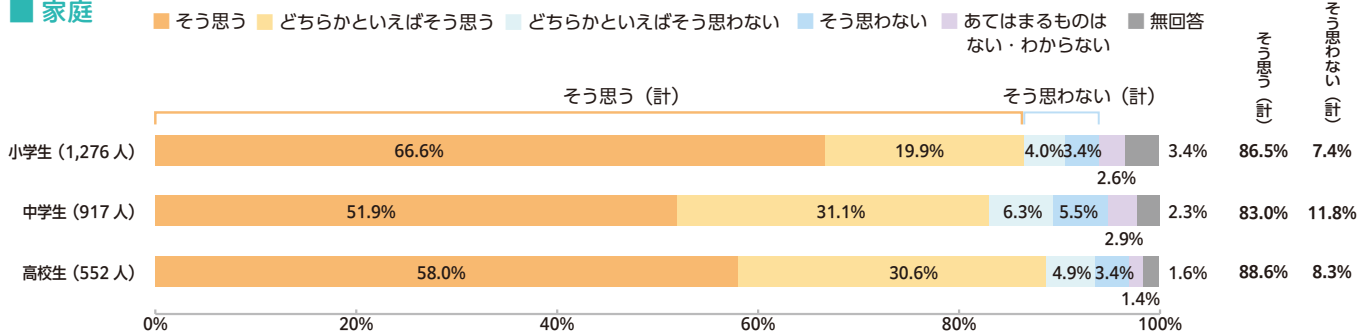
- こどもや若者が、互いに人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。
- 居場所づくりは、こどもや若者の声を聴きながら、利用しやすい環境にすること、居場所を必要としているこどもや若者に情報が届くように発信することが大切です。
- アンケート調査では、小中高校生ともに、8割以上が家庭が居場所（安心できる場所）になっていると回答しています。学校も同様に7割前後のこどもが居場所になっていると回答しています。しかしながら、働く保護者が増加していることやこどもを取り巻く環境の変化もあり、学校や家庭以外にもこどもや若者が安心して過ごせる居場所づくりも必要となってきています。

関連データ

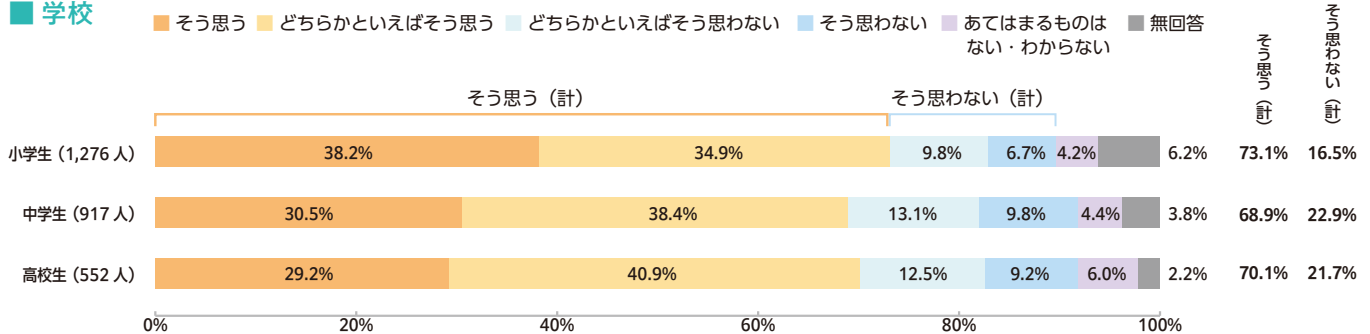
■ 居場所（小学生、中学生、高校生）

Q: 次の場所は、今のあなたにとって居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）になっていますか。

■ 家庭



■ 学校



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査（R6年度）

みんなの声

- 子どもが安心できる居場所を作ること。(小学生)
- 図書館や公共施設など子ども達が安心して集まれる場所をたくさん作ってほしい。(中学生)
- もっと子どもが楽しめる施設や遊べる施設を増やすと良いと思います。また、悩んでいる子どもが気軽に相談したり、居心地がいいと思える環境をつくる必要があります。(高校生)

(前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査 (R6年度) 自由記載)

施策の方向性

- 子どもや若者が、それぞれの状況に応じて安全安心に過ごすことができる居場所づくりに努めます。
- 家庭や学校とは異なる空間における他者との交流を通じて、協調性や社会性を育むとともに、子どもや若者が活躍できる場にもなっていくことを目指します。

具体的な取組

- 小学生が放課後などに過ごす居場所や中学生、高校生の学習の場など、子どもが安全に活動できるよう、子どもや若者の視点に立った居場所づくりに取り組みます。

主な事業(事業や施策の詳細は事業実施計画(別冊)にまとめています。)

- ・ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)
- ・ 地域寺子屋事業
- ・ 前橋市高校生学習室 ほか
- ・ 遊び場利用推進事業



成果指標と目標値

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
38	放課後児童クラブの定員数(毎年度5月時点)	5,976人	6,200人
39	地域寺子屋事業の登録者数(年間)	1,050人	増加
40	前橋市高校生学習室の延べ利用者数(年間)	33,854人	35,000人

コラム

▶ 中学生の学びと地域活動を支援するプロジェクト

● 地域寺子屋事業

地域の公民館等で、地域の大人(元教員、地域住民、大学生など)が協力し、中学生に放課後の学習支援と、安心して過ごせる居場所を提供しています。

施策の柱 6

相談体制の充実

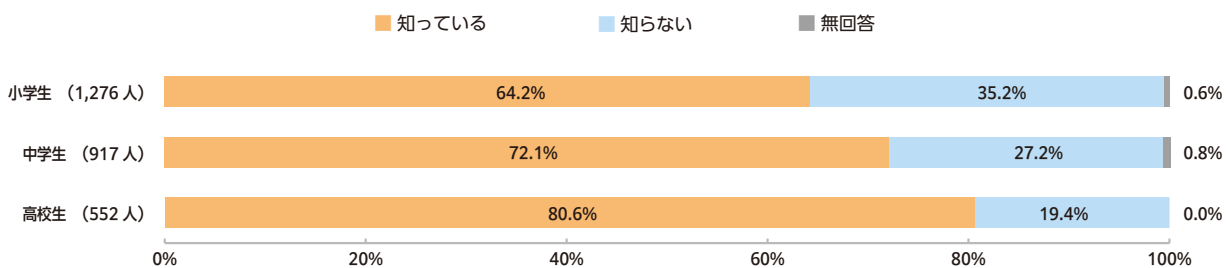
現状と課題

- こどもや若者、子育て家庭が抱える悩みや課題は多様化しており、迅速な相談対応や必要とする支援へ早期につなげることが重要です。また、その内容は複合的なケースもあり、課題の解決には、学校、地域、福祉など関係する機関が連携して取り組むことも必要です。
- 悩みや不安を抱えるこどもや若者、子育て当事者にとって、身近なところに相談できる場があり、気軽に相談ができることが重要です。
- アンケート調査では、子育て中の保護者の8割以上が「相談できる人がいる」と回答していますが、ひとり親世帯では約7割と低くなっています。相談窓口のさらなる周知に取り組み、不安や悩みの解消につなげていく必要があります。
- 小中高校生へのアンケート調査では、悩みを相談できる場所（学校以外の相談機関）の認知度は、年代が下がるに従って低くなり、小学生では3割以上のこどもが知らないことが分かりました。年代を問わず、より多くの人に相談機関を知ってもらう必要があります。

関連データ

■ 相談場所の認知度（小学生、中学生、高校生）

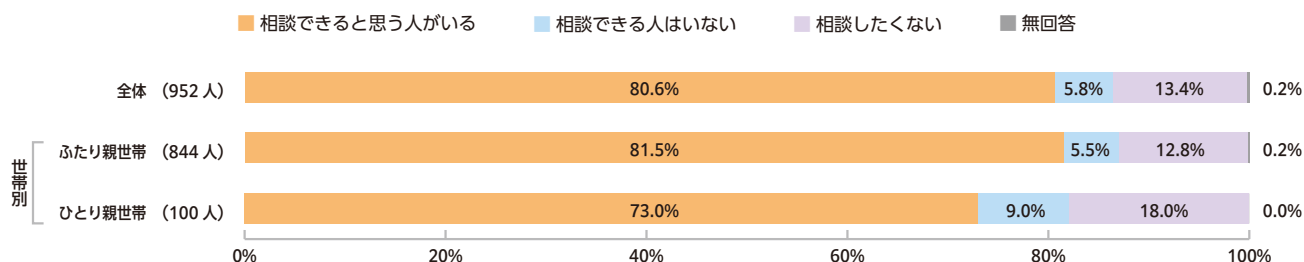
Q:あなたは、家庭や学校以外で悩みや困りごとなどを相談できる場所があることを知っていますか。



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査（R6年度）

■ 相談相手の有無（中学2年生）

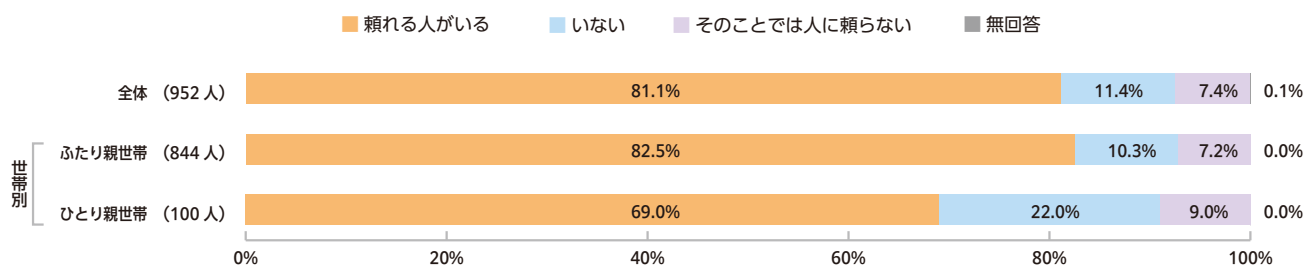
Q：あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人はいますか。



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査（R6年度）

■ 頼れる人の有無（中学2年生保護者）

Q：あなたは、子育てに関する相談で頼れる人はいますか。



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査（R6年度）

みんなの声

- いじめられている人や何か悩んでいる人が、タブレットで簡単に悩み相談をできるアプリを入れたらいいと思います。（小学生）
- スクールカウンセリングなどについて、必要な人や特別な場合にのみ受けられるシステムではなく、なんでもない日常からカウンセリングの教室に気兼ねなく出入りできたり、カウンセラーの先生と接点を持てるような環境が学校の中にあるといいと思う。ヤングケアラーの実態把握や救済にも力をいれてほしい。（中学生）
- いじめや病気などで学校に来れない人の相談窓口を今よりも増やして、その人達が楽しく生活を送れるようにして欲しいです。そして、相談窓口があっても利用しづらいと思う人もいると思うので、気軽に相談できるような取り組みも必要なのではないかと思いました。（高校生）

（前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査（R6年度）自由記載）

施策の方向性

- 妊娠や出産、子育てに関する悩みや不安の早期解消に向けて、身近な相談窓口や同じ課題を抱える方同士の交流の場の周知など、必要な支援につながるよう情報提供に取り組みます。
- いじめや不登校、人間関係など、様々な悩みを抱える子どもや若者が助けを求めることができるよう、気軽に相談できる体制や情報の周知に取り組みます。

具体的な取組

- 妊娠や出産、子育てに関する不安や悩み、学校や家庭、職場に関する不安や悩みなどに対し、専門職員による相談対応を行っていきます。また、様々な相談機関があることについて、子どもや若者、子育て当事者へのさらなる周知に努めます。
- 学校現場においては、児童生徒の小さな変化を見逃さないよう努め、関係機関と連携して対応していきます。

主な事業（事業や施策の詳細は事業実施計画（別冊）にまとめています。）

- ・ 子ども家庭センター（母子保健と児童福祉の連携包括相談）
 - ・ 幼児教育センターによる就学相談
 - ・ 地域子育て支援拠点事業
 - ・ 障害者（障害児）相談支援事業
 - ・ プラザ相談室
 - ・ ヤングケアラー相談窓口
 - ・ いじめ対策室（いじめ相談ダイヤル）
- ほか



成果指標と目標値

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	
41	家庭や学校以外で悩みや困りごとを相談できる場所を知っているこどもの割合	小学生	64.2%	74%
		中学生	72.1%	74%
		高校生	80.6%	増加
42	地域子育て支援拠点事業の利用者数（年間）	77,585人	80,000人	
43	SOSの出し方に関する教育を年1回以上実施した学校の割合（年間）	60.6%	100%	

前橋市相談機関・窓口一覧表

相談機関・窓口	相談内容	電話番号・メールアドレス等	時間	担当課
妊娠、出産、育児における総合的な相談や切れ目のない支援の窓口				
こども家庭センター (前橋市保健センター2階)	妊娠、出産、子育てに関する総合相談	027-220-5710	平日 (年末年始を除く) 9時～17時	こども支援課
	保育施設に関する相談	027-220-5705	平日 (年末年始を除く) 9時～17時	こども施設課
	家庭児童に関する相談	027-223-4148	平日 (年末年始を除く) 9時～17時	こども支援課
	児童手当、児童扶養手当に関する相談 ひとり親に関する相談 (母子父子自立支援給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付など)	027-220-5701	平日 (年末年始を除く) 9時～17時	こども支援課
乳幼児の健康・発育・子育て等に関すること				
こども支援課 (前橋市保健センター1階)	にこにこ健康相談 (妊産婦、乳幼児の健康に関する相談) ※電子申請での予約制	詳しくは前橋市ホームページをご覧ください。	月1回 (全日程火曜日) 9時20分～	こども支援課
こども発達支援センター (前橋市保健センター1階)	こどもの発達に関する相談	027-220-5707	平日 (年末年始を除く) 9時～17時	こども支援課
総合教育プラザ 幼児教育センター (前橋市総合教育プラザ4階)	就学についての相談	027-210-1234	平日 (年末年始を除く) 9時～17時	教育支援課
地域子育て支援拠点 (地域子育て支援センター、児童館)	子育て等に関する相談・援助の実施	各実施施設	各実施施設による	こども施設課
障害者(障害児)相談窓口 (前橋市保健所1階)	障害福祉サービスの利用支援等、各種相談	詳しくは前橋市ホームページをご覧ください。	平日 (年末年始を除く) 9時～17時	障害福祉課

相談機関・窓口	相談内容	電話番号・メールアドレス等	時間	担当課
こころの健康やひきこもりに関すること				
こころの健康相談窓口 (前橋市保健所1階)	こころの悩みに関する相談 (精神保健福祉相談)	027-220-5787	平日 (年末年始を除く) 9時～17時	保健予防課
	ひきこもりに関する相談	027-220-5787	平日 (年末年始を除く) 9時～17時	保健予防課
不登校・いじめなど、学校生活に関すること				
プラザ相談室 (前橋市総合教育プラザ1階)	学校、友達、家庭、勉強、 進路などの相談 (小学1年生～25歳未満)	027-230-9090 kyoiku-soudan@city. maebashi.gunma.jp	平日 (年末年始を除く) 10時～17時	教育支援課
いじめ相談ダイヤル	学校生活での悩み等、 いじめに関わる相談	027-212-0130	平日 (年末年始を除く) 9時～17時	教育支援課
ヤングケアラーに関すること				
ヤングケアラー相談窓口 (前橋市総合教育プラザ1階)	ヤングケアラーに関する 相談(前橋市立小中高校の 児童生徒)	027-212-0616 d410101@city. maebashi.gunma.jp ※学校用タブレット・ PC内アプリでチャット 相談もできます。	平日 (年末年始を除く) 9時～17時	教育支援課
こども家庭センター (前橋市保健センター2階)	ヤングケアラーに関する 相談	027-220-5702 kajiso@city.maebashi. gunma.jp	平日 (年末年始を除く) 9時～17時	こども支援課



こども発達支援センター



ヤングケアラー相談窓口
チラシ



こども家庭センター



総合教育プラザ(幼児教育センター、プラザ相談室)



※一覧表の掲載内容は令和7年度時点のものです。

こども・親子・高校生のためのスポット in まえばし

親子の居場所

前橋すすくこども館

前橋駅北口にある一時預かり施設。こどもの一時的な預かりや子育ての相談ができる場所で親子向けのイベントや講座も定期的に行っています。



親子で安心して遊べる屋内施設

前橋プラザ元気21子育てひろば

こどもとその保護者が、安心して遊び、ふれあいの時間を楽しめる屋内施設です。施設内には、0歳から12歳までのお子さんとその保護者を対象とした「プレイルーム」と、3歳未満のお子さん向けの「親子元気ルーム」を設けています。「親子元気ルーム」では、職員による読み聞かせや子育て相談も実施しており、子育て中の不安や悩みを気軽に相談できます。こどもと保護者が一緒に遊びながら、楽しいひとときを過ごせる場所として、ぜひ「子育てひろば」をご利用ください。



前橋競輪場（グリーンドーム前橋）の無料キッズルーム

わくわくドームランド

おおむね3歳から小学2年生までのお子様を楽しめるアスレティック(立体遊具)のキッズエリアと、おおむね生後6か月から2歳までのお子様専用のベビーエリアがあり、想像力や運動能力を育む工夫がいっぱいの施設です。授乳室やベビーカー置き場もあり、小さなお子様連れの方も安心してご利用いただけます。



こどものための遊園地

中央児童遊園（るなばあく）

前橋のこどもに健全な遊びを提供し、健康の増進を図ることを目的として、昭和29年（1954年）11月1日に開園しました。開園から70年を迎えてもなお、前橋のこどもの健やかな成長のために運営しています。



みんなの居場所

児童館

児童館は、地域のこどもたちの遊び場として誰でも無料で利用できる施設です。おもちゃ道具、絵本などを利用できたり、季節に合わせた遊びや制作などの行事を開催しています。



こどもから大人まで本に親しめる図書館

前橋こども図書館

ワンフロアの施設では、国内最大級、こどもの目線に合わせ、表紙が見えるように絵本を配置。ユニークな書架や木材機関車のオブジェがあり、絵本をはじめ児童書や子育てに役立つ本までこどもに関する本を揃え、こどもから大人まで本に親しむことができます。



学びや遊び、様々な体験ができる施設

児童文化センター・前橋こども公園

学校の授業支援に加え、音楽や科学などをテーマとした教室やクラブなどこどもが「やりたいこと」を自由を選んで学んだり遊んだりできる機会や場所を作っています。「海賊の海」や「アカギマウンテン」といった大型遊具やゴーカートが楽しめる公園です。



高校生がつながる学びの場

前橋市高校生学習室

高校生の声から生まれた自主的な学びの場です。個人でもグループでも学べ、Wi-Fiも完備しています。スタッフや利用者同士が気軽に交流・相談でき、自主事業を通して仲間づくりが広がるのも魅力です。



※本ページの掲載内容は令和8年3月時点のものです。

本計画の計画期間（令和8年度から令和11年度まで）の間に、本市の子どもや若者、子育て当事者などへの支援の状況がどのように進んでいるのかを把握するため、成果指標と最終年に達すべき目標値を設定します。

基本目標 1

施策の柱 1

子どもの権利の普及促進

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認年度
1	「今の自分が好きだ」と思う子どもの割合	小学生	74.6%	増加 毎年度
		中学生	68.3%	増加 毎年度
		高校生	71.4%	増加 R10年度
2	前橋市子ども基本条例の認知度 ※1	小学生	—	60% 毎年度
		中学生	—	60% 毎年度
		高校生	—	60% R10年度
		独身者	—	60% R10年度
		既婚者	—	60% R10年度
		子育て中の保護者	—	60% R10年度

※1 令和8年4月施行のため現状値はありません。

施策の柱 2

子どもの意見表明と社会参加の促進

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認年度
3	「社会のために役立つことをしたい」と思う子どもの割合	小学生	90.6%	増加 毎年度
		中学生	90.6%	増加 毎年度
		高校生	88.8%	増加 R10年度
4	市が主催する、子どもの意見聴取を目的とした機会（ワークショップなど対面で実施するもの）に参加した子どもの人数（延べ参加者数、年間）	96人	100人	毎年度

基本目標 2

施策の柱 1

ライフステージ共通の支援

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認年度
5	「今住んでいるところ（前橋市）は好きだ」というこどもの割合	小学生	89.7%	増加 毎年度
		中学生	81.0%	増加 毎年度
		高校生	79.9%	増加 R10年度
6	前橋市子育てひろばの利用者数（年間）	84,640人	104,800人	毎年度
7	プレコンセプションケアの概念の認知度 ※2	中学生	—	60% 毎年度
		高校生	—	60% R10年度
		独身者	—	60% R10年度
		既婚者	—	60% R10年度
		プレコンセプションケア（妊娠・出産適齢期やライフプラン等についての健康教育）セミナーの延べ参加者数（年間）	724人	850人
8	自然体験教育施設の利用者数（年間） （赤城少年自然の家、おおさる山乃家）	9,423人	10,000人	毎年度
9	市が主催する性の多様性に関する講習会等の実施回数（年間）	2回	4回	毎年度

※2 認知度は未調査のため現状値はありません。

施策の柱 2

こども・若者への支援

乳幼児期・学童期・思春期・青年期

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認年度
10	自分の将来に明るい希望を持っているこどもの割合	小学生	84.9%	増加 毎年度
		中学生	76.8%	80% 毎年度
		高校生	77.4%	80% R10年度
11	学校評価アンケートにおいて「学びの質を高めるICT活用の推進」について、「よくできている」「大体できている」と回答した人の割合	82.6%	87%	毎年度
12	ミライバシ（高校生を対象とした将来人材確保イベント）参加者アンケートにおいて「働くことへの理解が深まった」と回答した参加者の割合	50.9% (R7年度)	90%	毎年度
13	市が主催や共催する出会い・交流イベント（縁活カフェなど）の延べ参加者数（年間）	229人	増加	毎年度
14	今の社会は結婚しやすい社会だと思う若者の割合	独身者 7.4%	26%	R10年度

施策の柱 3

子育て当事者への支援

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認年度	
15	妊婦歯科健診の受診率（年間）	45.8%	50%	毎年度	
16	産後ケア事業の延べ利用者数（年間）	1,469人	2,183人	毎年度	
17	産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合（年間）	17.5%	減少	毎年度	
18	「健やか親子21アンケート ※3」において「お母さんがゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間がある」と回答した親の割合（年間）	3～4か月児の親	92.5%	増加	毎年度
		1歳6か月児の親	82.0%	増加	毎年度
		3歳児の親	74.0%	増加	毎年度
19	「健やか親子21アンケート ※3」において「お子さんに対して、育てにくさを感じているか」という質問に対し「いつも感じる」「時々感じる」と回答した方のうち「育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っている」親の割合（年間）	3～4か月児の親	89.4%	95%	毎年度
		1歳6か月児の親	83.0%	95%	毎年度
		3歳児の親	79.4%	95%	毎年度
20	むし歯のない3歳児の割合（年間）	90.3%	93%	毎年度	
21	病児・病後児保育事業の延べ利用者数（年間）	1,003人	4,800人	毎年度	
22	男性の育児休業取得期間で2週間以上取得した方の割合	56.8%	63%	R10年度	

※3 健やか親子21アンケート：3～4か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を受診した親に対する調査

施策の柱 4

こども・若者や家族の状況に応じた支援

特性や困難な状況を抱えた方

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認年度
23	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業における相談件数（年間）	302件	増加	毎年度
24	ひとり親家庭（母子家庭）の正規雇用率	53.6%	増加	R10年度
25	まえばし学習支援事業（M-Change）参加者の出席率（年間）	57.0%	80%	毎年度
26	欠席が90日以上の不登校児童生徒のうち、校内での専門的な相談・指導（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭）もしくは校外の機関（教育支援教室、医療機関、民間施設等）において相談・指導を受けた児童生徒の割合	46.9%	100%	毎年度

基本目標 3

施策の柱 1

保育・教育現場の取組

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認年度	
27	居住している地区における子育ての環境や子育て支援への満足度が高い方の割合（「満足度がやや高い」「満足度が高い」と回答した方の割合）	未就学児の保護者	19.9%	増加	R10年度
		就学児の保護者	17.6%	増加	R10年度
28	幼児教育アドバイザー派遣事業における相談、研修件数（年間）	96件	100件	毎年度	

施策の柱 2

官民連携・協働

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認年度
29	心肺蘇生法と命の尊さを学ぶ授業の実施回数（年間）	17回	20回以上	毎年度
30	子育て世代を対象にした就職イベント（市、国（労働局）、県との連携により実施される就職イベント）の延べ参加数（年間）	参加者93人	増加	毎年度
		企業37社	増加	毎年度

施策の柱 3

地域での活動

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認年度
31	地域の青少年健全育成団体が関わった行事の参加者数（年間）	27,748人	48,000人	毎年度
32	まえばしこどもアイデアまちづくりプロジェクトの申し込み団体数（年間）	5件	8件	毎年度
33	公民館事業による子育て親子支援事業（子育て支援講座）の実施回数（年間）	173回	260回	毎年度



施策の柱 4

安全・安心に成長できる環境の整備

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認年度
34	市が主催する救命講習の実施回数（年間）	375回	460回	毎年度
35	市が主催する交通安全教育・啓発活動等の実施回数（年間）	283回	300回	毎年度
36	中高生の自転車関連事故発生件数（年間）	188件	159件	毎年度
37	市が主催するデートDV講座の実施回数（年間）	3回	5回	毎年度

施策の柱 5

こどもの居場所づくり

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認年度
38	放課後児童クラブの定員数（毎年度5月時点）	5,976人	6,200人	毎年度
39	地域寺子屋事業の登録者数（年間）	1,050人	増加	毎年度
40	前橋市高校生学習室の延べ利用者数（年間）	33,854人	35,000人	毎年度

施策の柱 6

相談体制の充実

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認年度	
41	家庭や学校以外で悩みや困りごとを相談できる場所を知っているこどもの割合	小学生	64.2%	74%	毎年度
		中学生	72.1%	74%	毎年度
		高校生	80.6%	増加	R10年度
42	地域子育て支援拠点事業の利用者数（年間）	77,585人	80,000人	毎年度	
43	SOSの出し方に関する教育を年1回以上実施した学校の割合（年間）	60.6%	100%	毎年度	



資料編

1 … 計画の検討

(1) 計画の検討体制

- ① こどものまち前橋推進本部
- ② こども計画ワーキンググループ
- ③ こどものまち前橋有識者会議
- ④ こどものまち前橋若者会議

(2) 計画の検討経過

2 … 前橋市こども基本条例

(1) 条例の検討

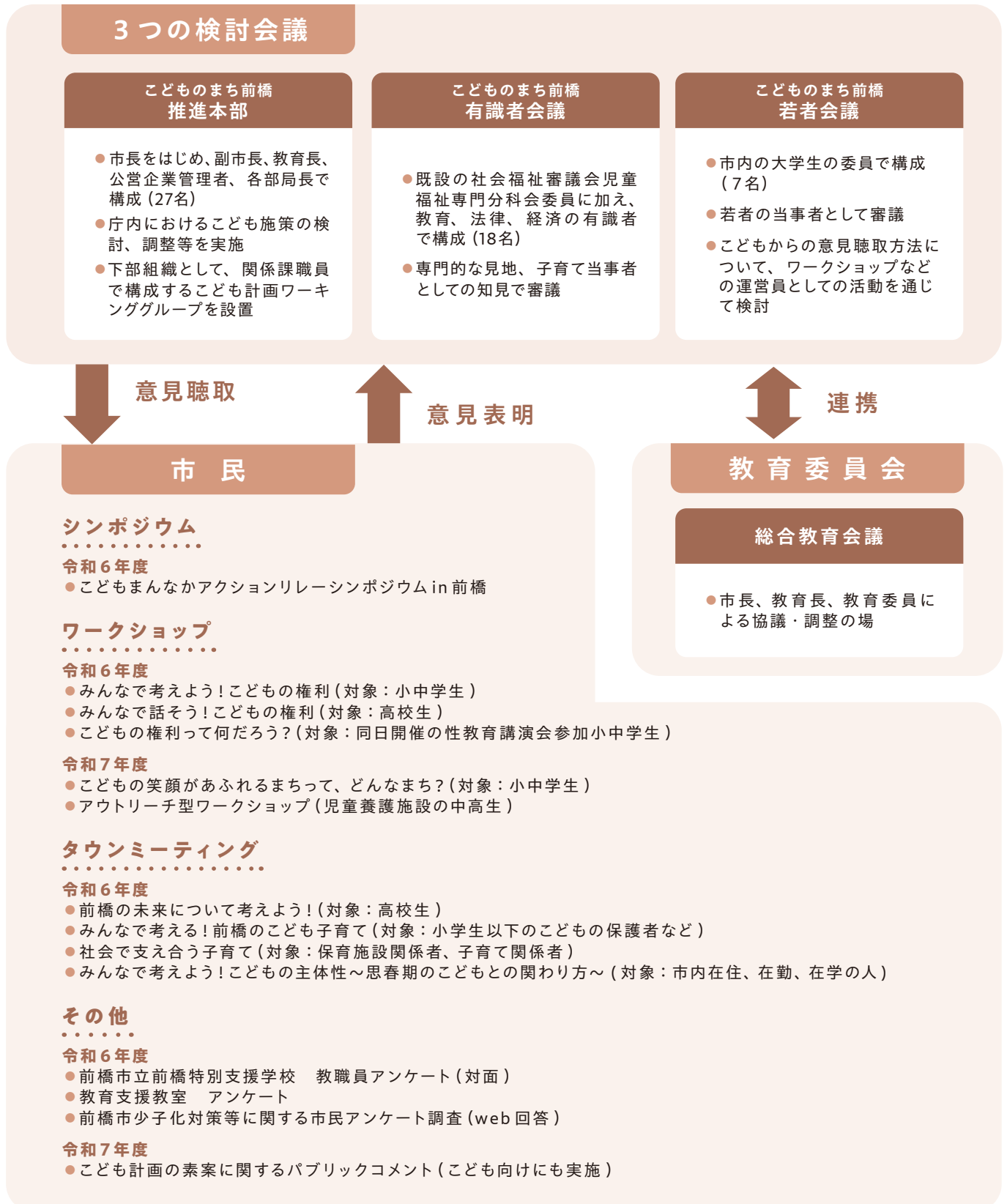
(2) 条例の全文

3 … 用語解説



(1) 計画の検討体制

3つの会議を設置し、計画の内容について審議をするとともに、教育委員会とも連携を図りながら検討を進めました。さらに、計画の主な対象となる子ども、若者、子育て当事者などからも意見を聴きながら計画の内容をまとめました。



① こどものまち前橋推進本部

こどもの笑顔があふれるこどものまちの実現に向けた施策を全庁的に推進していくため、市長を本部長、各部長を本部員として構成する「こどものまち前橋推進本部」を設置し、計画の策定に向けた検討を行いました。

こどものまち前橋推進本部設置要綱

(設置)

第1条 こどもの笑顔があふれるこどものまちの実現に向けた施策を全庁的に推進していくため、こどものまち前橋推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) こども基本条例の制定に向けた検討に関する事。
- (2) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に基づく市こども計画の策定に向けた検討に関する事。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、こども施策の推進及び進捗状況の確認に関し必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長、教育長及びこども未来部長をもって充てる。

3 本部員は、公営企業管理者、市長部局の部長、会計管理者、水道局長、消防局長、教育委員会事務局教育次長及び指導担当次長、監査委員事務局長並びに議会事務局長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括し、推進本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、その職務を代理する。

3 本部員は、所掌事務の推進に向けて、関係部局との調整及び連携を行う。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、その会議に本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(下部組織)

第6条 本部長は、推進本部の所掌事務を効果的に推進するため、必要に応じて推進本部の下部組織としてワーキンググループ等を設置することができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

こどものまち前橋推進本部名簿

こどものまち前橋推進本部		
本部長	市長	
副本部長	副市長	
	教育長	
	こども未来部長	
本部員	公営企業管理者	産業経済部長
	総務部長	農政部長
	危機管理担当部長兼危機管理監	都市計画部長
	未来創造部長	建設部長
	デジタル政策担当部長	会計管理者
	財務部長	水道局長
	市民部長	消防局長
	文化スポーツ観光部長	議会事務局長
	福祉部長	教育委員会事務局教育次長
	健康部長	教育委員会事務局指導担当次長
	環境部長	監査委員事務局長

② こども計画ワーキンググループ

若手を含む関係部課の職員で構成する「こども計画ワーキンググループ」を設置し、計画の策定に向けた実務的な検討を行いました。

こども計画ワーキンググループ実施要領

1 設置目的

こども計画ワーキンググループ（以下、「こども計画WG」という。）は、前橋市こども計画（以下、「計画」という。）の策定に向けて、横断的な全庁体制で検討を行うため、こどものまち前橋推進本部の下部組織として設置する。

2 所掌事務

計画の策定に向けた検討に関すること。

3 組織

次の所属における課長級以下の職員で構成する。なお、WGメンバーの選出は各所属に一任する。その他必要に応じて関係他課に参加を依頼するものとする。

こども政策課、政策推進課、広報ブランド戦略課、財政課、教育委員会事務局総務課

4 活動内容

計画の策定に向けた検討を行う。

(1) 事前調査の検討

- ・ 少子化対策等に関するアンケート調査の実施について
- ・ 結果の分析について

(2) 計画案の作成

- ・ 骨子案の作成
- ・ 素案の作成
- ・ パブコメや議会への意見照会等を経た上での検討

5 開催

検討状況に応じて開催

○令和6年度

- 第1回 情報共有、アンケート内容の検討
- 第2回 アンケート結果の共有
- 第3回 アンケート結果を踏まえた少子化対策等の分析

○令和7年度

- ・ 骨子案の作成
- ・ 素案の作成
- ・ 成文案の作成

6 関係組織

こどものまち前橋推進本部、こども基本条例WG、こども意見聴取WG

附 則

この要領は、令和6年10月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月24日から施行する。

③ こどものまち前橋有識者会議

保育・教育・学識経験者の代表者で構成され、児童福祉に関する事項を調査審議する前橋市社会福祉審議会児童福祉分科会（前橋市子ども・子育て会議）の委員に、教育、法律、経済の有識者を加えた「こどものまち前橋有識者会議」において、専門的な見地から計画の策定に向けた検討を行いました。

こどものまち前橋有識者会議設置要綱

（設置）

第1条 こどもの笑顔があふれるこどものまちの実現を目指し、こどものまち前橋推進本部への助言及び意見交換を行うため、こどものまち前橋有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 有識者会議の所掌事務は、次に掲げる事項についての助言及び意見交換に関することとする。

- (1) 市子ども基本条例の制定に向けた検討に関すること。
- (2) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に基づく市子ども計画の策定に向けた検討に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、こども施策の推進及び進捗状況の確認に関し必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 有識者会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員をもって充てるほか、こどもに関連する分野において識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長等）

第5条 有識者会議に座長を置き、前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会長をもって充てる。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理するものとする。

（会議）

第6条 有識者会議は、必要があると認めるときに市長が招集する。

2 市長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

（庶務）

第7条 有識者会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

（報償）

第8条 市長は、別に定めるところにより、委員に対し、予算の範囲内で報償を支給することができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年5月23日から施行する。

2 この要綱の施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、委嘱された日から令和9年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

こどものまち前橋有識者会議委員名簿

令和6年度

氏名	所属等	備考
田村 身和子	前橋市PTA連合会	
香山 美幸	前橋市立保育所保護者会連絡協議会	
内田 達也	前橋市私立幼稚園・認定こども園協会	
鳥島 雅彦	前橋市民生委員児童委員連絡協議会	
塚本 茂二	前橋市青少年健全育成会連絡協議会	
木暮 裕作	連合群馬前橋地域協議会	
戸所 誠	前橋市医師会	
都丸 貴博	前橋青年会議所	
横澤 伸子	障害児相談支援事業所	
田中 章宏	前橋市私立保育園・認定こども園長連絡協議会	職務代理
森 静子	学校法人東京滋慶学園	座長
石川 浩二	前橋市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会	
中村 保和	群馬大学共同教育学部	
守山 俊尚	前橋市幼保連携型認定こども園協会	
山中 茂樹	前橋市小中学校校長会	
佐藤 博之	前橋市社会教育委員会議	
栗田 洋亮	群馬弁護士会	

令和7年度

氏名	所属等	備考
田村 身和子	前橋市PTA連合会	
青木 祐美子	前橋市立保育所保護者会連絡協議会	
守山 俊尚	前橋市私立幼稚園・認定こども園協会	
鳥島 雅彦 千原 好子	前橋市民生委員児童委員連絡協議会	R8.2.20～（千原委員に交代）
塚本 茂二 岩崎 桂治	前橋市青少年健全育成会連絡協議会	R7.5.23～（岩崎委員に交代）
木暮 裕作 天田 光一	連合群馬前橋地域協議会	R7.12.23～（天田委員に交代）
戸所 誠	前橋市医師会	
都丸 貴博	前橋青年会議所	
横澤 伸子	障害児相談支援事業所	
田中 章宏	前橋市私立保育園・認定こども園長連絡協議会	職務代理
森 静子	学校法人東京滋慶学園	座長
石川 浩二	前橋市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会	
中村 保和	群馬大学共同教育学部	
高橋 博之	前橋市幼保連携型認定こども園協会	
本間 淳彦	前橋市小中学校校長会	
佐藤 博之	前橋市社会教育委員会議	
栗田 洋亮	群馬弁護士会	
大本 寛	前橋商工会議所	

④ こどものまち前橋若者会議

こども施策の推進に当たり、若者の意見を取り入れるため、市内在学の大学生で構成された「こどものまち前橋若者会議」において、計画の策定に向けた検討のほか、こどもの意見聴取方法やワークショップ運営について検討を行いました。

こどものまち前橋若者会議設置要綱

(設置)

第1条 こどもの笑顔があふれるこどものまちの実現を目指し、こども施策の推進に当たり、こどもや若者の視点を尊重し、意見を聴き、対話しながら、ともに進めていくことを目的として、こどものまち前橋若者会議（以下「若者会議」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 若者会議は、次の活動を行うものとする。

- (1) 市こども基本条例の制定に向けた検討に係る助言、意見交換に関すること。
- (2) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に基づく市こども計画の策定に向けた検討に係る助言、意見交換に関すること。
- (3) 市こども基本条例や市こども計画の周知、推進に関すること。
- (4) こどもの意見表明機会や社会活動に参画する機会の検討に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、こども施策の推進及び進捗状況の確認に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 若者会議は、委員10人以内をもって組織し、原則として30歳未満で、前橋市に在住、在学、在勤する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 若者会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、若者会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 若者会議は、必要があると認めるときに市長が招集する。

- 2 市長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第7条 若者会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(報償)

第8条 市長は、別に定めるところにより、委員に対し、予算の範囲内で報償又はこれに相当するものを支給することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、若者会議の運営に関して必要な事項は、若者会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

こどものまち前橋若者会議委員名簿

令和6年度

氏名		所属等	備考
齋藤	舞奈	共愛学園前橋国際大学	会長
二上	愛音	共愛学園前橋国際大学	
吉野	涼	群馬大学	
林	萌那	群馬大学	
大畠	碧	群馬大学	
佐藤	漱太郎	群馬大学	副会長
村田	壺成	前橋工科大学	

令和7年度

氏名		所属等	備考
齋藤	舞奈	共愛学園前橋国際大学	会長
二上	愛音	共愛学園前橋国際大学	
吉野	涼	群馬大学	副会長
林	萌那	群馬大学	
大畠	碧	群馬大学	
間	悠大	前橋工科大学	
長野	凜	前橋工科大学	

(2) 計画の検討経過

令和6年度

開催日	内容
5月 7日	第1回こどものまち前橋推進本部会議（検討推進体制の構築、検討内容等の共有）
6月18日	第1回こどものまち前橋有識者会議（検討推進体制の構築、検討内容等の共有）
6月29日	第1回こどものまち前橋若者会議（検討推進体制の構築、検討内容等の共有）
7月 4日	こどもまんなかアクションリレーシンポジウム in 前橋
7月30日	第2回こどものまち前橋若者会議（こども向けワークショップの内容検討）
8月17日	タウンミーティング「前橋の未来について考えよう！」(対象：高校生)
8月25日	ワークショップ「みんなで考えよう！こどもの権利」(対象：小中学生)
	第3回こどものまち前橋若者会議（ワークショップの運営）
9月16日	ワークショップ「みんなで話そう！こどもの権利」(対象：高校生)
	第4回こどものまち前橋若者会議（ワークショップの運営）
10月 4日	第1回こども計画ワーキンググループ（こども計画、市民アンケート調査の内容の検討）
10月22日	第2回こどものまち前橋推進本部会議（市民アンケート調査の内容の審議）
	市議会教育福祉常任委員会（こども計画の検討状況、市民アンケート調査の実施概要の報告）
10月23日	第2回こどものまち前橋有識者会議（市民アンケート調査の内容の審議）
10月26日	タウンミーティング「みんなで考える！前橋のこども子育て」(対象：小学生以下のこどもの保護者など)
10月28日	タウンミーティング「社会で支え合う子育て」(対象：保育施設関係者、子育て関係者)
10月31日 ～12月 6日	前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査
12月 9日	第5回こどものまち前橋若者会議（こども計画の検討内容の説明）
12月14日	タウンミーティング「みんなで考えよう！こどもの主体性～思春期のこどもとの関わり方～」(対象：市内在住、在勤、在学の人)
2月20日 ～3月 7日	教育支援教室アンケート
2月27日	前橋市立前橋特別支援学校 教職員アンケート（対面）
3月16日	ワークショップ「こどもの権利って何だろう？」(対象：同日開催の性教育講演会参加小中学生)
3月31日	前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査結果の公表

令和7年度

開催日	内容
4月17日	第1回こどものまち前橋推進本部会議（市民アンケート調査結果の報告、こども計画の策定方針の審議）
4月21日	市議会教育福祉常任委員会（市民アンケート調査結果の報告）
4月28日	第1回こどものまち前橋有識者会議（市民アンケート調査結果の報告、こども計画の策定方針の審議）
5月13日	第1回こどものまち前橋若者会議（市民アンケート調査結果の報告、こども計画の策定方針の審議）
5月20日	市議会教育福祉常任委員会（こども計画の策定方針の報告）
5月21日	こども計画の策定方針の決定
7月9日	第3回こどものまち前橋推進本部会議（こども計画の骨子案の審議）
7月11日	第2回こどものまち前橋有識者会議（こども計画の骨子案の審議）
7月14日	第1回こども計画ワーキンググループ（こども計画の骨子案の共有、計画関連事業の把握）
7月15日	第2回こどものまち前橋若者会議（こども計画の骨子案の審議、小中学生ワークショップの検討）
8月5日	こども計画の骨子の決定
8月21日	市議会教育福祉常任委員会（こども計画の骨子の報告）
8月24日	ワークショップ「こどもの笑顔があふれるまちって、どんなまち？」(対象：小中学生) 第3回こどものまち前橋若者会議（ワークショップの運営）
10月4日	アウトリーチ型ワークショップ（対象：児童養護施設の中高校生）
11月17日	市議会教育福祉常任委員会（こども計画の検討状況の報告）
12月16日	第4回こどものまち前橋推進本部会議（こども計画の素案の審議）
12月18日	第3回こどものまち前橋有識者会議（こども計画の素案の審議）
12月22日	第4回こどものまち前橋若者会議（こども計画の素案の審議）
12月23日	こども計画の素案の決定
12月25日	第2回こども計画ワーキンググループ（こども計画の素案の共有）
12月25日 ～1月30日	こども計画の素案に関するパブリックコメントの実施（こども向けを含む）
1月19日	市議会教育福祉常任委員会（こども計画の素案に関するパブリックコメントの実施の報告）
2月27日	第5回こどものまち前橋推進本部会議（こども計画の成文案の審議）
3月	こども計画の策定、公表

パブリックコメントの実施結果

■ 意見募集期間

令和7年12月25日(木)から令和8年1月30日(金)まで

■ 意見提出者数

63人(17歳までの方39人、18歳以上の方24人)

■ 提出された意見数

99件

■ 計画のサブタイトル(副題)について

こどもたちがワークショップで考えた案をパブリックコメントで投票してもらい、最多得票の案を計画のサブタイトルとして採用しました。

- ・のびのび育つこどものミライつくります。前橋 15票
- ・こどもも幸せに暮らせる前橋市スマイル計画 26票(採用)
- ・地域をより良く!まえばしこどもにこにこ計画 22票

(1) 条例の検討

本市では、こどもの権利を保障するための基本的な事項を定めることにより、こどもが安心して健やかに自立した個人として成長することができる社会を実現することを目的とし、前橋市こども基本条例を制定しました。

本条例の検討に当たっては、こども計画の検討と同様に、こどものまち前橋推進本部、こどものまち前橋有識者会議、こどものまち前橋若者会議の3つの検討会議を設置するとともに、こどものまち前橋推進本部の下部組織として、関係課で構成するこども基本条例ワーキンググループを設置し、具体的な条文案の検討を行いました。

また、同時に、検討の初期段階からワークショップなどを開催し、こどもを含めた市民の意見を聴き、反映させながら条文案の検討を行い、条例案がまとまった際には、パブリックコメントを実施して、改めてこどもも含めた市民の意見を募集し、反映させました。

令和6年度

開催日	内容
5月 7日	第1回こどものまち前橋推進本部会議（検討推進体制の構築、検討内容等の共有）
6月12日	第1回こども基本条例ワーキンググループ（関係課による検討体制の構築、検討内容等の共有）
6月18日	第1回こどものまち前橋有識者会議（検討推進体制の構築、検討内容等の共有）
6月29日	第1回こどものまち前橋若者会議（検討推進体制の構築、検討内容等の共有）
7月 4日	こどもまんなかアクションリレーシンポジウム in 前橋
7月30日	第2回こどものまち前橋若者会議（こども向けワークショップの内容検討）
8月16日	第2回こども基本条例ワーキンググループ（こども基本条例の骨子案の検討）
8月17日	タウンミーティング「前橋の未来について考えよう！」(対象：高校生)
8月25日	ワークショップ「みんなで考えよう！こどもの権利」(対象：小中学生) 第3回こどものまち前橋若者会議（ワークショップの運営）
9月16日	ワークショップ「みんなで話そう！こどもの権利」(対象：高校生) 第4回こどものまち前橋若者会議（ワークショップの運営）
10月22日	第2回こどものまち前橋推進本部会議（検討状況の共有） 市議会教育福祉常任委員会（検討状況の報告）
10月23日	第2回こどものまち前橋有識者会議（検討状況の報告）
10月26日	タウンミーティング「みんなで考える！前橋のこども子育て」(対象：小学生以下のこどもの保護者など)
10月28日	タウンミーティング「社会で支え合う子育て」(対象：保育施設関係者、子育て関係者)
10月30日	第3回こども基本条例ワーキンググループ（こども基本条例の骨子案の検討）
11月15日	第4回こども基本条例ワーキンググループ（こども基本条例の骨子案の検討）
12月 9日	第5回こどものまち前橋若者会議（検討状況の報告）
12月14日	タウンミーティング「みんなで考えよう！こどもの主体性～思春期のこどもとの関わり方～」(対象：市内在住、在勤、在学の人)
12月26日	第5回こども基本条例ワーキンググループ（こども基本条例の骨子案の検討）
2月20日 ～3月 7日	教育支援教室アンケート
2月27日	前橋市立前橋特別支援学校 教職員アンケート
2月28日	第6回こども基本条例ワーキンググループ（こども基本条例の骨子案の検討）
3月16日	ワークショップ「こどもの権利って何だろう？」(対象：同日開催の性教育講演会参加小中学生)

開催日	内容
4月17日	第1回こどものまち前橋推進本部会議（こども基本条例素案の審議）
4月28日	第1回こどものまち前橋有識者会議（こども基本条例素案の審議）
5月13日	第1回こどものまち前橋若者会議（こども基本条例素案の審議）
5月20日	市議会教育福祉常任委員会（検討状況の報告）
5月24日 ～6月14日	ワークショップ（こども基本条例の前文検討）（全4回開催、対象：高校生）
6月25日	第2回こどものまち前橋推進本部（高校生ワークショップの開催報告、こども基本条例の素案の審議）
6月27日	こども基本条例の素案の決定
7月11日	第2回こどものまち前橋有識者会議（こども基本条例素案の報告）
7月15日	第2回こどものまち前橋若者会議（こども基本条例素案の報告）
7月15日 ～8月29日	こども基本条例の素案に関するパブリックコメントの実施（こども向けを含む）
8月21日	市議会教育福祉常任委員会（こども基本条例の素案、パブリックコメント実施の報告）
8月24日	ワークショップ「こどもの笑顔があふれるまちって、どんなまち？」（対象：小中学生） 第3回こどものまち前橋若者会議（ワークショップの運営）
9月 1日 ～9月29日	パブリックコメント結果の集計、意見の反映
9月30日 ～11月 4日	法規担当課及び法規審査委員会による法規審査
10月 4日	アウトリーチ型ワークショップ（対象：児童養護施設の中高校生）
11月 4日	こども基本条例案の決定
11月17日	市議会教育福祉常任委員会（こども基本条例案、パブリックコメント実施結果の報告）
11月27日	令和7年第4回定例市議会へ条例議案提出
12月 8日	令和7年第4回定例市議会において条例議案の可決・成立
12月10日	前橋市こども基本条例 公布

パブリックコメントの実施結果

■ 意見募集期間

令和7年7月15日(火)から令和7年8月29日(金)まで

■ 意見提出者数

115人(17歳までの方67人、18歳以上の方48人)

■ 提出された意見数

148件

■ 意見の内訳

全体に関する意見	56件
名称に関する意見	3件
前文に関する意見	5件
第1章総則に関する意見	6件
第2章大切なこどもの権利に関する意見	16件
第3章こどもの権利を保障するための役割に関する意見	9件
第4章こどもの権利の普及促進に関する意見	9件
第5章雑則に関する意見	1件
その他意見	43件

(2) 条例の全文

前橋市子ども基本条例（令和7年前橋市条例第47号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 大切な子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 子どもの権利を保障するための役割（第9条—第14条）

第4章 子どもの権利の普及促進（第15条・第16条）

第5章 雑則（第17条）

附則

「私たち子どもは、一人一人が自分を大切に、夢や希望を持って大人になるために、全ての子どもが安心できる社会になることを望んでいます。また、生まれたその時から、社会の一員として、愛され、成長していくことを強く願います。

そのために、私たちはやりたいことに何でも挑戦し、その中で様々な人と助け合い、意見を伝え合っています。

大人の皆さんには、私たちの憧れの存在であってほしいと願うとともに、私たちの挑戦を見守り、否定せず応援し、ときには助けてほしいと思っています。

そして、私たち自らも、この条例について、また、そこに込められた思いについて深く理解し、大人の皆さんとともに行動していきます。」

これは、子どもの権利を学んだ前橋市の子どもたちが、自分たちが望む社会の実現に向けて、大人たちに宛てたメッセージです。

前橋市は、子どもたちの望む社会の実現に向け、子どもの声を真摯に聴き、その意見と思いを尊重し、子どもが主体的かつ創造的に生きる力を育むことができるよう、市全体で見守り、支援していきます。

そして、子どもの権利条約の考えに基づき、子どもの権利保障を基本としたまちづくりを推進し、子どもの笑顔があふれ、子どもと大人が手を取り合う「子どものまち前橋」を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利を保障するための基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して健やかに自立した個人として成長することができる社会を実現することを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

- (1) 子ども 18歳未満の人とこれらの人と等しく権利を持つことが適当だと認められる人をいいます。
- (2) 保護者 親と親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉施設、学校、社会教育施設その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。
- (4) 地域住民 子どもが生活する地域の住民や団体をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人や法人その他団体をいいます。

（基本理念）

第3条 子どもの権利を保障することの基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 子どもが、あらゆる偏見や差別を受けず、権利を持つ個人として尊重されること。
- (2) 子どもが、自分に関係のあることについて意見を表すことや社会に参加する機会が確保され、その意見が年齢と発達に応じて尊重されること。
- (3) 子どもに関することが決められ、行われるときは、その子どもにとって最も良いことは何か、第一に考えられること。
- (4) 子どもの年齢と発達、個別の状況に応じた支援が、行われること。

第2章 大切なこどもの権利

(こどもの権利の保障等)

第4条 こどもは、こどもの権利条約（児童の権利に関する条約をいいます。第16条第3項においても同じです。）の考えに基づき、生まれた時から権利を持つ個人として、その権利が保障されなければなりません。

2 市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者は、数多くあるこどもの権利のうち、特にこの章に定める権利を大切にします。

3 こどもは、こどもの権利について学び、理解を深めるとともに、他の人の権利を認め、尊重します。

(安心して生きる権利)

第5条 こどもは、安心して自分らしく生きるために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 命が大切にされること。
- (2) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (3) 体や心の健康に配慮され、適切な医療や支援を受けられること。
- (4) 安全な環境の下で安心して生活を送ること。
- (5) 幸せを追求すること。

(豊かで健やかに育つ権利)

第6条 こどもは、豊かで健やかに育つために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 愛情と理解を持って生まれること。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 学ぶこと。
- (4) 体や心の健康のために休むこと。
- (5) 自然、芸術、文化、スポーツ等に触れ親しむこと。
- (6) 夢や希望を持ち、挑戦すること。
- (7) 適切な支援や助言を受けること。

(自分を守り、守られる権利)

第7条 こどもは、自分を守り、自分が守られるために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) あらゆる差別を受けないこと。
- (2) いじめ、体罰、虐待その他体や心に対する暴力を受けないこと。
- (3) 健全な心が育つ環境が守られること。
- (4) 他者が利益を得るためにこどもの幸せが奪われないこと。
- (5) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。
- (6) プライバシーと名誉が守られること。
- (7) 困っていることを相談し、助けを求めること。

(意見を表し、社会に参加する権利)

第8条 こどもは、自分の意見を表し、社会に主体的に参加するために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 自分の気持ちや意見を表すことができ、それが尊重されること。
- (2) 適切な情報を取得できること。
- (3) 仲間を作り、集まり、活動すること。
- (4) 意見を表し、社会に参加する機会が確保されること。
- (5) 自分に関係のあることを主体的に決めることができ、それが尊重されること。

第3章 こどもの権利を保障するための役割

(保護者の役割)

第9条 保護者は、こどもの権利を保障するために、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、次の役割を担います。

- (1) こどもの養育に関する責任を自覚し、こどもが自立した個人として成長できるよう、その尊厳を守り、愛情をもって養育すること。
- (2) こどもが安全に、安心して生活ができる家庭環境を整備すること。
- (3) こどもが基本的な生活習慣、規範意識、豊かな人間性等を身につけることができるよう、その育ちを支えること。

(市の役割)

第10条 市は、こどもの権利を保障するために、基本理念に基づき、次の役割を担います。

- (1) こどもに関する施策を実施するとともに、こどもが安全に、安心して生活できるまちづくりを推進すること。
- (2) 保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。

(育ち学ぶ施設の役割)

第11条 育ち学ぶ施設は、こどもの権利を保障するために、基本理念に基づき、次の役割を担います。

- (1) こどもが集団で取り組む多様な活動を通じて、人として育ち、学ぶことができる環境の整備に努めること。
- (2) こどもの年齢と発達に応じた指導と支援に努めること。

(地域住民の役割)

第12条 地域住民は、こどもの権利を保障するために、基本理念に基づき、次の役割を担います。

- (1) 地域活動における住民との交流や自然、歴史、文化との関わりを通じて、こどもの豊かで健やかな育ちの支援に努めること。
- (2) 身近なこどもを見守り、こどもが安全に、安心して生活できる地域づくりに努めること。

(事業者の役割)

第13条 事業者は、こどもの権利を保障するために、基本理念に基づき、次の役割を担います。

- (1) 雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう職場環境の整備に努めるとともに、こどもと子育てに関する理解を深めることができるよう、その支援に努めること。
- (2) こどもの権利を保障するために市が行う事業、育ち学ぶ施設や地域住民が行う活動、こどもの主体的な活動に協力するよう努めること。

(共通の役割)

第14条 市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者は、こどもが、こどもの権利について学び、理解を深めるとともに、他の人の権利を認め、尊重することができるよう相互に連携し、協力して支援する役割を担います。

第4章 こどもの権利の普及促進

(こどもの意見表明と社会参加の促進)

第15条 市、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者は、こどもに関する施策や取組の実施に当たり、こどもが情報を取得し、意見を表し、社会に主体的に参加することができるようにするとともに、こどもの年齢と発達に応じて、こどもの意見を尊重するよう努めます。

- 2 市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者は、こどもの意見表明や社会参加を促進するために、こどもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めます。

(こどもの権利の普及促進)

第16条 市は、こども、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者に対し、こどもの権利とこの条例の普及の促進に努めます。

- 2 市は、こども、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者がこどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、前橋市こどもの権利の日を定めます。
- 3 前橋市こどもの権利の日は、11月20日（国際連合総会においてこどもの権利条約が採択された日）とします。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行します。
- 2 市長は、この条例の施行の状況について検討を加え、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとします。

3

用語解説

あ行		
インクルージョン	どんな違いがあっても、すべての人が同じ社会の一員として尊重され、個々の能力を発揮して活躍できる状態のことです。	P6
ウェルビーイング (Well-being)	身体的・精神的・社会的に良好な状態であり、生き生きと自分らしく暮らしている状態のことです。	P4、6、7、 53、57
か行		
外国にルーツを持つ子ども	国籍に関わらず、親のどちらか又は両方が外国出身であることもを指します。	P53、39、 72、75
核家族	夫婦のみ、夫婦又は母親（又は父親）と未婚の子どもで構成される家族を指します。	P65
合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの平均的な人数を示す指標です。	P2、17
声を聴かれにくい子ども	家庭環境、障害、言語・文化的背景、学校や地域での立場、心理的要因などにより、自分の思いや意見を表明しにくかったり、社会や大人にその声が届きにくい状況にある子どもをいいます。	P51
国際連合総会	国際の平和や安全の維持、人権尊重、国際協力を目的に、1945年に設立された国際機関（国際連合）の審議機関です。	P10、44、 116
子ども・子育て支援法	子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行うことで、一人一人の子どもが健やかに成長することができ、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に定められた法律です。	P4、 8、9、 119、120
子ども施策連携チームズ	幅広い分野にわたる子ども関連の施策を、市役所内の複数の部署の職員で構成するチームを設置して、より強力に進める取組です。チームは、連携課題に応じて設置し、必要に応じて統廃合を行います。チームで連携しながら課題への対応や、新しい取組などを進めていきます。	P40
子どもの権利	全ての子どもが生まれた時から持っている、幸せに健やかに成長するためのものです。人としての権利（人権）に加え、子どもならではの権利があります。	P4、6、 7、8、9、 10、22、 26、27、 28、30、 34、35、 38、39、 44、45、 47、48、 95、102、 110、112、 113、114、 115、116、 118
子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約)	子どもの権利を国際的に保障するために定められた条約です。1989年に国連総会において採択され、日本は1994年に批准をしました。	P6、10、 44、45、 47、114、 115、116

こどもの最善の利益	こどもに係るあらゆる場面において、こどもの立場や状況、意向を踏まえ、その子にとって最も望ましい結果となるように判断・対応するという、こどもの権利を保障する上での原則です。	P4、48
こどもの貧困の解消に向けた対策に関する計画	「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に規定する市町村計画であり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するための計画です。	P9、44
こどものまち前橋こども・若者会議	こども施策の推進に当たり、こどもや若者の視点を尊重し、意見を聴き、対話しながら、ともに進めていくことを目的に設置をした、市内の高校生及び大学生で構成する会議です。	P40、41、51
こどものまち前橋推進本部	こどもの笑顔があふれるまちの実現に向けた施策を全庁的に推進するために設置された、市長をはじめ、各部局長で構成する組織です。	P110、111、112、113
こどものまち前橋有識者会議	保育・教育分野の専門家と、法律・経済などの有識者で構成され、児童福祉に関する事項を審議する「前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（前橋市子ども・子育て会議）」として、専門的な立場から計画の評価・検証を行う会議です。	P40、41、101、102、106、107、108、110、111、112、113
子ども・若者計画	「子ども・若者育成支援推進法」に規定する市町村計画であり、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進するための計画です。	P5、8、9、44、45、52、77
困難な状況にあるこども	健康状態、人間関係、家庭環境、経済状況など、様々な理由により、生活や成長に支援を必要とする状態にあるこどもをいいます。	P7、72

さ行

ジェンダーアイデンティティ	自分がどの性別であると感じているか、心で認識している性別のこと（性自認）です。	P57
ジェンダーギャップ	性別によって生じる教育、仕事、賃金、家庭での役割などの格差や不平等のことです。	P54
自己肯定感	自分の存在や価値を認め、成功や失敗にかかわらず、「自分は大切な存在だ」受けとめる心の状態を指します。	P7、45、50、52、53、54、62、119
自己有用感	自分の行動や存在が他者や社会にとって役に立っていると感じられる感覚のことです。	P50、52
社会的養護	虐待、貧困、家族の病気など、さまざまな事情で家庭で暮らすことが難しいこどもに対して、児童養護施設や里親家庭など、家庭に代わる場で養育・保護を行うことです。	P6、51
小児慢性特定疾病	長期の治療と高額な医療費が必要なこどもの病気のうち、国が指定する疾病をいいます。	P74、75、97
自立促進計画	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に規定する計画であり、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦（夫と死別又は離別し、再婚していない女性）の生活の安定と向上のための措置に関する計画です。	P8、9、44、52
性的指向	どの性別の人に恋愛感情や好意を抱くかという個人の性の方向性を指します。	P57、118
性的少数者	好きになる相手の性別（性的指向）や自分がどの性別だと感じているか（性自認）が、多くの人と違う人のことです。	P54

た行		
第3期県都まえばし創生プラン（前橋版人口ビジョン・総合戦略）	人口減少問題の解決に向けた行動計画です。本市の人口を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す人口ビジョンと、その結果を踏まえ、計画期間で取り組むべき施策を示す総合戦略があります。	P9、14
第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画	「子ども・子育て支援法」に規定する市町村計画であり、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進するための計画です。	P4、5、9、10、22、35、44
第七次前橋市総合計画	本市のまちづくりの最上位計画であり、市の将来像やまちづくりの方向性を示すものです。基本理念であるビジョンを「めぶく。～良いものが育つまち（Where good things grow.）～」とし、将来都市像を「新しい価値の創造都市・前橋」と掲げています。	P8、9、22
男女共同参画	性別に関係なく、誰もが自分らしく能力を発揮し、社会のさまざまな場面で対等に参加し、役割を分担し合える社会をめざすことです。	P9、54、56、57
DX（Digital Transformation）	デジタル技術（AI、IoT、ビッグデータなど）を活用して、ビジネスモデル、業務プロセスなどを根本的に変革し、より良い価値を生み出すことです。	P58、59
特別支援教育	障害のあるこどもが安心して学び、自分の力を伸ばせるように、その子に合わせた教え方や支援を行う教育です。	P6、74
共働き・共育て	共働きは、夫婦ともに仕事をして収入を得ている状態、共育ては、夫婦が協力して子育てを行っている状態を指します。	P7、65、68、69、70、73

な行

は行		
伴走型相談支援	一方的にサービスを提供するのではなく、本人の気持ちや状況に寄り添いながら、継続的に課題解決の支援を行う手法です。	P69
非認知能力	学力テストなどでは数値化されない内面的な能力のことです。自己肯定感、意欲、忍耐力、協調性、判断力などがあります。	P7、54
不妊・不育	不妊とは、妊娠を希望する夫婦等が一定期間避妊をせずに性行為を行っても妊娠に至らない状態を指します。不育とは、妊娠はするものの、流産や死産を繰り返し、結果的にこどもを持てない状態を指します。	P23、65、69
母子保健を含む成育医療等に関する計画	「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」に基づく「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）」を踏まえた計画であり、地域特性に応じた成育医療等の提供に関する施策を総合的に実施するための計画です。	P8、9、44、77、152、

ま行		
前橋市次世代育成支援行動計画	「次世代育成支援対策推進法」に規定する市町村計画であり、次世代育成支援対策（次世代を担うこどもが健やかに育つ社会を作るための取組）を総合的かつ効果的に推進するための計画です。	P9、44
前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	「社会福祉法」に規定する地方社会福祉審議会の設置に関し、必要な事項を「前橋市社会福祉審議会条例」で定めています。同条例では、障害者福祉や高齢者福祉など、それぞれの分野について専門分科会を設置することとしており、児童福祉専門分科会はその1つです。子ども・子育て支援法に掲げる事項（子ども・子育て支援事業計画等）について調査審議します。	P40、106

や行		
ヤングケアラー	本来、大人が担うような家事や家族の世話を、日常的に引き受けているこどもを指します。過度に負担がかかることで、こどもらしい生活が送れず、成長に影響を及ぼす恐れがあります。	P3、6、39、44、45、53、72、73、74、90、91、93
有業率	15歳以上の人口のうち、「実際に仕事をしている人」が占める割合です。有業率が高いほど、仕事をしている人が多くなります。	P19

ら行		
ライフキャリア	仕事（キャリア）だけでなく、家庭や趣味、地域活動など、人生全体の役割や経験の積み重ねにより形成される、生き方の軌跡・方向性のことです。	P7

わ行		
ワークライフバランス	自分の望む形で、仕事（ワーク）と私生活（ライフ）の調和（バランス）が取れた状態を指します。	P68



前橋市こども計画
～こどもも幸せに暮らせる前橋市スマイル計画～

令和8年3月発行

発行：前橋市こども未来部こども政策課
前橋市朝日町三丁目36番17号
電話：027-212-0883



前橋市
こども計画

こどもも幸せに暮らせる 前橋市スマイル計画

